



第4次 松山市 男女共同参画 基本計画

共に次のステップへ
一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち



松山市は、松山市男女共同参画推進条例に基づき、平成 17 年に「松山市男女共同参画基本計画」を策定し、以降、平成 29 年の第3次計画まで改定を重ね、男女共同参画社会を実現するため様々なことに取り組んできました。

少子高齢化や人口減少に加え、就労形態の多様化、ジェンダー平等の実現に向けた国際的合意の形成、働き方改革の推進など、私たちを取り巻く情勢は大きく変動しています。また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、社会や経済に影響を与え、暮らしや働き方、社会経済活動を見直すきっかけになっています。

こうした中、育児・介護休業法が改正されるなど様々な法整備も進み、男女が共に家庭や職場、地域社会などの多様な分野で活躍できる環境が整いつつあります。この現状を、男女共同参画を一層強力に進めていく重要な機会と捉え、新しく「第4次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

本計画は、国の「第5次男女共同参画基本計画」と県の「第3次愛媛県男女共同参画計画」で示された新たな視点を考慮し、令和3年度に実施した市民意識調査の結果も参考にしながら、「男性の家事・育児・介護等への参画推進」などの重点目標を新しく設定しています。

男女共同参画を推し進めることは、幅広く多様な人々を尊重し合う多様性社会の実現にもつながります。

今後は、本計画に基づき、全ての人々が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思で個性と能力を十分に発揮できる社会にするため、関係機関と連携を更に深め、市民の皆さんと一緒に、一人でも多くの人を笑顔にする取組を進めていきます。

結びに、本計画の策定に当たり御尽力いただいた、松山市男女共同参画会議委員の皆様、貴重な御意見をいただきました市民の皆様と関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和5年3月

野志克仁

目次

計画策定の目的	3
計画の性格	3
計画の期間	4
計画の策定方法	4
松山市のあゆみ	5
政策体系	6
推進体制	6
基本理念	7
計画の体系	8
数値目標	10
SDGs の達成	11
男女の人権の尊重	13
【1-1】男女間のあらゆる暴力の根絶	14
【1-2】生涯を通じた男女の健康支援	18
【1-3】メディアでの男女の人権の尊重	21
社会制度・慣行の見直しと意識改革	23
【2-1】社会での制度や慣行についての見直し	24
【2-2】誰もが安心して暮らせる条件の整備	26
方針決定過程への女性の参画拡大	29
【3-1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	30
【3-2】地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	32
仕事と生活の調和	35
【4-1】雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し	36
【4-2】男性の家事・育児・介護等への参画推進	38
【4-3】安心して子どもを産み育てられる環境整備	41
地域防災分野での男女共同参画	45
【5-1】男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化	46
【5-2】男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立	48
教育分野での男女共同参画	49
【6-1】男女平等を推進する教育・学習の充実	50
【6-2】多様な選択を可能にする教育・学習の充実	52
関連データ	56
資料編	68
【資料1】男女共同参画社会基本法	68
【資料2】松山市男女共同参画推進条例	72
【資料3】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	76
【資料4】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	86
【資料5】政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	95
【資料6】男女共同参画のあゆみ	97
用語解説	101

計画策定の目的

全ての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現は私たちの願いです。日本国憲法でも、個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等を実現するために、様々な法律や制度の整備が進められてきました。

本市では、豊かで活力ある男女共同参画社会¹を実現するため平成 15 年(2003 年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、平成 17 年(2005 年)には「松山市男女共同参画基本計画」を、平成 23 年(2011 年)には「第2次松山市男女共同参画基本計画」を、平成 29 年(2017 年)には「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定し、実施計画に基づき各種事業に取り組んできました。

令和4年(2022 年)度末をもって、「第3次松山市男女共同参画基本計画」の計画期間を終えることから、これまでの取組に関する成果と課題を検証し、一層の取組を加速させるため、「第4次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

計画の性格

- (1) 「松山市男女共同参画推進条例」に基づき、国や愛媛県の男女共同参画基本計画との整合を図りつつ、第6次松山市総合計画²の施策に位置付けられている男女共同参画社会の実現を目指し、本市の特性に応じた男女共同参画の取組を明らかにした総合的な計画です。
- (2) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「配偶者暴力防止法³」という。)に基づく「松山市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」(以下「配偶者暴力防止基本計画」という。)を含む計画です。
(主要課題1 重点目標1)
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下「女性活躍推進法⁴」という。)に基づく「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」(以下「市町村推進計画」という。)として位置付けた計画です。
(主要課題3及び主要課題4)
- (4) 市、市民及び事業者が、家庭、地域、職場、学校などのあらゆる場で男女共同参画を推進するための目標・指針です。
- (5) 本計画に示された施策の方向に沿って、具体的な事業実施計画を策定します。

¹ 男女共同参画社会 男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

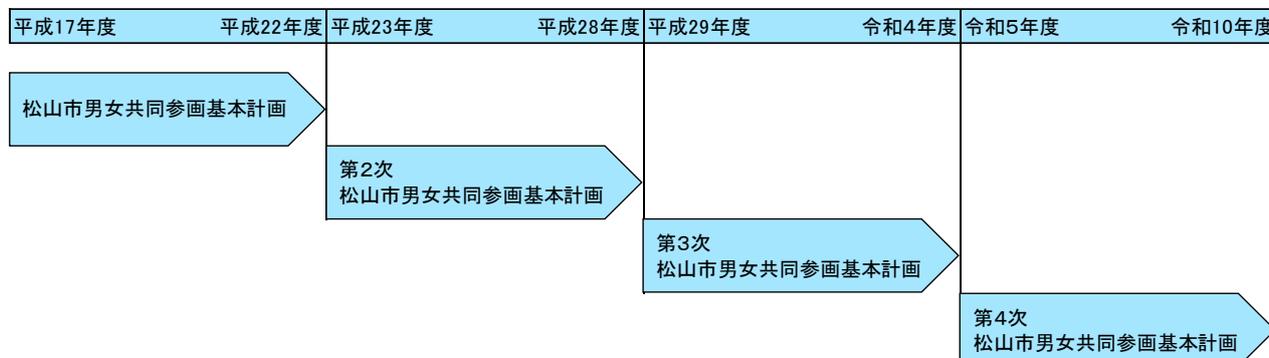
² 第6次松山市総合計画 市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画

³ 配偶者暴力防止法 配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律(平成 13 年法律第 31 号)

⁴ 女性活躍推進法 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成 27 年法律第 64 号)

計画の期間

本計画の期間は、令和5年(2023年)度から令和10年(2028年)度までの6年間とします。なお、社会経済環境の変化や計画の進捗状況、国及び愛媛県の動向などを見据えながら、必要に応じて適宜見直しを行います。



計画の策定方法

令和3年(2021年)度に、(公財)松山市男女共同参画推進財団と松山市が、男女共同参画に関することを調査・研究し、施策を検討するために実施したアンケート調査の結果を参考にしています。

- ・調査名称 「男女共同参画に関する市民意識調査」
- ・調査期間 令和4年(2022年)2月
- ・配布数 3,000人(回収1,353人 有効回収率45.1%)
- ・対象者 本市在住の20歳から79歳までの男女

松山市のあゆみ

本市は、平成2年(1990年)に男女共同参画社会の実現に向けた本格的な取組を始めるとともに、女性関係施策推進のための庁内組織として「松山市女性行政推進会議」(現「松山市男女共同参画行政推進会議」)を設置しました。

平成3年(1991年)、本市で初めて女性問題に関する市民意識調査を実施し実態把握に努めたほか、女性海外派遣事業を実施し、男女共同参画に積極的に取り組む人材の育成を図りました。

平成5年(1993年)、女性行政を総合的、計画的に推進するため「松山市女性行動計画」を策定するとともに、女性に関する問題の現状と課題を検討し、「まつやま女性会議」(現「松山市男女共同参画会議」)を設置しました。以後、男女共生フォーラムや女性大学の開催など、「松山市女性行動計画」に沿って女性行政を積極的に展開してきました。

平成11年(1999年)、国の「男女共同参画2000年プラン」や愛媛県の「愛媛県女性行動計画」を考慮しつつ、「女性問題に関する市民意識調査」や「まつやま女性会議」からの提言を踏まえ、新たな課題に対応するために本市が取り組むべき施策の基本的方向を明確にした松山市女性行動計画改訂版「松山市男女共同参画推進プラン」を策定しました。

平成12年(2000年)、男女共同参画推進の拠点として「松山市男女共同参画推進センター(通称:コムズ)」を開館しました。市民の自主的な活動の支援、男女共同参画社会づくりのための交流・ネットワークづくりや学習機会・情報の提供及び女性問題や男女の自立促進に関する相談等を通して、市民の更なる男女共同参画意識の醸成やよりよいパートナーシップづくりに努めています。

「男女共同参画社会基本法」、「愛媛県男女共同参画推進条例」等を踏まえ、平成15年(2003年)に「松山市男女共同参画推進条例」を制定し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めました。

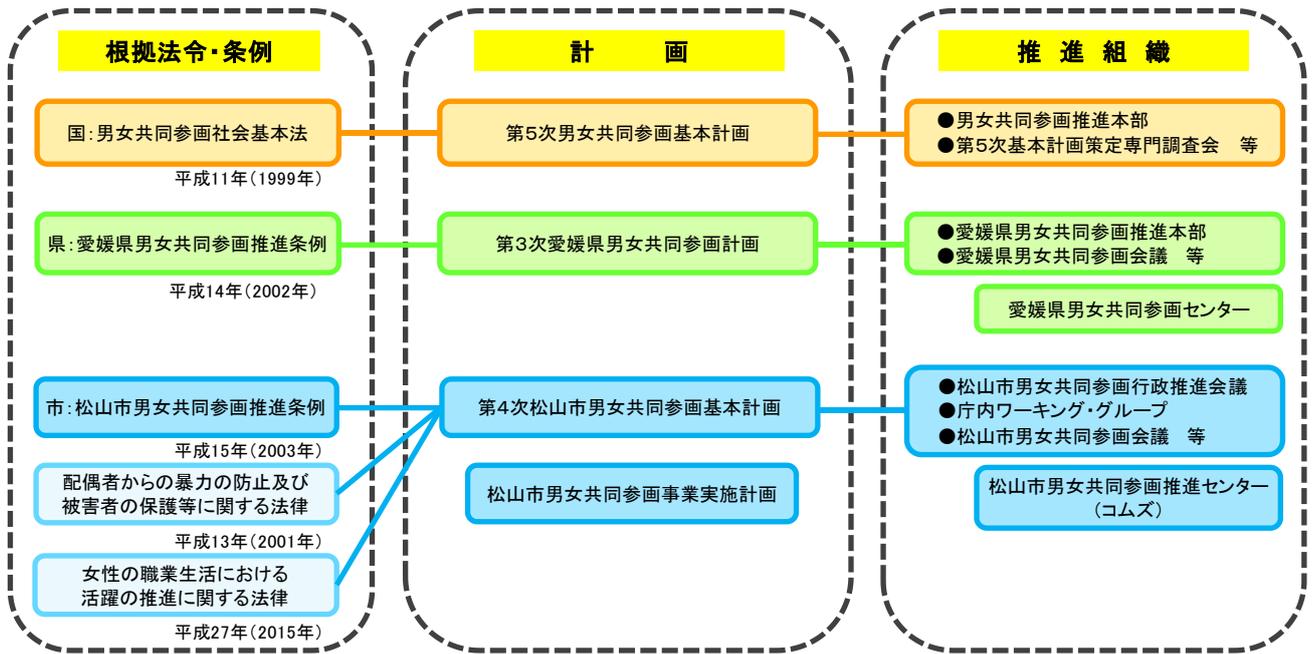
平成16年(2004年)、市民一人一人に男女共同参画の意識が浸透し、男女共同参画の先進都市となるよう「日本女性会議2004まつやま」を市民と行政との協働のもと開催しました。

平成17年(2005年)、「松山市男女共同参画基本計画」及び「松山市男女共同参画事業実施計画」(以下「事業実施計画」という。)を策定し、「事業実施計画」で毎年度事業の進捗管理を行い、男女共同参画社会の実現に向け取り組んできました。

平成22年(2010年)、関係各課の担当職員等で構成する「庁内ワーキング・グループ」を発足させ、男女共同参画を推進する庁内体制をより強化しました。平成23年(2011年)に配偶者暴力防止基本計画を含む「第2次松山市男女共同参画基本計画」、平成29年(2017年)には市町村推進計画として位置付けた「第3次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

令和4年(2022年)、国の「第5次男女共同参画基本計画」や愛媛県の「第3次愛媛県男女共同参画計画」の策定を受けて、「庁内ワーキング・グループ」、「松山市男女共同参画会議」及び「松山市男女共同参画行政推進会議」による協議等を経て、令和5年(2023年)に「第4次松山市男女共同参画基本計画」を策定しました。

政策体系



推進体制

① 庁内体制の充実

男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内組織である「松山市男女共同参画行政推進会議」や「庁内ワーキング・グループ」で情報の共有化と庁内連携を強化するとともに、計画の総合的な推進を図ります。

② 松山市男女共同参画会議の機能活用

学識経験者などで組織する「松山市男女共同参画会議」で、男女共同参画推進に関する基本的かつ重要な事項について調査・審議を行い、意見を聴きながら事業を推進します。

③ 市民及び事業者との連携・協力

男女共同参画の推進に向け、市民及び事業者に対して積極的な情報提供等を行い、理解を深めるとともに、連携・協力しながら、第4次松山市男女共同参画基本計画を推進します。

④ 拠点施設の機能の充実

男女共同参画社会の実現に向けた活動の拠点施設である松山市男女共同参画推進センター(コムズ)で、男女共同参画に関する情報の収集、学習機会の提供、各種団体・グループの支援、相談などの活動を充実させ、より効果的な事業を推進します。

⑤ 事業実施計画の策定と進捗状況等の公表

第4次松山市男女共同参画基本計画を具体的かつ計画的に推進していくため、事業実施計画を策定し、毎年度進捗状況を的確に把握・評価するとともにその評価内容を公表するなど、より効果的な推進につなげていきます。

基本理念

松山市男女共同参画推進条例に基づき、男女共同参画社会の実現のために次の8つの基本理念を掲げます。

1. 男女の人権が尊重され、性別による差別を受けることがない社会をつくります。
2. ジェンダー¹を反映した社会での制度又は慣行が男女の自由な活動の選択を妨げることのない社会をつくります。
3. 市、事業者その他の団体での政策又は方針の立案及び決定に男女が共に参画できる社会をつくります。
4. 男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができる社会をつくとともに、相互の協力と社会の支援のもとに家庭生活での活動と他の活動を両立することができる社会をつくります。
5. 地域での活動の中で、男女が互いを配慮するとともに尊重しつつ、共に支え合っていく社会をつくります。
6. 様々な教育の場で主体的に学び、考え、行動することのできる自立の精神と男女平等の意識が育まれる社会をつくります。
7. 男女共同参画はすべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれることなく、国際的な広い視野で推進します。
8. 男女が互いの性を尊重し、妊娠、出産その他の生殖と性に関して、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたり心身が健康に保たれることに配慮して推進します。

男女がともに活躍できる社会へ

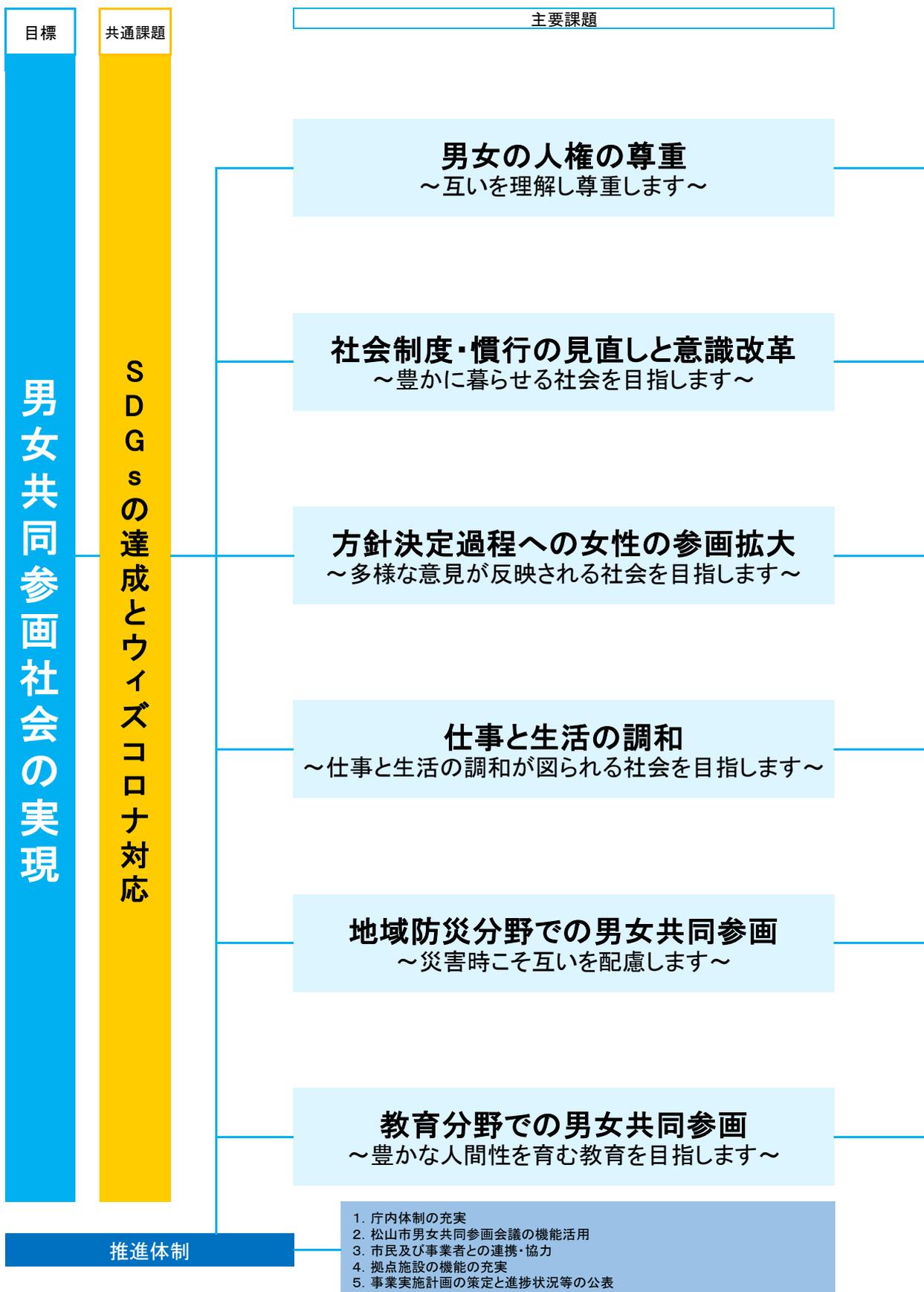


内閣府
男女共同
参画局

男女共同参画シンボルマーク
(内閣府男女共同参画局)

¹ ジェンダー 生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別

計画の体系



重点目標	施策の方向	ページ 番号
男女間のあらゆる暴力の根絶	<ol style="list-style-type: none"> 1. 暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実 2. 自立に向けた総合的な支援体制の充実 3. 関係機関・団体との連携による暴力への対処等 4. 性暴力への対策の推進 	14
生涯を通じた男女の健康支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 心とからだの健康づくりの支援 2. 健康をおびやかす問題への対策の推進 3. 自殺の予防と対策 	18
メディアでの男女の人権の尊重	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援 2. 公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進 3. インターネット上の女性に対する暴力等への対応 	21
社会での制度や慣行についての見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進 2. 固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し 3. アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消 	24
誰もが安心して暮らせる条件の整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実 2. 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援 3. 多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施 	26
市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ol style="list-style-type: none"> 1. 審議会等への女性の参画促進 2. 管理監督者への女性の登用促進 	30
地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大	<ol style="list-style-type: none"> 1. 女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進 2. 地域活動への参画促進 3. 地域で活動する団体等の支援・連携促進 4. 政治分野での男女共同参画推進 	32
雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性中心型労働慣行の見直し 2. 男女の均等な雇用の機会と待遇の確保 3. 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進 4. 農業分野での女性の経営参画の促進 5. 職業能力の開発支援 6. 多様な就業ニーズへの対応 	36
男性の家事・育児・介護等への参画推進	<ol style="list-style-type: none"> 1. 男性にとってのワーク・ライフ・バランス 2. 育児休業等取得への啓発・支援 3. 家事・育児・介護等の実践に向けた支援 	38
安心して子どもを産み育てられる環境整備	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子育て環境の充実 2. 妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実 3. ひとり親家庭等の生活への支援 4. 相談体制の確立 	41
男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自主防災組織や防災士などへの支援 2. 産官民学が連携した地域防災力の強化 	46
男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立	<ol style="list-style-type: none"> 1. 避難所運営や仮設住宅での男女共同参画 2. 防災知識の普及 3. 災害用物資の支援 4. 復興への取組での男女共同参画の視点強化 	48
男女平等を推進する教育・学習の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学校教育での男女平等の推進 2. 家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進 3. 子どもにとっての男女共同参画 	50
多様な選択を可能にする教育・学習の充実	<ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習の推進 2. 女性の能力開発(エンパワーメント)のための機会の充実 	52

数値目標

本計画を具体的に推進するために、次の項目について数値目標を定めます。

全体目標

項目		実績値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
男女の地位の平等感	家庭	34.4%	46%
	職場	26.5%	32%
	学校教育	58.6%	62%
	地域社会	32.5%	48%
	法律や制度上	35.4%	41%
	政治	16.0%	19%
	社会全体	17.1%	23%

個別目標

主要課題	項目	実績値 令和3年度 (2021年度)	目標値 令和10年度 (2028年度)
男女の人権の尊重	ドメスティック・バイオレンス被害を誰(どこ)にも相談しなかった人の割合	22.6%	減少
社会制度・慣行の見直しと意識改革	固定的性別役割分担意識に賛成の割合	25.2%	減少
方針決定過程への女性の参画拡大	審議会等 ¹ への女性の登用率	44.1% <令和4年4月1日>	50% <令和11年4月1日>
	市職員の管理職(課長級以上)に占める女性の割合	11.4% <令和4年4月1日>	12%以上 <令和7年度>
仕事と生活の調和	市職員の育児休業を取得する男性の割合	35.7%	30%以上 <令和7年度>
	保育所等利用待機児童数(※)	0人 <令和4年4月1日>	0人
	放課後児童クラブ入会児童数	5,347人	6,439人 <令和6年度>
	この1週間、バランスの良い時間の使い方ができた人の割合	51.5%	増加
	男性の1日あたりの平均的な家事・育児時間(休日)	女性の50%	増加
	まどんな応援企業数	85	100
地域防災分野での男女共同参画	防災士に占める女性の割合	20.5%	23.0%
教育分野での男女共同参画	松山市男女共同参画推進センター各種啓発事業への参加者数	1,596人	4,000人
	松山市男女共同参画推進センター各種啓発事業への30代以下の参加者数	692人(推計値)	1,200人

(※)調査日時点で、保育の必要性が認定され保育所等へ入所申込みをしているが、入所できていない児童数(なお、保護者の私的な理由により待機している場合など、一定の条件を満たしていないものを除く。)

¹ 審議会等 政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関

SDGs の達成

SDGs(Sustainable Development Goals)とは、平成 27 年(2015 年)に開催された国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中に掲げられた「持続可能な開発目標」です。

SDGs は、豊かさを追求しながらも地球環境を守り、「社会・環境・経済」のバランスがとれた持続可能で多様性と包摂性のある社会を目指すため、「誰一人取り残さない」「全ての人が参加する」といった考えの下、全ての国が取り組む世界共通の目標として、17 の目標で構成されています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



本計画では、「SDGs の達成」を計画全般に係る共通課題の一つに設定し、SDGs の達成に向けて取組を進めます。

主要課題	SDGs 関連性の高い3ゴール
<p>男女の人権の尊重 ～互いを理解し尊重します～</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 5 ジェンダー平等を実現しよう 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>社会制度・慣行の見直しと意識改革 ～豊かに暮らせる社会を目指します～</p>	<p>1 貧困をなくそう 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>方針決定過程への女性の参画拡大 ～多様な意見が反映される社会を目指します～</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に</p>
<p>仕事と生活の調和 ～仕事と生活の調和が図られる社会を目指します～</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう 8 働きがいも経済成長も 10 人や国の不平等をなくそう</p>
<p>地域防災分野での男女共同参画 ～災害時こそ互いを配慮します～</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう 11 住み続けられるまちづくりを 13 気候変動に具体的な対策を</p>
<p>教育分野での男女共同参画 ～豊かな人間性を育む教育を目指します～</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう</p>

互いを理解し 尊重します



女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボン
(内閣府男女共同参画局)

〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 3 条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んじられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が平等に確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的又は性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 第 10 条 男女共同参画は、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮して推進されなければならない。

【1-1】男女間のあらゆる暴力の根絶

【現状と課題】

○「男女の人権の尊重」は、男女共同参画社会の基礎となるものであり、配偶者やパートナー等からの暴力(以下「DV¹」という。)、セクシュアル・ハラスメント²、性犯罪等の人権を侵害する行為の根絶は、男女共同参画社会を実現するために解決すべき重要な課題です。

○近年、女性に対する暴力の問題の根深さが改めて浮き彫りになり、暴力根絶を求める声も高まっています。特に、性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじる行為であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすため、性犯罪・性暴力の根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要があります。その根絶に向けて、誰もが加害者、被害者又は傍観者にならないよう、社会全体でこの問題に取り組む必要があることを自覚することが重要です。

○全国のDV相談件数の推移をみると、令和元年(2019年)度に11万9,276件だったのが令和2年(2020年)度に18万2,188件と約1.5倍に増加、令和3年(2021年)度以降も引き続き高水準で推移しており³、コロナ下の生活不安やストレス、外出自粛による在宅時間の増加等の影響が指摘されています。⁴

○本市のDV相談件数の推移は近年減少傾向にありますが、平成30年(2018年)度にえひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」が開設され、愛媛県下の相談件数は増加しています。

○本市の市民意識調査によると、受けたことがあるDVについて、男女共に「身体的暴行」より「精神的攻撃」の割合が高いという特徴があります。

○配偶者や交際相手からの暴力の相談先は、「家族・親戚」と「友人・知人」がどちらも50%前後となっています。「相談した」と回答した人の相談先は身内や知人などが多く、相談機関等の利用は少ない状況です。一方で、「誰(どこ)にも相談しなかった」と回答した人は男性が特に多く44.4%となりました。

○被害者が安心して相談できるような窓口の工夫や相談機関の周知・啓発、相談体制を充実させることが必要です。

相談窓口	連絡先
性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター【全国共通番号】	#8891
県福祉総合支援センター(土日祝日・年末年始は休み)	TEL927-3490
県女性のための夜間電話相談(祝日・年末年始は休み)	TEL927-3490
県男女共同参画センター(月曜日・祝日・年末年始は休み)	TEL926-1644
えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」(無休)	TEL909-8851
県警察本部(無休)	TEL931-9110
市福祉・子育て相談窓口(土日祝日・年末年始は休み)	TEL948-6413
市男女共同参画推進センター(月・木曜日・年末年始は休み)	TEL943-5770

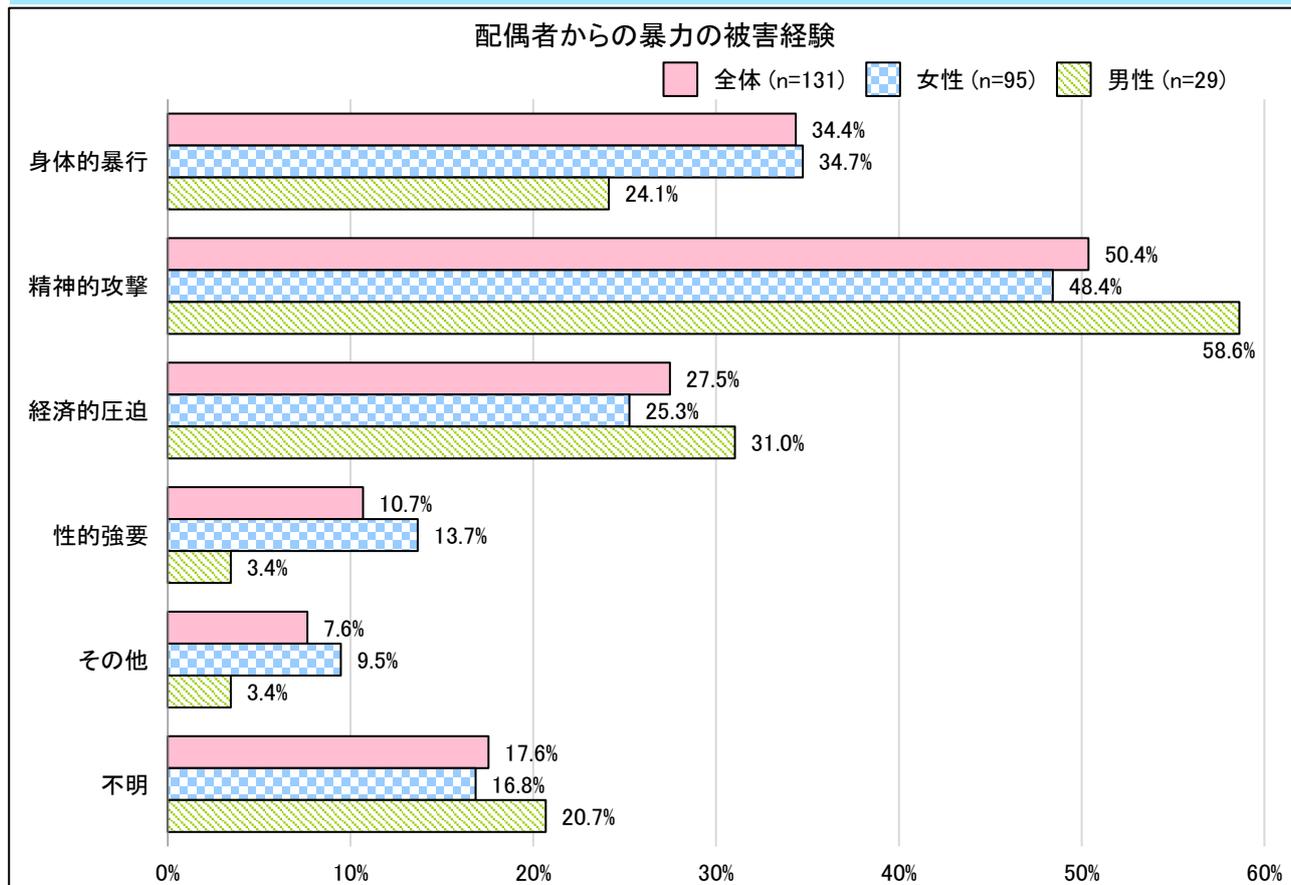
¹ DV ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待

² セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。

³ 資料出所:内閣府男女共同参画局

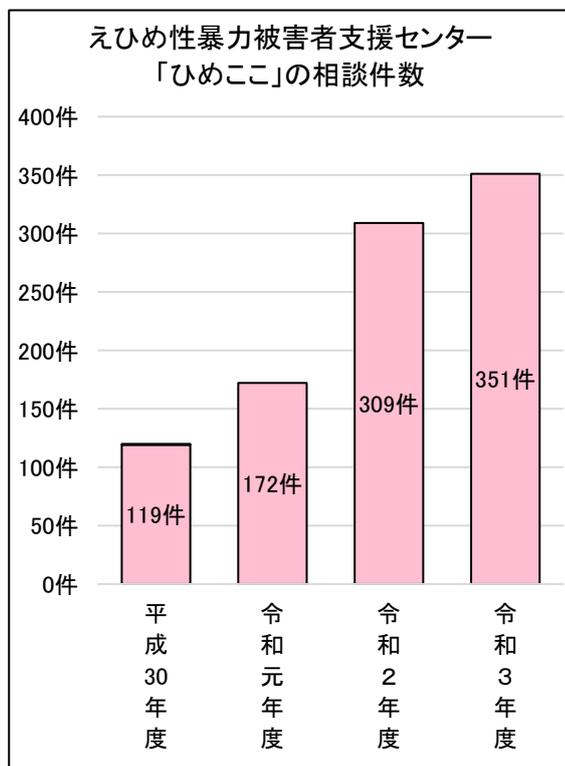
⁴ 資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会

DVの実態



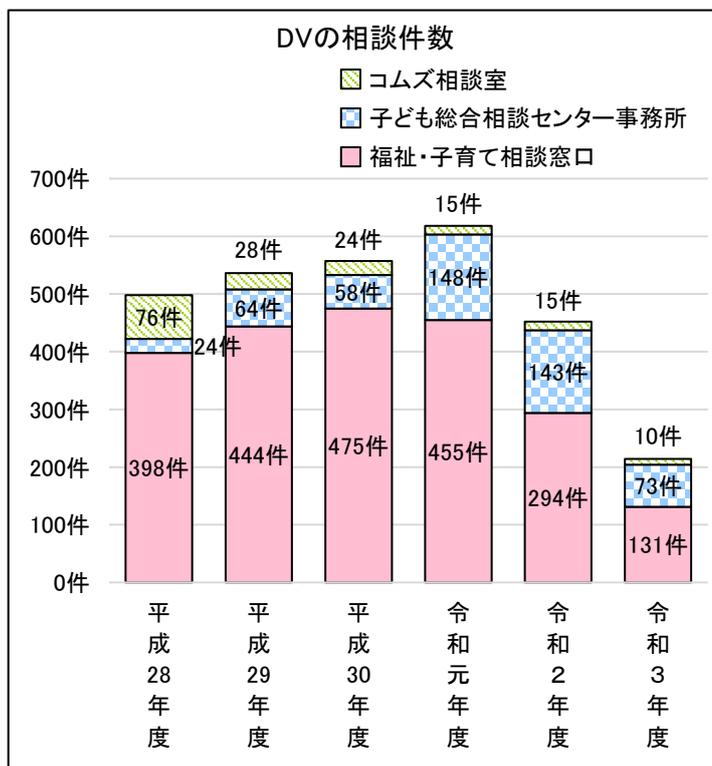
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

(愛媛県)



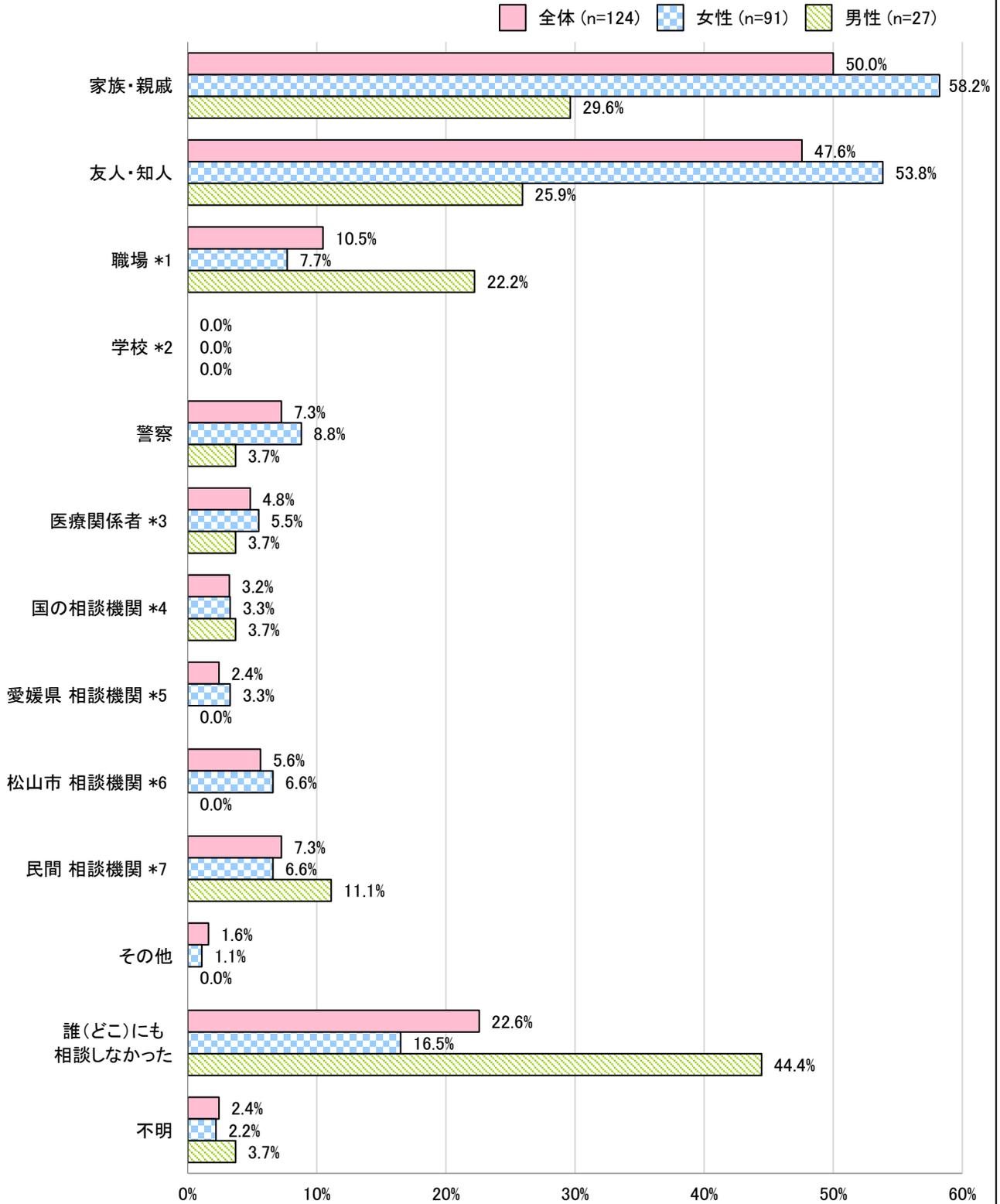
資料出所: 愛媛県ホームページより作成

(松山市)



資料出所: 松山市子育て支援課

配偶者や交際相手からの暴力の相談先



*1 職場: 上司、同僚、部下、取引先など *2 学校: 教員、養護教諭、スクールカウンセラーなど

*3 医療関係者: 医師、看護師など

*4 国の相談機関: 民生委員・児童委員、法務局・地方方法務局、人権擁護委員

*5 愛媛県 相談機関: 愛媛県男女共同参画センター、愛媛県福祉総合支援センター、配偶者暴力相談支援センター、えひめ性暴力被害者支援センター〔ひめここ〕

*6 松山市 相談機関: 市役所〔婦人・家庭児童相談など〕、松山市男女共同参画推進センター・コムズ

*7 民間 相談機関: 弁護士・弁護士会、カウンセラー・カウンセリング機関、民間シェルター、NPO法人など

資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【1-1-1】暴力の根絶に対する社会的認識の徹底と相談体制の充実

男女間のあらゆる暴力の未然防止及び早期発見のために、市ホームページや広報紙等での暴力防止に関する啓発及び相談窓口の周知に積極的に取り組みます。

さらに、電話、来所、訪問等の既存の窓口の利用が難しい方が気軽に相談できるよう開設した SNS の相談窓口を通じ、男女間の暴力に対して安全・安心に配慮した迅速な対応や適切な支援に努めます。

【1-1-2】自立に向けた総合的な支援体制の充実

DV 被害者支援庁内連絡会議を開催することに加えて、被害者支援対応マニュアルの見直しを適宜行うことで実効性を高めます。

また、最も必要な支援を速やかに提供できるよう、支援業務や相談業務に携わる関係職員研修及び職員相互の情報交換を行う場として DV 被害者支援担当研修会を実施します。

【1-1-3】関係機関・団体との連携による暴力への対処等

愛媛県福祉総合支援センター、配偶者暴力相談支援センター、えひめ性暴力被害者支援センター「ひめここ」、警察、裁判所、医療機関等の関係機関との連携により、被害者の安全確保や自立支援に取り組むことが重要です。そのために、関係機関等で構成する連絡会議や各種相談窓口と協力し、円滑かつ迅速に対応できる組織体制を確立します。

【1-1-4】性暴力への対策の推進

児童・生徒や保護者等が性や心と体の健康に正しい知識を持ち、理解を深めることができるよう講演会等を行います。また、教職員にも研修等で教職員等による児童・生徒への性暴力等の防止を含めたコンプライアンスの周知徹底に努めます。

写真で見る松山市の男女共同参画の取組 ～女性に対する暴力をなくす運動～



市内大学での啓発活動

女性に対する暴力をなくす運動期間(毎年 11 月 12 日～25 日)に、若い世代のみなさんにデート DV 防止を啓発するため、市内の大学で、みきゃんやはッピーカバー君と一緒にパープルリボンとデート DV 防止のカード等を配布しました。



松山城のパープルライトアップ

例年全国の施設で、女性に対する暴力根絶に向けた意識啓発等として、シンボルであるパープルリボンにちなみ、パープルライトアップが行われています。本市では、市の象徴とも言える「松山城」を紫色にライトアップし、DV 防止の呼びかけを行いました。

【1-2】生涯を通じた男女の健康支援

【現状と課題】

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての前提と言えます。
- 本市の死亡年齢最頻値¹は女性が95歳以上、男性は85歳～89歳であり、全国的にも今や、女性の半数は90歳以上まで生きるといわれています。まさに、人生100年時代と言えます。
- 女性は心身の状況が年代によって大きく変化するため、ライフステージに応じた心身の健康づくりが必要となります。
- 生理や妊娠・出産、更年期等の女性特有の健康課題等について理解・関心を深めることにより、男女共に女性の健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー²)を高めていくことが重要です。
- 本市の死因の第1位は悪性新生物³です。本市のがん検診受診者数は令和2年(2020年)度はコロナ禍で受診控えがあったことから減少しましたが、令和3年(2021年)度は増加に転じています。
- 本市の自殺者数は減少傾向にありましたが、令和2年(2020年)度は81人(男性59人、女性22人)で、女性の自殺者数は前年度から増加に転じています。また、年代別平均自殺死亡率を見ると、特に30歳代～50歳代の自殺死亡率が全国平均よりも高いという傾向があります。
- 男女別で見ると男性の方が多い傾向が依然として続いています。女性の自殺者数が全国的に増加してきています。新型コロナウイルス感染症の影響で、DV被害や育児の悩みなど様々な問題が深刻化しており、女性の自殺者数の増加に影響を与えている可能性があります。経済的にも不安定な生活を強いられる女性が増えている中で、今後女性の自殺リスクが更に高まっていくことも懸念されているため、状況を十分に注視していく必要があります。
- 生涯を通じて男女の性差に応じた健康づくりを推進するとともに、健康をおびやかす問題への対策を進め、誰もが健康で明るく生活できる環境を整備することが必要です。

男女の寿命(松山市)

	女性	男性
平均寿命	87.2 歳	80.5 歳
90 歳～94 歳の生存割合	49.9%	25.4%
95 歳以上の生存割合	25.3%	9.6%
死亡年齢最頻値	95 歳以上	85 歳～89 歳
100 歳以上の人口	309 人	43 人
105 歳以上の人口	32 人	4人

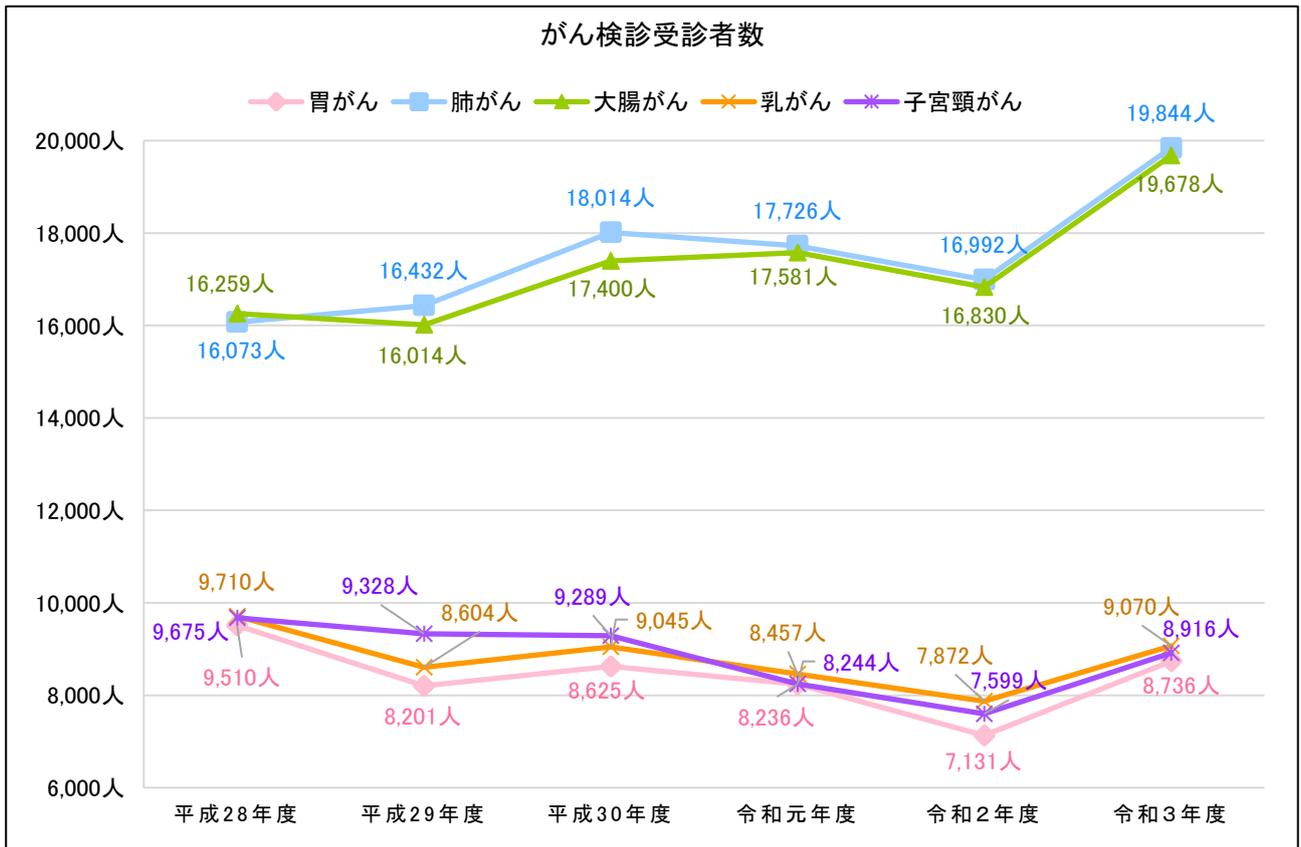
※平均寿命、生存割合、死亡年齢最頻値については厚生労働省「平成 27 年市区町村別生命表」、その他については総務省「令和2年国勢調査」より作成

¹ 死亡年齢最頻値 死亡者数が最も多い年齢

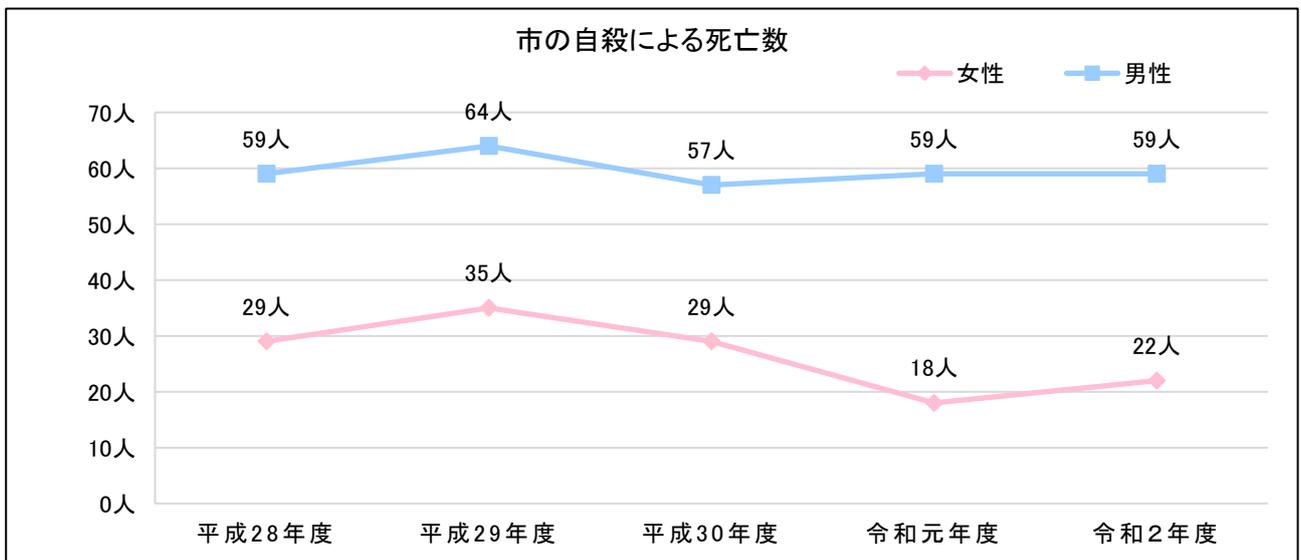
² ヘルスリテラシー 健康についての正しい知識・情報を入手し、理解して活用する能力

³ 資料出所:「保健衛生年報 令和4年版(令和3年度統計)」

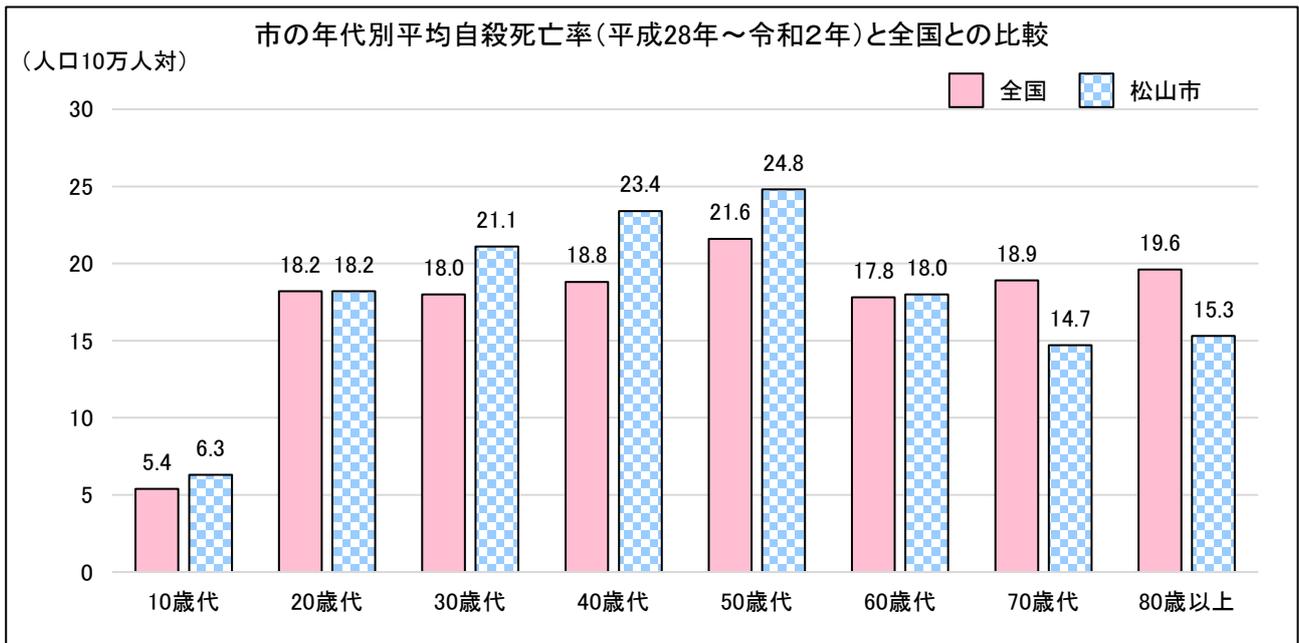
⁴ 資料出所:「コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会報告書」コロナ下の女性への影響と課題に関する研究会



資料出所:松山市健康づくり推進課



資料出所:「人口動態統計」厚生労働省



資料出所:「人口動態統計」厚生労働省

【施策の方向】

【1-2-1】心とからだの健康づくりの支援

自立的な健康づくりの支援や各種健康診査を実施し、生涯を通じた心身の健康の保持増進を行います。

【1-2-2】健康をおびやかす問題への対策の推進

感染症や喫煙による害等の正しい知識の普及や意識啓発を行います。

【1-2-3】自殺の予防と対策

松山市自殺対策基本計画に基づく施策と連携し、寄り添い支え合う体制をつくります。

【1-3】メディアでの男女の人権の尊重

【現状と課題】

○インターネットや身近な情報端末である携帯電話等を使い、様々な情報を受け取り、発信することが容易にできるようになりました。メディアを通じて、男女共同参画についても情報が広く速く伝えられるようになり、ジェンダー平等が世界的に注目されるようになりました。

○しかし一方で、人権を侵害するような情報の流通が社会問題となり、新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、女性や子どもに対する暴力は多様化しています。

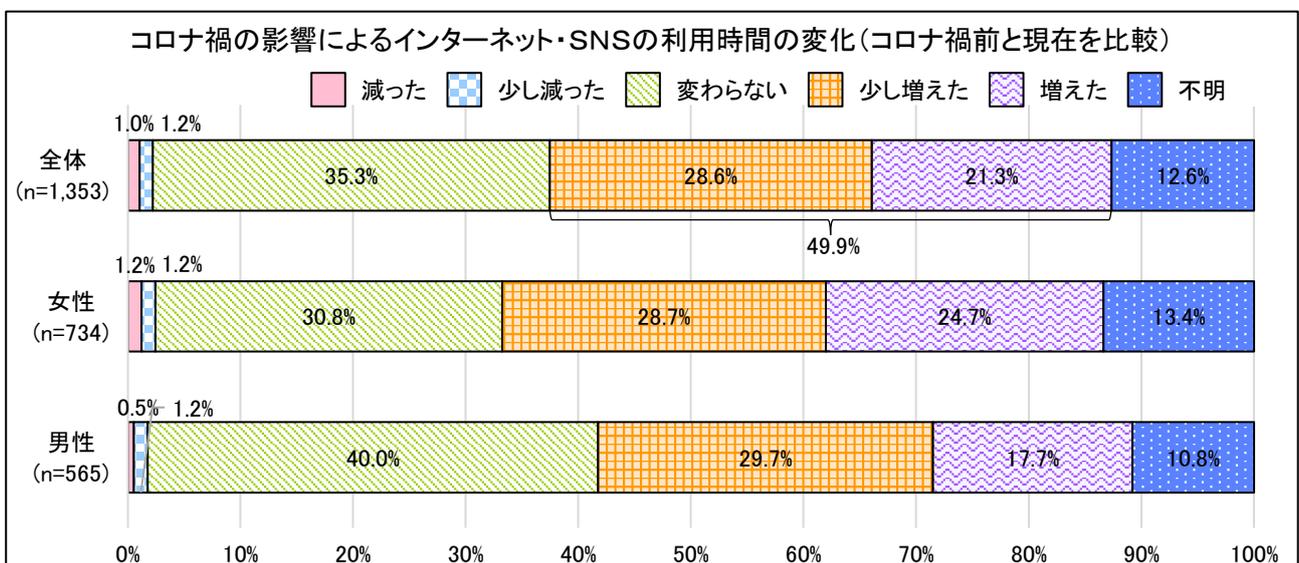
○コンピューターやインターネット等を利用した犯罪(サイバー犯罪)の全国の検挙件数は増加傾向にある中で令和2年(2020年)の児童買春・児童ポルノ禁止法違反での検挙は、20.4%¹となっています。

○令和3年(2021年)度には、市内の小・中学校で一人1台タブレット端末が整備され、様々な授業で端末を利用した学習を進めているほか、家庭への持ち帰りも行っており、インターネットの利用は子どもにとっても身近なものになっています。

○本市の市民意識調査によると、新型コロナウイルス感染症の影響で、「インターネット等の利用時間が増えた」が49.9%となっており、インターネット等の普及によりメディアが多様化する中で、メディアによってもたらされる情報の影響は更に拡大するものと見込まれています。

○表現の自由は、憲法で保障された権利であり尊重されるべきことですが、表現をしたり、情報を発信したりするに当たっては、対象となる人の人権尊重意識に基づき、性・暴力表現をはじめとし、相手に不快な感情を抱かせないようにするなど十分に配慮し、ジェンダーやDV等を助長する表現を行わないように努め、男女共同参画の視点に立った適切な表現を行う必要があります。

○膨大な情報が氾濫する中で、メディアからの情報を男女共同参画の視点に立ち、一人一人が自分自身で自主的に判断して活用する能力(情報活用能力(メディア・リテラシー²))向上のための取組を進める必要があります。



¹ 資料出所:「令和3年版警察白書」

² メディア・リテラシー 次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 1. メディアを主体的に読み解く能力 2. メディアにアクセスし、活用する能力 3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力

【施策の方向】

【1-3-1】情報活用能力(メディア・リテラシー)の向上支援

子どもたちをインターネット上のトラブルから守るための講座を実施するなど、メディア・リテラシーの啓発を行います。

【1-3-2】公的広報等で男女共同参画の視点に立った表現の促進

情報を発信するに当たっては、ジェンダーやDV等を助長する表現を行わないように努め、男女共同参画の視点に立った適切な表現となるよう取り組みます。

【1-3-3】インターネット上の女性に対する暴力等への対応

子どもたちにメディア・リテラシーの啓発を行うとともに、インターネット上でのトラブルに対しては相談内容に応じて、関係機関につなげるなどの確な対応をします。また、インターネット上の人権尊重意識高揚についての講座を実施します。

トピック

松山ゆかりの先人

ふなだ

船田

ミサヲ

1872 (明治5年) ~ 1956 (昭和31年)

女子教育に一生をささげた人

船田ミサヲは、明治5年に松山市柳井町に生まれました。明治・大正時代は、女子に教育は要らないとされる時代でした。

しかし、「かわいい子どもたちが、良い子になるもならないも、お母さんの育て方で決まる。やがて母となる女子の教育こそ大切だ。母親になる人を育てる理想の女学校をつくりたい。」という熱い思いに燃え、澤田亀という協力者を得て、済美高等女学校（現：済美高等学校）を誕生させました。

終戦後、公職追放により、一時学校を離れますが、周囲の人々の運動のおかげで、学校に戻ることができ、84年の生涯を教育に尽くしました。

済美高等学校の玄関前にはミサヲの胸像が建立されており、今も生徒たちを見守っています。

(「広がれ！ふるさと松山の心」より)



「広がれ！ふるさと松山の心」では正岡子規など松山ゆかりの先人78人と伝統文化や歴史のお話17話を掲載しています。

<書籍に関するお問合せ>

(教)教育研修センター事務所 TEL989-5144

豊かに 暮らせる社会を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 4 条 男女共同参画の推進に当たっては、ジェンダーを反映した社会における制度又は慣行によって、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。
- 第 9 条 男女共同参画は、すべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれないことなく、広い視野の下に積極的に推進されなければならない。

【2-1】社会での制度や慣行についての見直し

【現状と課題】

○本市の市民意識調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」といった「固定的性別役割分担意識¹⁾」は大幅な改善が見られます。

○しかし、「家庭」「職場」「学校教育」などのあらゆる分野での男女の平等感は、どの分野でも「男性の方が優遇されている」と回答した人は男性より女性の割合が高く、特に「家庭」で男女間での回答に大きく差が出ています(関連データP.59 参照)。男女平等への意識は改善していても、実態は伴っていない状況です。

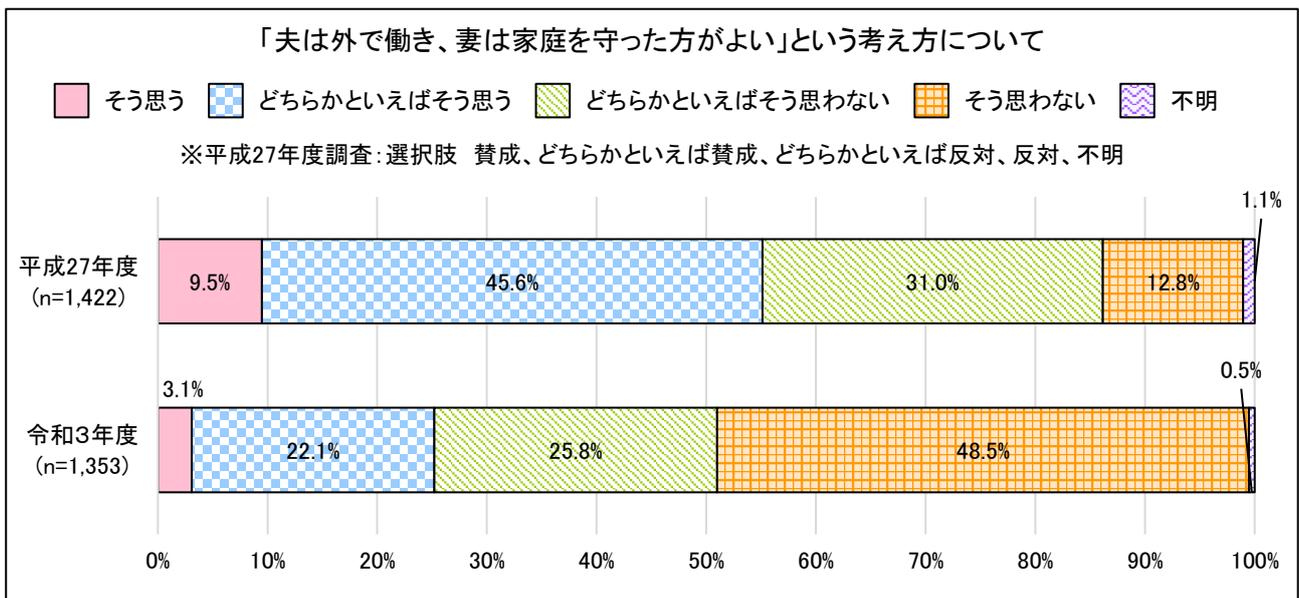
○男女互いの尊重や平等に関する理解をより深めるため、性別によって男女の活動の選択を妨げる社会制度や慣行を見直す必要があります。

○固定的性別役割分担意識のほかに、男女共同参画の取組の進展がまだまだ十分でない要因の一つとして、アンコンシャス・バイアス²⁾が存在していることが挙げられます。

○アンコンシャス・バイアスとは、「無意識の思い込みや偏ったモノの見方」のことで、女性にも男性にも存在し、日常のあらゆる場面にあふれています。

○本市の市民意識調査によると、「男性だから」「女性だから」という性別に基づく無意識の思い込みや偏った考え方を「他人からされたことがある」は全体は 29.2%で、女性は 38.6%、男性は 17.5%となっており、女性の方が割合は高くなっています。

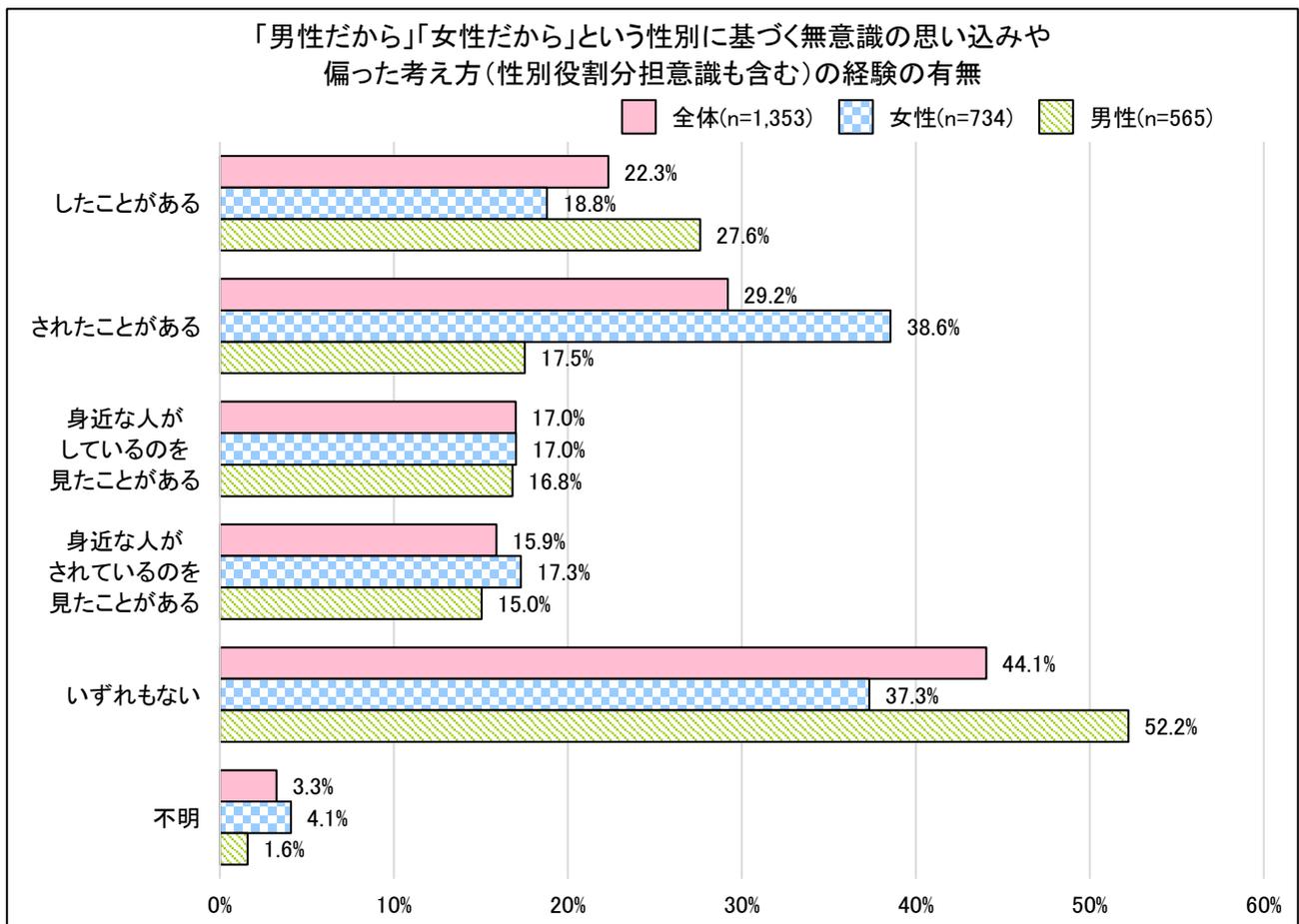
○アンコンシャス・バイアスによる悪影響が生じないよう、男女双方の意識改革と理解の促進を図ることが大切です。



資料出所:平成 28 年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ 固定的性別役割分担意識 男性、女性の役割を性別だけを理由に決めつけること。

² アンコンシャス・バイアス 日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことで、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもある。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【2-1-1】男女共同参画に関する啓発・広報活動の推進

あらゆる機会や多様な媒体を通じて、男女共同参画意識の拡大やジェンダーギャップ¹解消に向けた啓発・広報活動等を行います。

【2-1-2】固定的性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の見直し

固定的性別役割分担意識等の男女共同参画に関する市民の意識や生活実態の調査・分析を行い、事業や啓発活動に繋げていきます。

【2-1-3】アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消

アンコンシャス・バイアスについて学び、刷り込まれたものの見方や捉え方に気付く講座を通して、アンコンシャス・バイアスによる悪影響の解消を進めます。

¹ ジェンダーギャップ 男女の違いにより生じる格差

【2-2】誰もが安心して暮らせる条件の整備

【現状と課題】

○本市の高齢化率は年々増加し4人に1人以上は高齢者という状況で、要介護認定者も増加傾向にあり、要介護認定率¹は令和3年(2021年)度で21.9%(関連データ P.61 参照)となっています。令和2年(2020年)度の愛媛県(20.9%)や全国(18.7%)²と比べて高い数値です。

○本市の生活保護率は令和2年(2020年)度で2.26%と減少傾向³にありますが、全国(1.63%)⁴と比べて高い状況にあります。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、全国的に就業から生活面に、様々な形で女性に深刻な影響を及ぼしています。特に、飲食・宿泊業などの雇用者は女性の割合が高いことに加え、非正規雇用労働者の女性が多いことから、女性が大きな打撃を受けています。

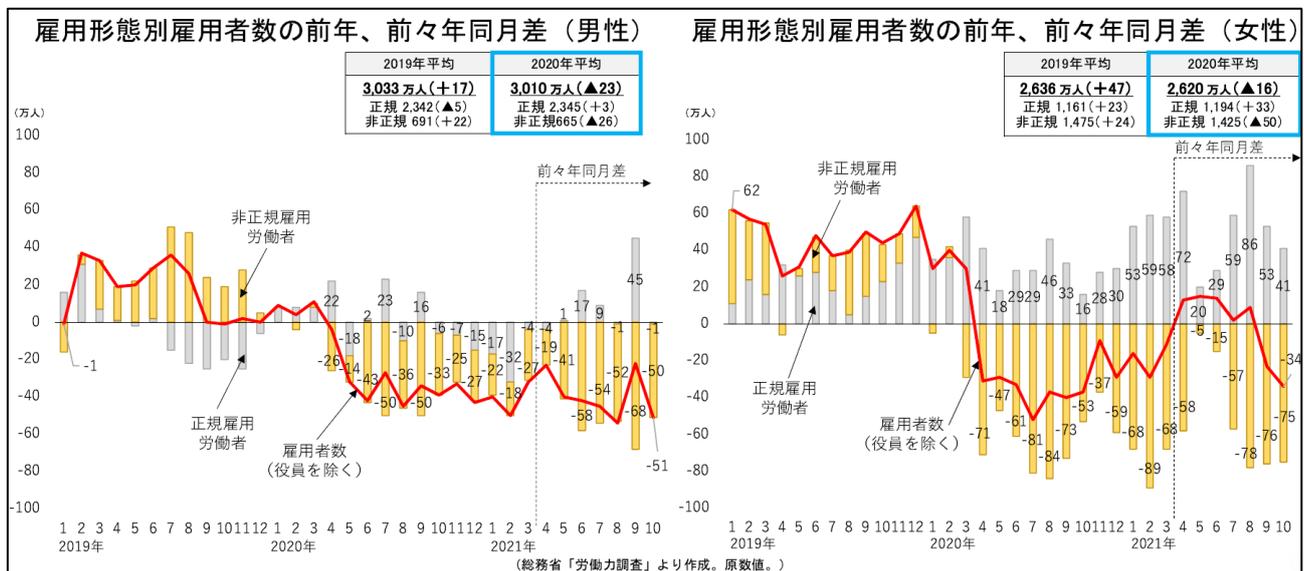
○国勢調査によると、本市の女性の就業者のうち、非正規雇用者は44.6%で、その25%がサービス職業となっていることから、本市の女性の非正規雇用者も影響を受けている可能性があります。

○女性の方が、生活困窮、性犯罪・性暴力被害、家族関係破綻など、様々な問題が複雑化し悪循環に陥りやすいといわれており、多様な支援を包括的に提供する体制を整える必要があります。

○男女という性別や年齢、障がいの有無、国籍、性的指向⁵・性自認⁶にかかわらず、幅広く多様な人々を包摂し、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進め、誰もが安心して暮らせる環境を整備していくことが必要です。

○市内の外国人人口は増加傾向にあることから、様々な機会を通じて、男女共同参画の視点に立った国際交流・国際理解を深めるとともに、多様な生き方を認め合う意識を醸成し、国際性豊かな人づくりを促進し、共生する社会の実現を進めていくことが求められています。

(全国)



資料出所:「コロナ下の女性への影響について」令和3年12月 内閣府男女共同参画局

¹ 要介護認定率 第1号被保険者数(介護保険の65歳以上の被保険者)に占める要介護認定者数の割合

² 資料出所:「令和2年度 介護保険事業状況報告」厚生労働省

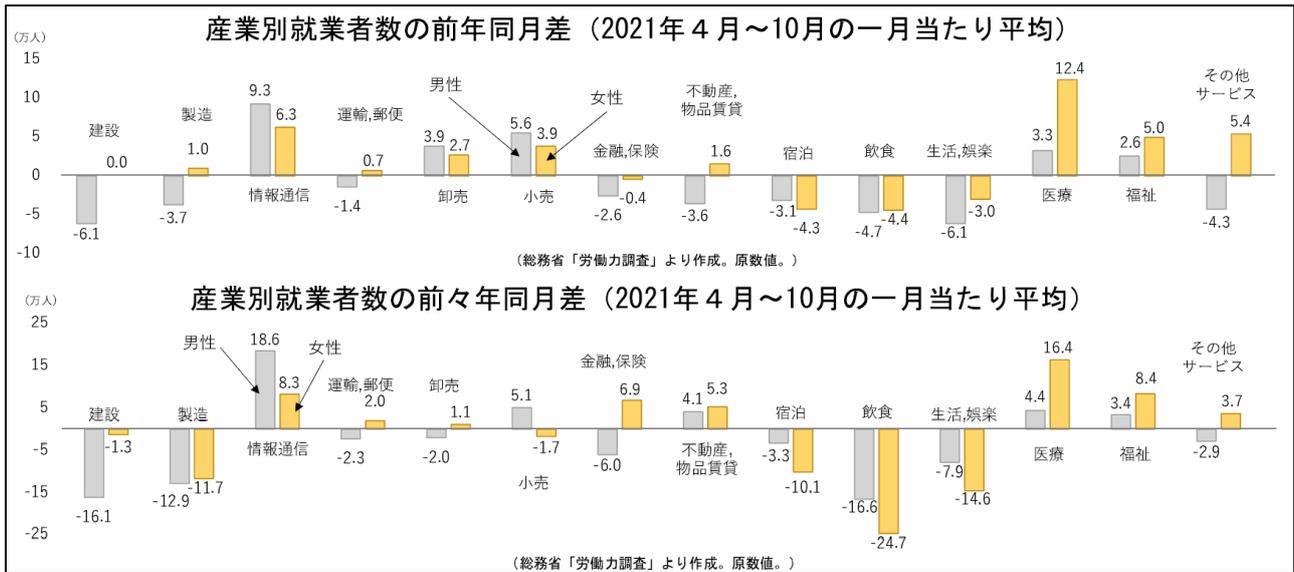
³ 資料出所:「令和2年度版 松山市統計書」

⁴ 資料出所:「令和2年度 被保護者調査」厚生労働省

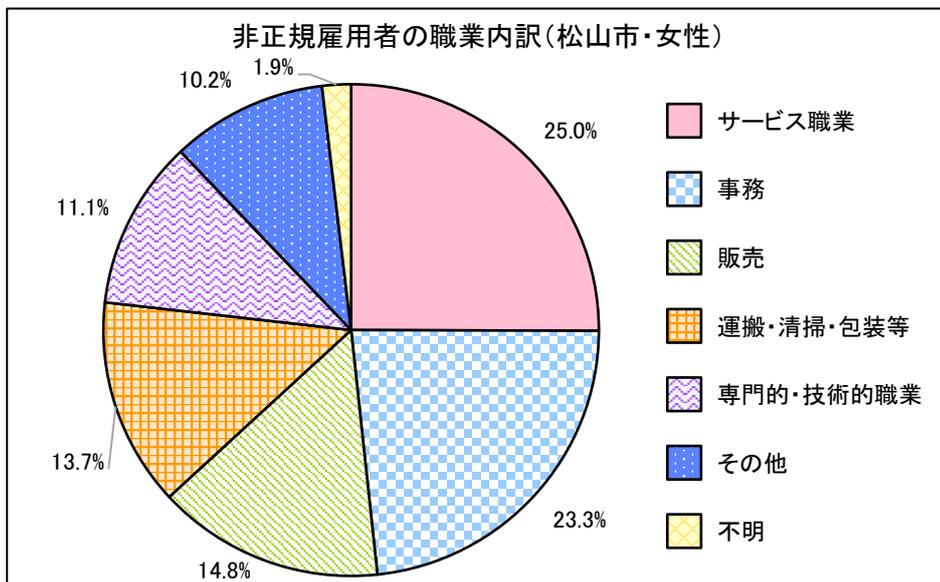
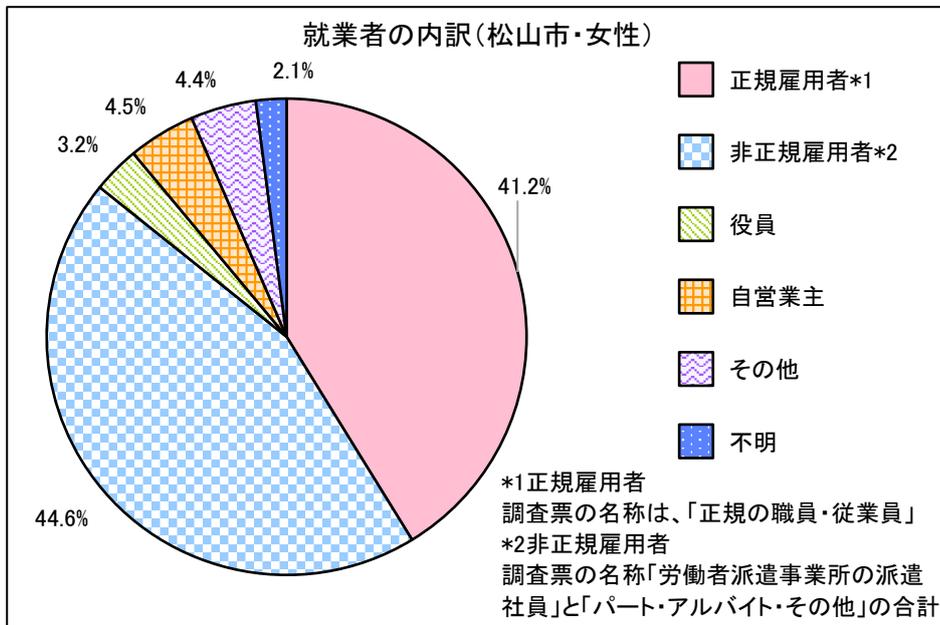
⁵ 性的指向 どのような性別の人を好きになるか。

⁶ 性自認 自分の性をどのように認識しているか。

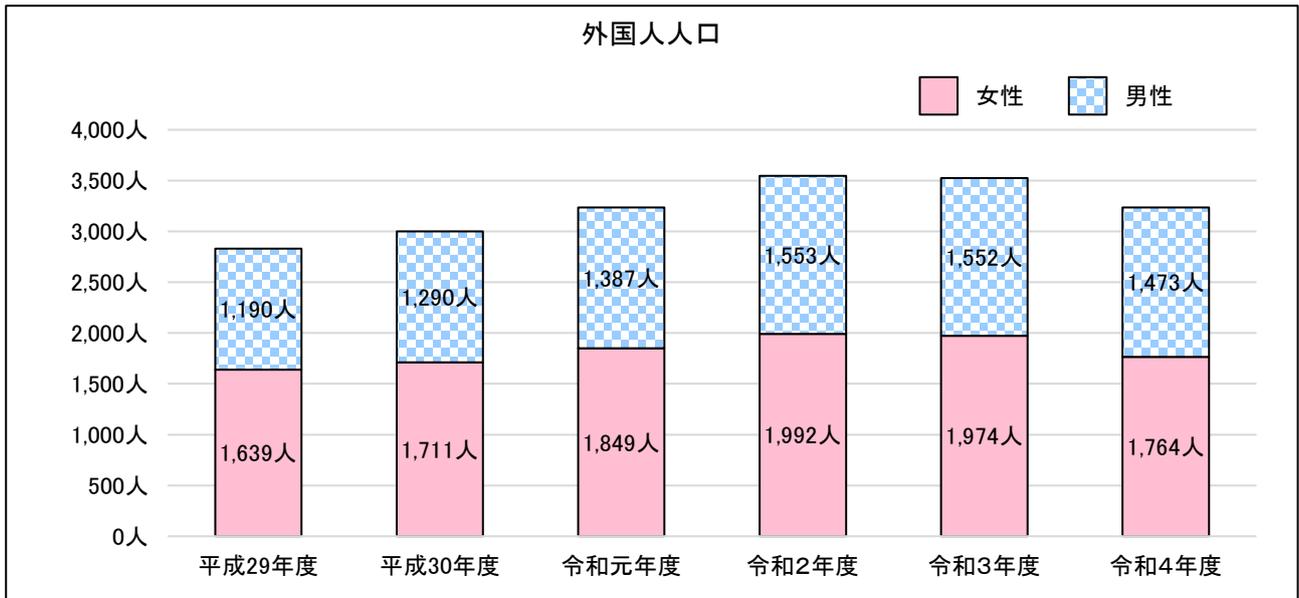
(全国)



資料出所:「コロナ下の女性への影響について」令和3年12月 内閣府男女共同参画局



資料出所:「令和2年国勢調査」総務省より作成



資料出所:松山市市民課

【施策の方向】

【2-2-1】高齢者、障がい者(児)、外国人への支援や介護環境の充実

高齢者、障がい者(児)の生きがいや社会参加の促進、生活等への支援や、外国人市民の生活等への支援を充実します。また、高齢者やその家族の地域の相談拠点として、地域包括支援センターを運営します。

【2-2-2】貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

若年者の正社員化支援、多重債務者に対する相談や生活に困窮する市民に対して最低限度の生活を保障するとともに、社会的経済的自立を目指すための支援を実施します。

【2-2-3】多様性を尊重し相互理解を促進する取組の実施

国際交流・国際理解事業や教職員への性の多様性に関する研修を実施することで、国籍や性別などに対する心の壁をつくることなく、多様な価値観を受け入れることができる人材の育成や自他共に認め合う教育を行います。また、平和の尊さや大切さについての理解を促進するなど平和意識の高揚に努めます。

多様な意見が 反映される社会を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第 5 条 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が均等に確保されるように推進されなければならない。

【3-1】市の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

○国では、女性活躍推進法に基づき女性の活躍状況に関する情報を公表し、各団体の取組について比較できる形での「見える化」を行っています。

○市役所でも、女性活躍推進法に基づき情報を公表し、女性職員の管理監督者への登用の促進や職域拡大に努め、更なる女性活躍推進に向けた取組を進めています。

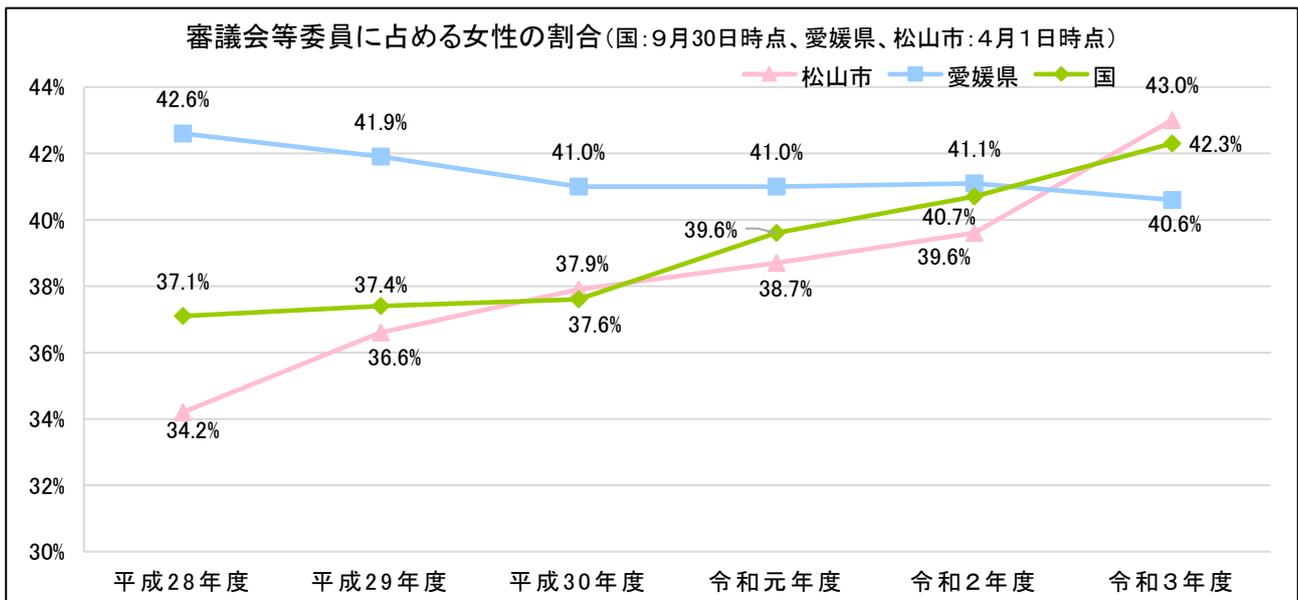
○審議会等の女性登用率については、条例で男女の構成員がそれぞれ全体の40%未満とらないように定め、「女性登用計画」で市役所の登用計画を策定するなど、全庁的な取組を進めています。

○これにより女性登用率は年々上昇し、令和3年(2021年)に目標を達成しました。引き続き「女性登用計画」を策定し、女性登用率が低い審議会に対して積極的に女性を登用するよう働きかけます。

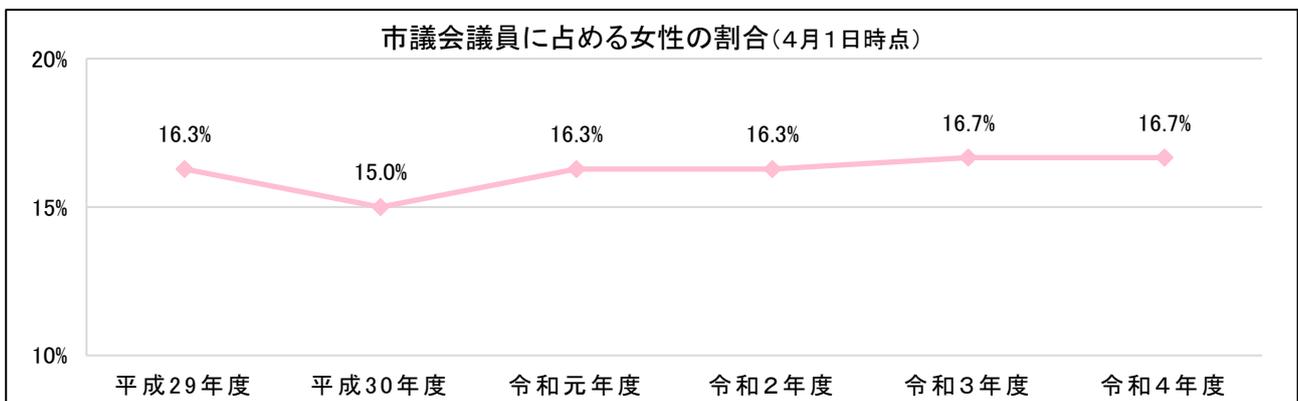
○女性のあらゆる分野での活躍は、多様な人材の能力を活用し、新たな視点や発想を取り入れるために不可欠です。

○市の政策は、市民一人一人の生活に影響を及ぼすため、政策・方針決定過程に男女が平等に参画し、多様な視点や意思を反映することが重要です。

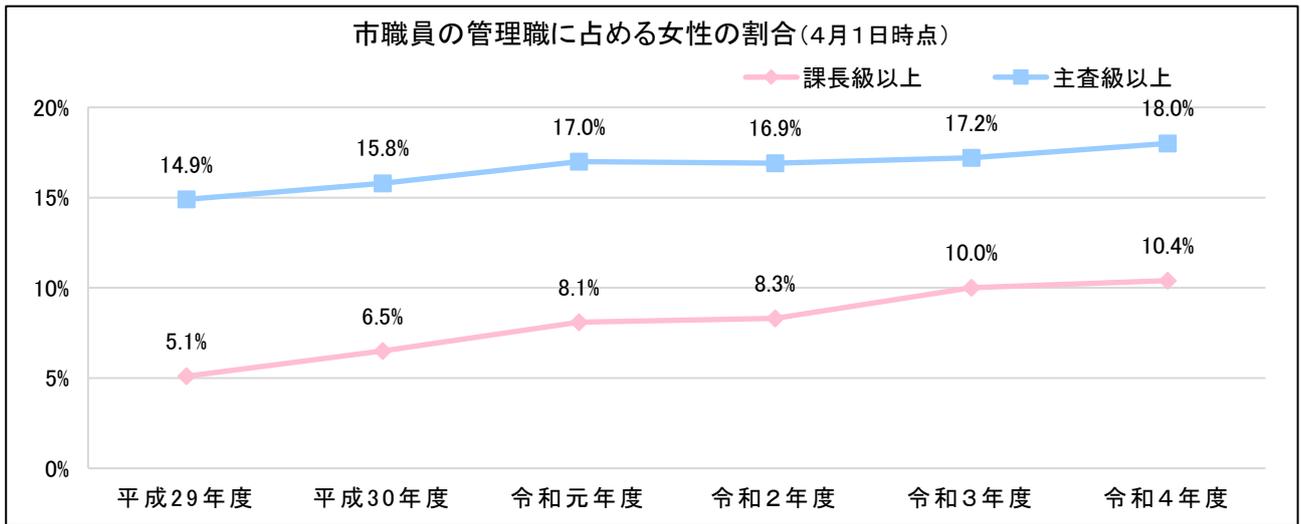
審議会などの女性登用率の推移



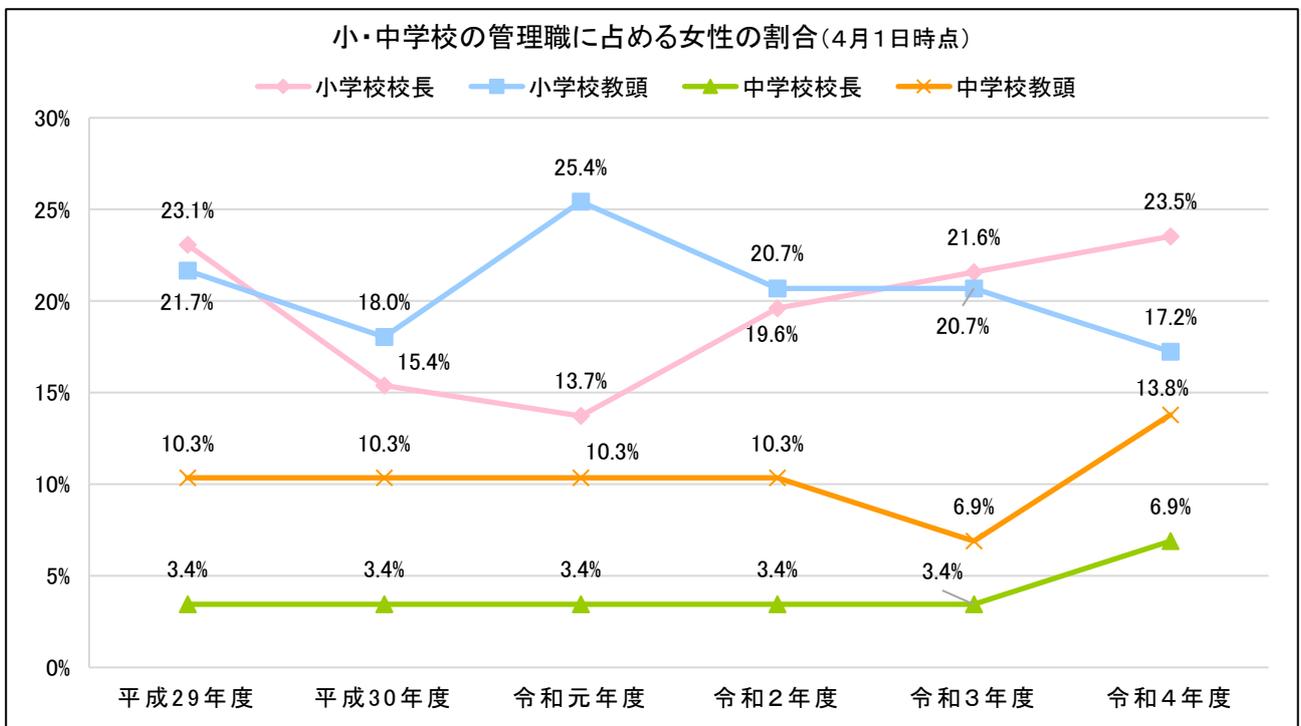
資料出所:内閣府、愛媛県、松山市市民生活課



資料出所:松山市議会事務局



資料出所:松山市人事課



資料出所:松山市教育委員会学校教育課

【施策の方向】

【3-1-1】審議会等への女性の参画促進

「女性登用計画」を策定し、計画的に審議会等への女性の参画を進めます。

【3-1-2】管理監督者への女性の登用促進

研修や業務を通じ、女性職員の上位職へのチャレンジ精神の高揚に努め、男女共に働きやすく働き甲斐のある職場の構築を目指し、女性職員の職域拡大を実施します。

【3-2】 地域・職場の方針決定過程への女性の参画拡大

【現状と課題】

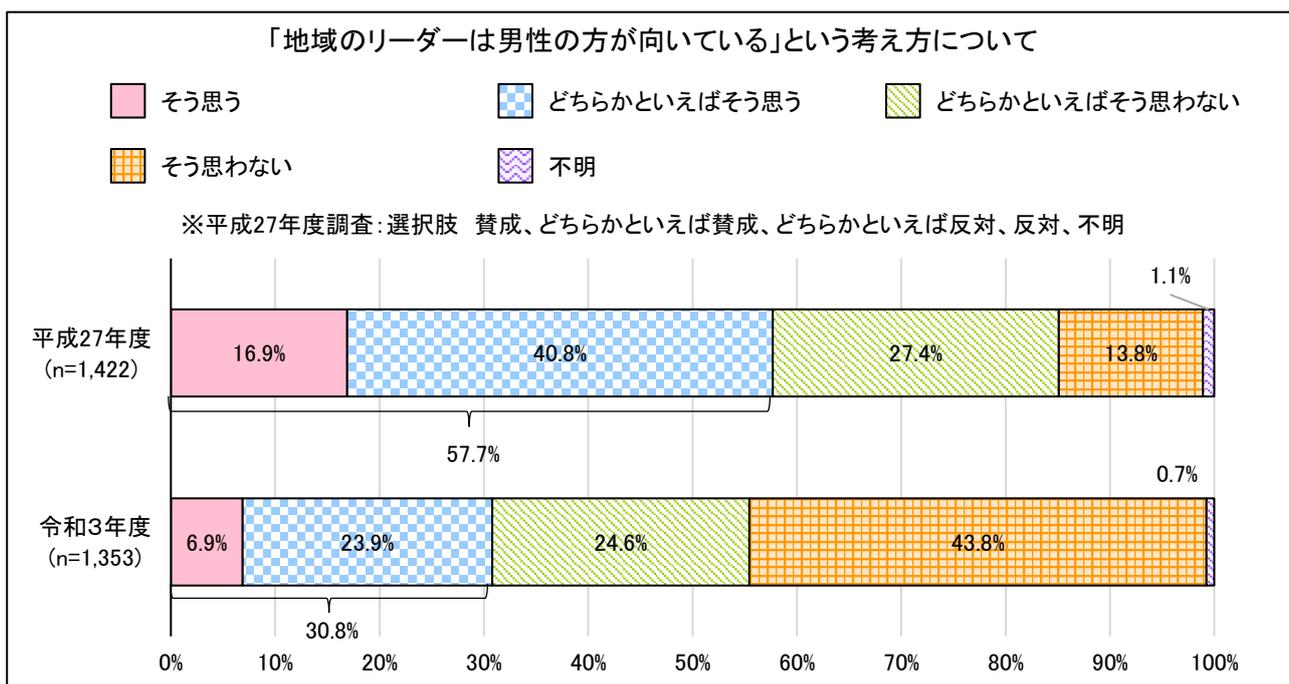
○令和元年(2019年)に女性活躍推進法が改正され、令和4年(2022年)度から一般事業主行動計画の策定義務対象が拡大されるなど、職場での女性の活躍を推進するための取組がますます求められています。

○本市の市民意識調査では、「職場の女性管理職が増えることは必要だと思う」は75.4%(関連データP.63参照)となっています。また、「地域のリーダーは男性の方が向いている」という考え方について、男性の方が向いていると回答した人は30.8%で、前回調査から約27ポイント減少しており、特に地域で方針決定過程への女性の参画を求める意識が高まっています。

○職場で女性の管理職が増えるために必要なこととして、前回調査では「必要な知識や経験などを持つ女性が増える」が男性の最も多い回答でした(関連データP.64参照)。今回調査では「企業が、女性が管理職として活躍しやすい職場風土をつくる」が男女共に最も多い回答となっています。女性の管理職が増えるために必要なことが、「女性自身の責任と考える」から「企業側の責務と考える」へと男性の意識の変化がみられます。

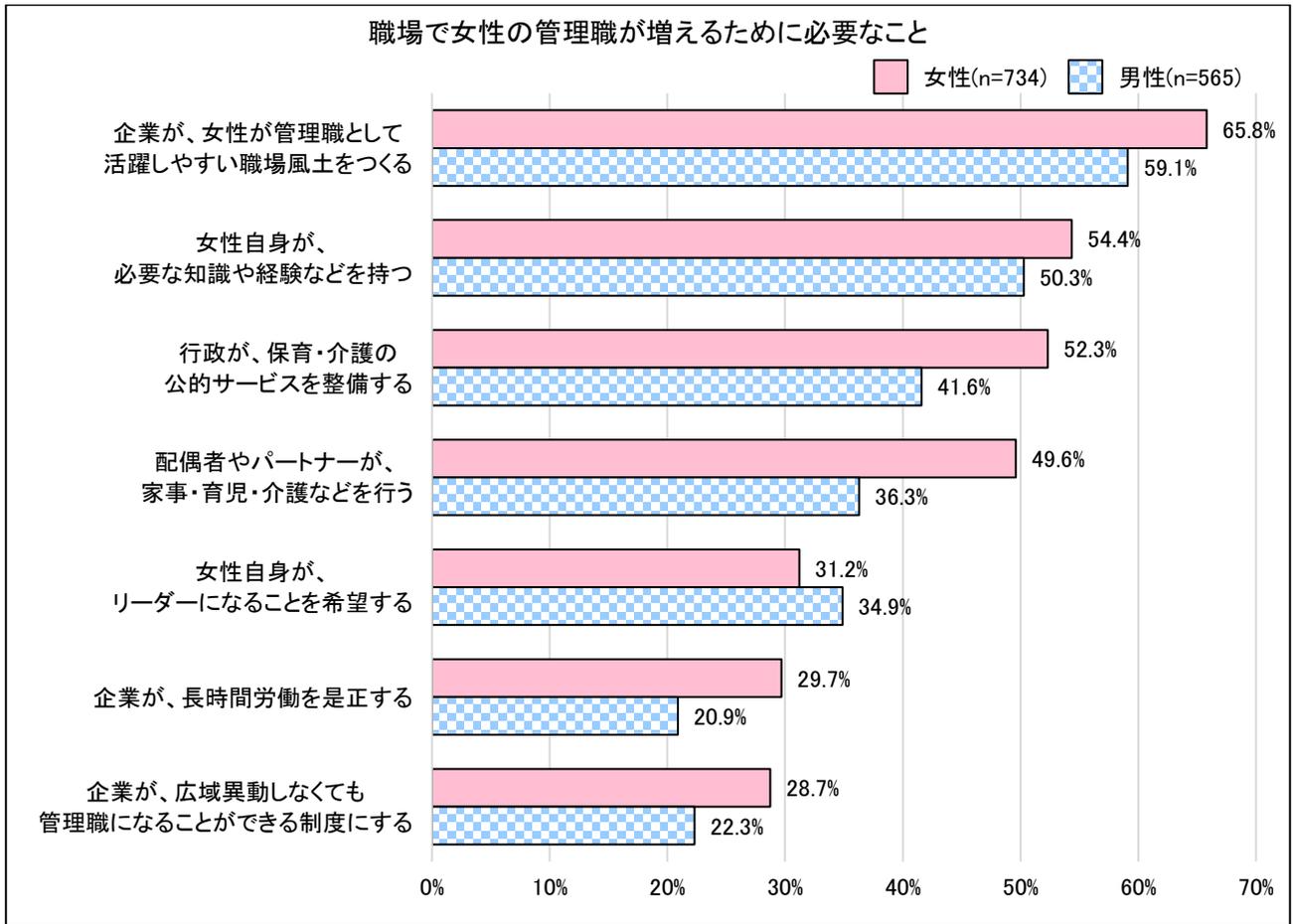
○男女が共に暮らしやすい地域や働く喜びがある職場をつくるためには、方針などを企画・立案する段階から男女が共に参画することが必要です。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律¹の施行・改正にあわせ、市としても必要な環境整備を推進していくことが求められています。



資料出所:平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている法律(平成30年法律第28号)



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【3-2-1】女性リーダーの育成と方針決定過程への女性の参画の拡大促進

各方面での女性の活躍推進のため、学習機会の提供に努め、人材を育成し、方針決定過程への女性の参画拡大を促進します。

【3-2-2】地域活動への参画促進

地域のまちづくりを一層充実したものにするため、地域のまちづくりの話合いや活動等に女性が参画しやすい環境づくりに取り組みます。

【3-2-3】地域で活動する団体等の支援・連携促進

NPO等市民活動団体に対し支援を行い、連携を促進します。

【3-2-4】政治分野での男女共同参画推進

政治分野での男女共同参画の推進に関する情報の収集等を行い、必要に応じて男女共同参画を推進するための環境整備等に取り組みます。

これってアンコン?



「親が単身赴任中です」

そう聞くと、誰を思い浮かべますか？
まず、「父親」を思い浮かべませんか？



「アンコンシャス・バイアス」とは無意識の思い込みのことで、それそのものに良し悪しはありません。過去の経験や見聞きしたことに影響を受けて培われ、日常のあらゆる場面にあふれています。そのため、気付かずに相手を傷つけたり、自分自身の可能性を狭めてしまったり、様々な影響があることに注意する必要があります。

アンコンシャス・バイアスは私たちの中に深く根付いている一方で、その言葉の認知度は、わずか21.6%という結果もあります。

さらに、アンコンシャス・バイアスは性別による無意識の思い込みではありません。
血液型や年代を聞いて相手の性格などを想像することはありますか？

○A型の人は几帳面だ

○若い人は機械に強い など



まずは、自分に刷り込まれたものの見方や捉え方に気付き、アンコンシャス・バイアスによる悪い影響が生じないように意識することが大切です。

下記の表は、内閣府が実施した「性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究」で「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」と答えた上位10項目です。

女性 上位10項目	回答者数：5,165 (%)	男性 上位10項目	回答者数：5,069 (%)
1 女性には女性らしい感性があるものだ	47.7	1 女性には女性らしい感性があるものだ	51.6
2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	47.1	2 男性は仕事をして家計を支えるべきだ	50.3
3 女性は感情的になりやすい	36.6	3 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	37.3
4 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	30.7	4 女性は感情的になりやすい	35.6
5 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	23.8	5 育児期間中の女性は重要な仕事を担当すべきでない	31.8
6 共働きで子どもの真谷が悪くなった時、母親が看病するべきだ	23.2	6 男性は人前で泣くべきではない	31.0
7 家事・育児は女性がするべきだ	22.9	7 男性は結婚して家庭をもって一人前だ	30.3
8 組織のリーダーは男性の方が向いている	22.4	8 共働きでも男性は家庭よりも仕事を優先するべきだ	29.8
8 大きな商談や大事な交渉事は男性がやる方がいい	22.4	9 家事・育児は女性がするべきだ	29.5
10 デートや食事のお金は男性が負担すべきだ	22.1	10 家を継ぐのは男性であるべきだ	26.0

資料出所：令和3年度性別による無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に関する調査研究 内閣府男女共同参画局

男女両方で同じ項目が7つ、上位10位に入っていますが、順位には差があります。

仕事と生活の 調和が図られる 社会を目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第 6 条 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるように推進されなければならない。

第 7 条 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるように推進されなければならない。

【4-1】雇用等の分野での男女平等と働き方の見直し

【現状と課題】

○男女共同参画は個性と多様性を尊重する社会の実現のために必要なだけでなく、経済社会の持続的発展のためにも不可欠な要素です。

○雇用の現場ではいわゆる「M字カーブ問題」は解消に向かっており、M字から台形に近づきつつあります。本市の市民意識調査によると、職場の中での男女の平等感について「男女平等である」と回答した人の割合は、前回調査と比較して6.5ポイント上昇しました(関連データ P.60 参照)。しかし、「男性の方が優遇されている」と回答した人は依然多く、半数を超えています。

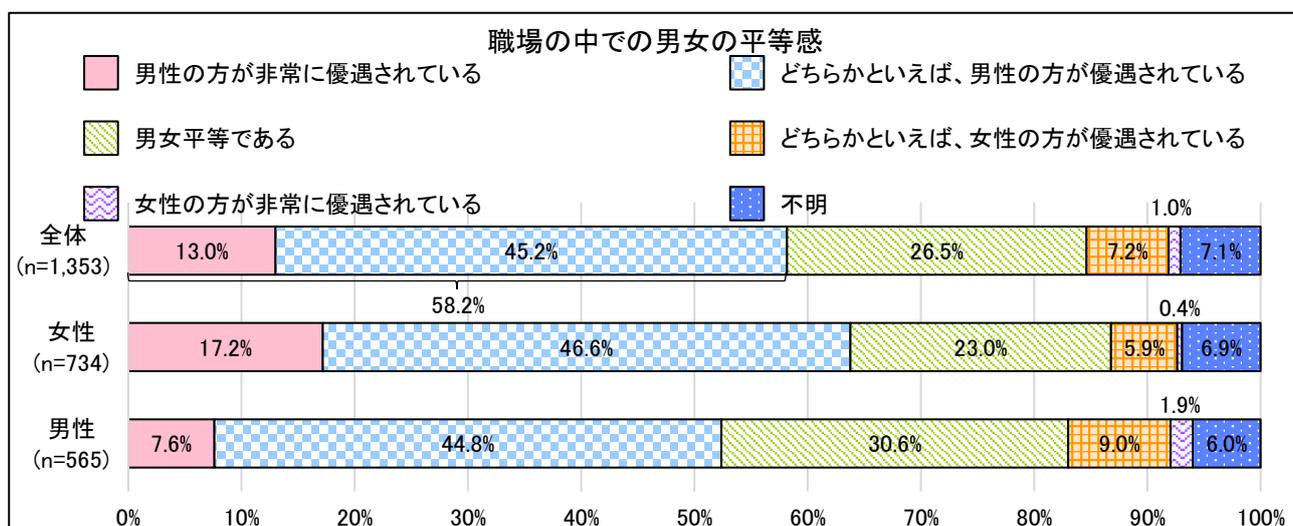
○いまだ固定的性別役割分担意識により家事・育児・介護等の多くを女性が担っていることや、男性中心型労働慣行が原因ではないかと思われます。

○このような中、女性活躍推進法、働き方改革関連法³及び育児・介護休業法⁴の改正で、働く場での女性のますますの活躍、男性の家庭・地域社会での活躍及び男女共に多様で柔軟な働き方への取組が進められています。

○市役所では、テレワーク、時差出勤等の多様な働き方の推進や休暇制度の改善、取得促進等を行い、働き方改革の推進のため様々な取組を行っています。

○農業分野では男女がお互いのパートナーであることを尊重し合うために、家族経営協定を推進し、家庭内の役割を分担し、労働時間や家族行事等の協定を締結しています。

○コロナ下である程度進んだテレワークや時差出勤なども継続しながら、働きたい人全てが生き生きと働くことができる環境を整備することが必要です。



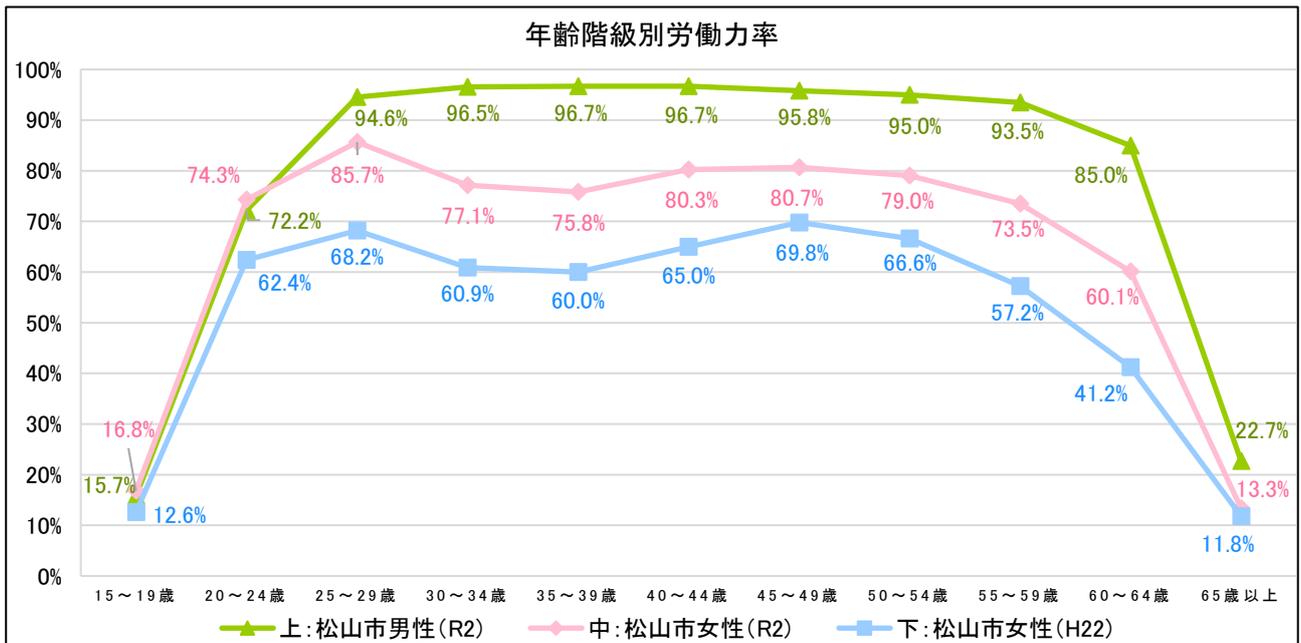
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

¹ M字カーブ問題 女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。近年、M字カーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇、M字の谷となる期間も短くなっている。

² 男性中心型労働慣行 長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

³ 働き方改革関連法(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律) 労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる法律(平成30年法律第71号)

⁴ 育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律) 育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としている法律(平成3年法律第76号)



【施策の方向】

【4-1-1】男性中心型労働慣行の見直し

男性の生き方について考える学習機会を提供するとともに、昭和時代から続く長時間労働等の慣行を見直すための周知・啓発等を行います。

【4-1-2】男女の均等な雇用の機会と待遇の確保

関係機関と連携しながら、事業主に対して男女共同参画の重要性の理解を求めるとともに、男女雇用機会均等法¹や女性活躍推進法等の周知・啓発を行います。

【4-1-3】仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及促進

仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の必要性に関する社会的機運醸成を図るとともに、一人一人がそれぞれ望む調和(バランス)を実現できるよう広く周知・啓発等を行います。

【4-1-4】農業分野での女性の経営参画の促進

家族農業経営に携わる各世帯員が、経営方針、役割分担、働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決める「家族経営協定」の締結を推進します。

【4-1-5】職業能力の開発支援

関係機関と連携して市内事業者が実施する従事者のスキルアップ研修を支援するなど、人材育成支援を推進します。

【4-1-6】多様な就業ニーズへの対応

女性、若年者、高齢者などの雇用促進や再就職支援等への就業を関係機関と連携の下、促進します。

¹ 男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている法律(昭和47年法律第113号)

【4-2】男性の家事・育児・介護等への参画推進

【現状と課題】

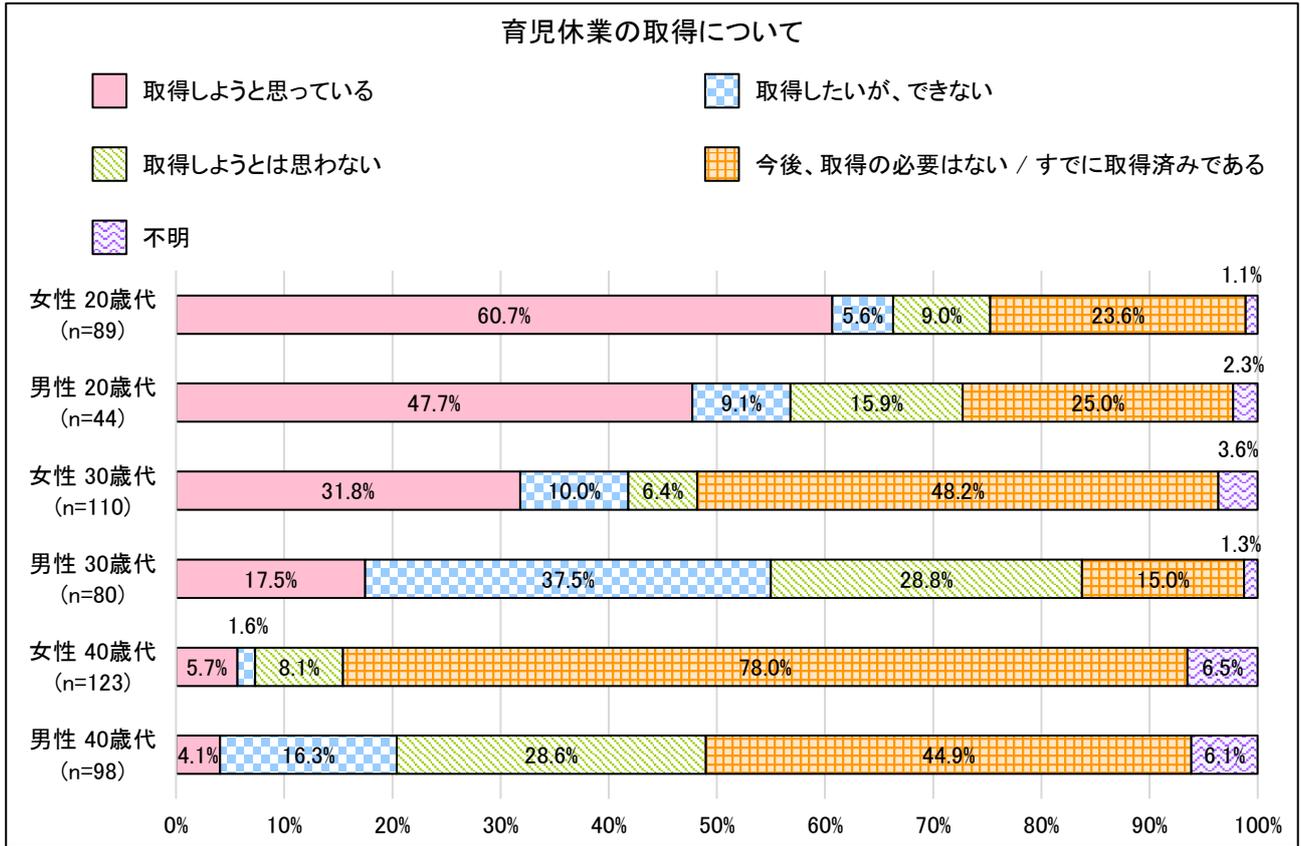
- 本市の市民意識調査によると、家庭の中での男女の平等感について「男女平等である」と回答した人の割合の男女差が大きいことが分かります(女性 25.7%、男性 46.4%) (関連データ P.59 参照)。
- また、家事・育児時間を男女で比較したところ、女性の方に負担が偏っていることがうかがえ、平等意識を阻む一つの要因ではないかと考えられます。
- 男女共同参画社会の実現に向けては、女性の社会での活躍と歩調を合わせて、男性が家庭生活や地域社会により積極的に参画しやすい環境をつくり、男性の活躍の場を家庭や地域社会に広げることが不可欠です。
- 夫の家事・育児時間が長いほど、第2子以降の出生割合や、妻の出産前後の継続就業割合も高い傾向にあるという調査結果¹が出ています。男性の家事・育児への参画は、社会全体の男女共同参画を後押しするだけでなく、今後の地域の発展のために重要と言えます。
- 近年、男性が家事・育児・介護等に積極的に参画する土壌づくりは進められており、育児・介護休業法が改正されるなど、法整備は整いつつあります。また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)統括文書によると、長時間労働の慣行は是正されつつあることがうかがえます(関連データ P.64 参照)。
- しかし、育児休業に関しては男性 30 歳代の 40%近くが「取得したいが、できない」と回答しており、取得できない理由として、周りに迷惑がかかる、取得しづらい雰囲気が職場にあるということが挙げられており、職場での理解促進や風土改善が求められています。
- 市役所では、出産・育児支援説明会の開催や育児休業取得の促進のリーフレット等の配布を行い、年々男性の育児休業取得率は増加しています。
- 松山市男女共同参画推進センター(コムズ)では、男性のための料理教室や暮らしに役立つ講座等を開催しています。今後も男性の家事・育児・介護等の参画を推し進めていくため、男性が参加しやすい講座を開催することが重要です。

1 日あたりの平均的な時間の使い方

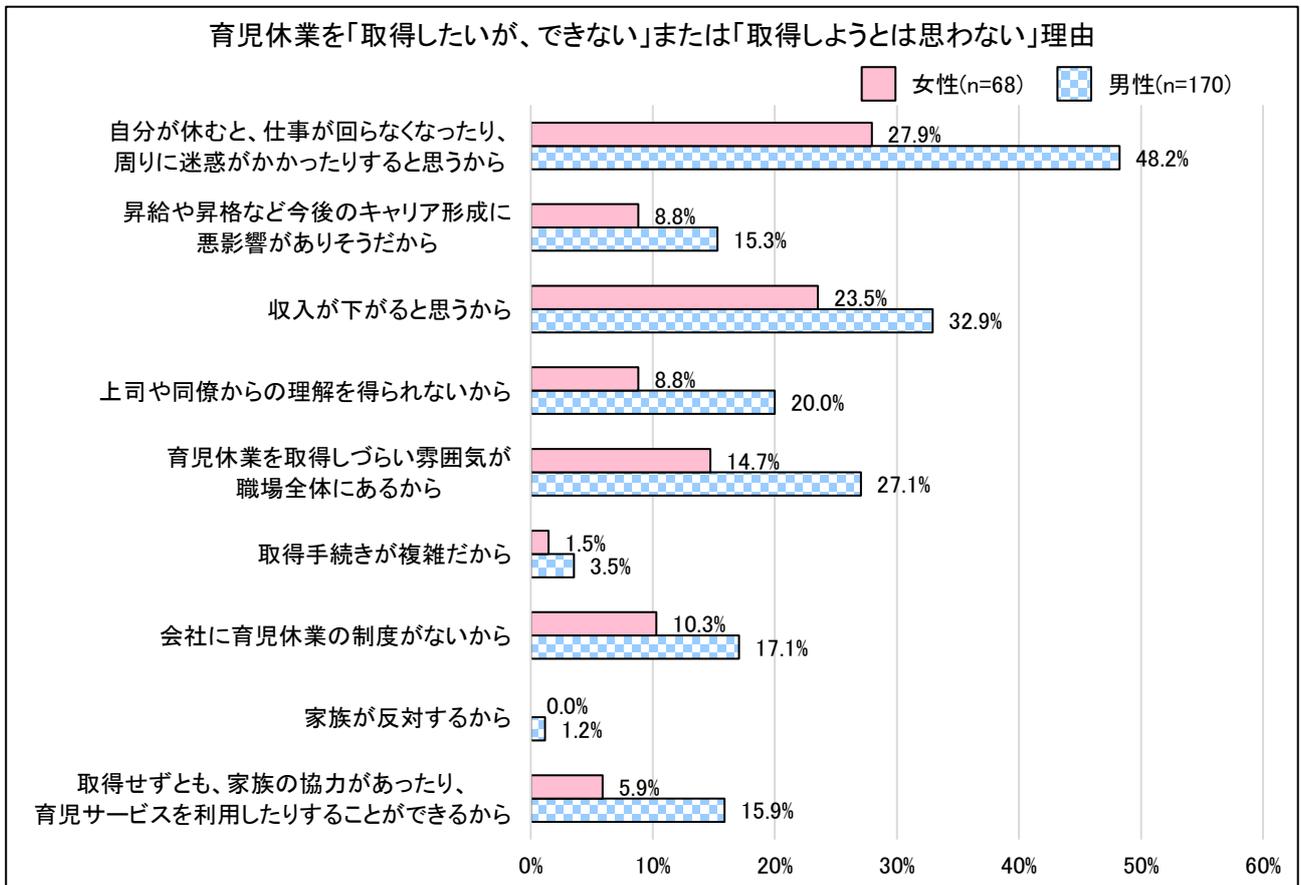
		女性	男性	(n=女性、男性)
家事	平日	3 時間 03 分	1 時間 16 分	(n=663,452)
	休日	3 時間 40 分	1 時間 49 分	(n=628,448)
育児	平日	1 時間 40 分	0 時間 22 分	(n=415,317)
	休日	2 時間 26 分	1 時間 15 分	(n=398,312)
介護	平日	0 時間 16 分	0 時間 14 分	(n=407,311)
	休日	0 時間 28 分	0 時間 18 分	(n=401,301)
就労	平日	5 時間 54 分	7 時間 39 分	(n=541,442)
	休日	0 時間 37 分	0 時間 49 分	(n=398,338)

資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

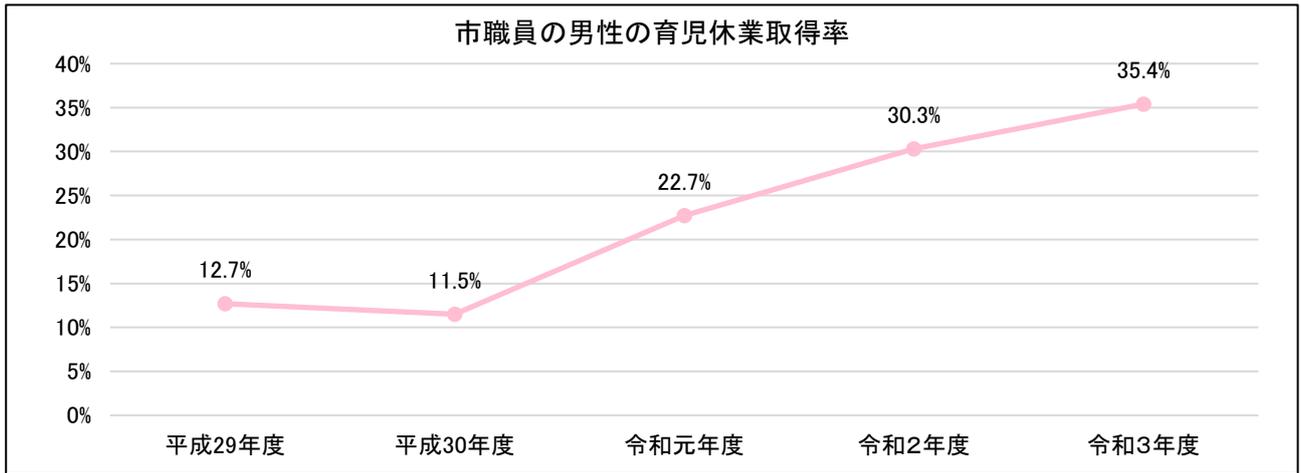
¹ 資料出所:「育児・介護休業法の改正について」厚生労働省



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所:松山市人事課

【施策の方向】

【4-2-1】男性にとってのワーク・ライフ・バランス

男性を対象に生き方について考える機会を提供するとともに、ワーク・ライフ・バランスを阻む様々な問題について知識の習得を図ります。

【4-2-2】育児休業等取得への啓発・支援

育児休業に関する周知を行うためチラシ、ホームページ等で啓発します。また、若年層に対して、働き方を含めた人生設計を構築する支援を行います。

【4-2-3】家事・育児・介護等の実践に向けた支援

家事・育児・介護等への参画促進のための学習機会となる講座を開催します。

【4-3】安心して子どもを産み育てられる環境整備

【現状と課題】

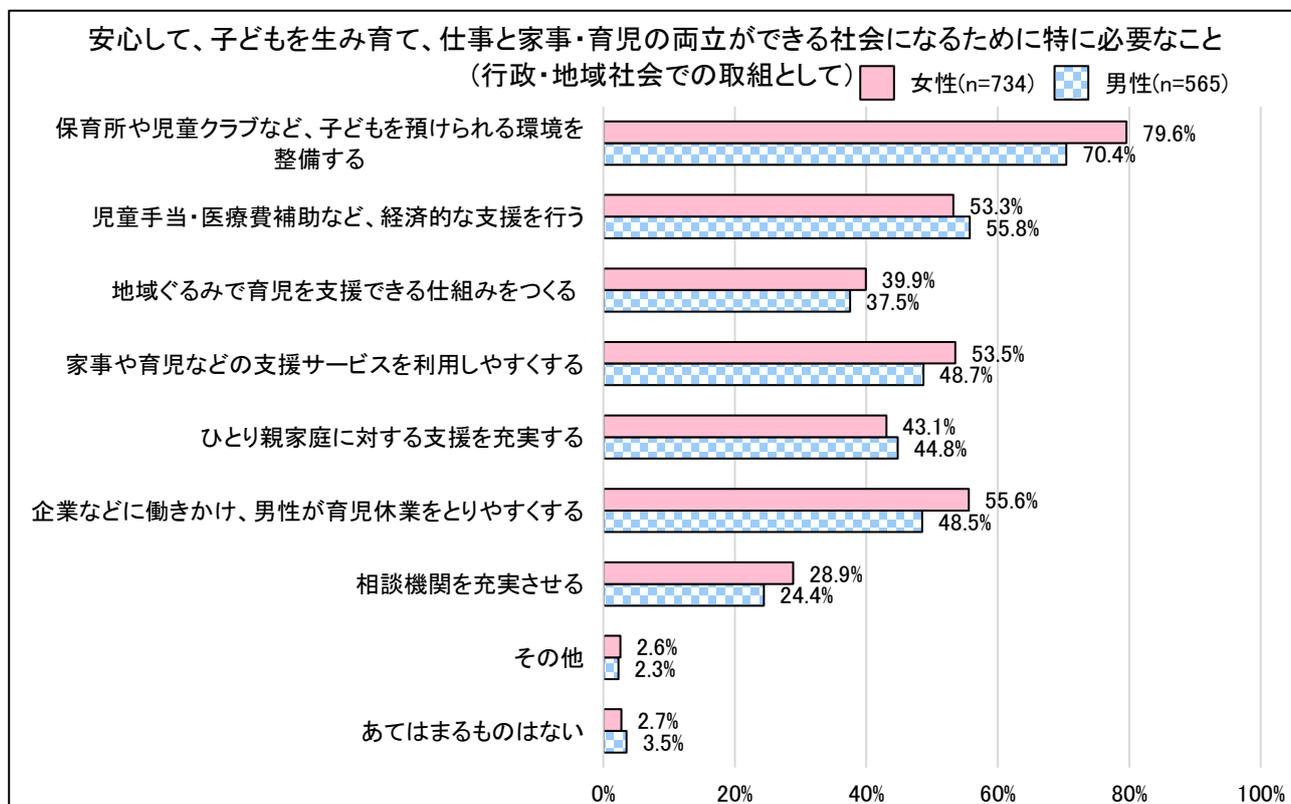
○本格的な人口減少社会を迎え、少子高齢化が急速に進む中、将来にわたる持続可能な活力ある社会を構築するためには社会全体で子育てを支える環境づくりが必要です。

○近年、核家族化、地域とのつながりの希薄化、女性の社会進出、晩婚化、出産年齢の高齢化等子育てを取り巻く地域や家庭の状況は変化し続けており、育児不安を抱えている母親の増加、児童虐待などが問題となっていることから、行政もその変化に応じた対応が必要とされています。

○本市の市民意識調査によると、「安心して、子どもを生み育て、仕事と家事・育児の両立ができる社会になるために行政・地域社会での取組として特に必要なこと」について、「保育所や児童クラブなど、子どもを預けられる環境を整備する」と回答した人が男女共に最も多くなっていますが、経済的な支援や男性の育児休業を取りやすくすることなど、様々な面からの取組が求められています。本市では、令和4年4月1日現在で待機児童ゼロを達成しており、今後も保育ニーズに応じた定員の確保等で待機児童ゼロの継続に取り組めます。

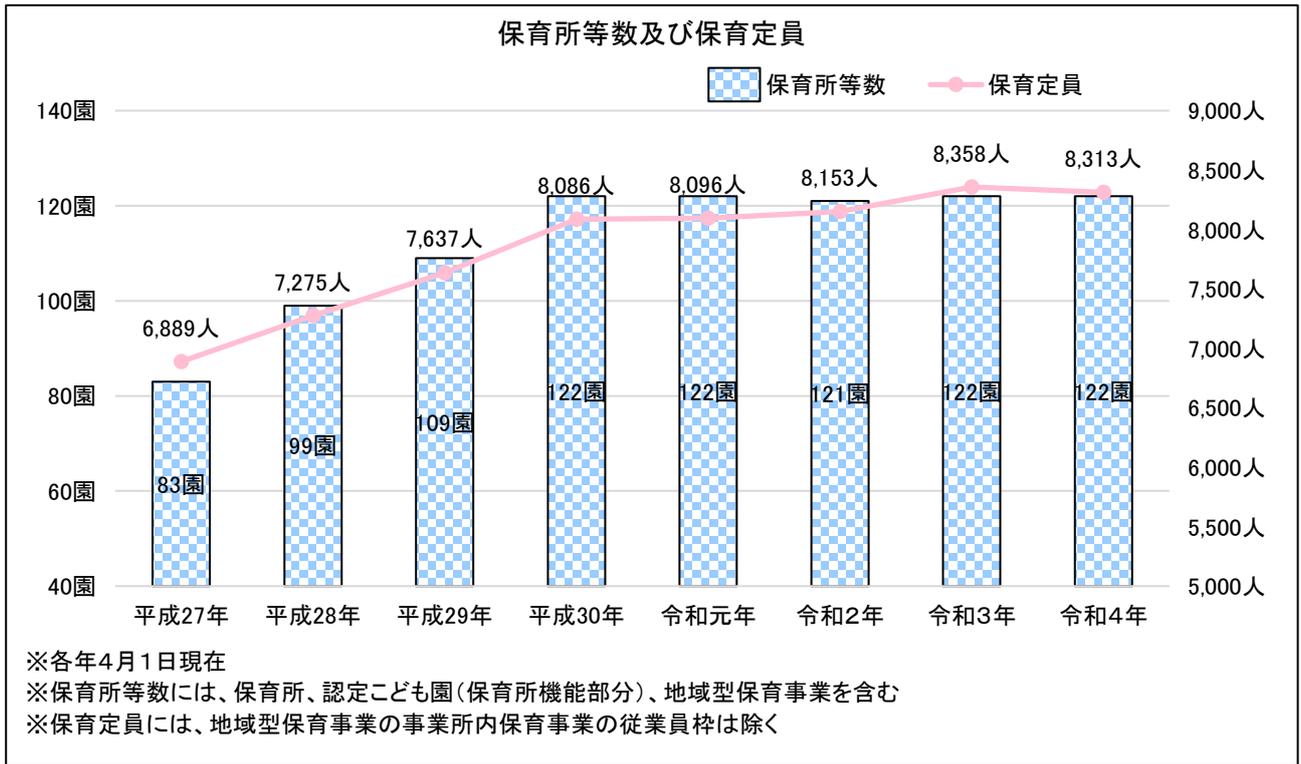
○また、妊娠・出産は女性にとって大きな節目であり、地域で安心して安全に子どもを産み育てることができるよう男性の育児参画はもちろんのこと、育児の孤立化を防ぐための気軽に集まれる場所の整備、多様化するニーズに応じた相談体制の強化など、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供が必要です。

○本市のひとり親家庭数は減少傾向にありますが、ひとり親家庭は、子育てや就業、経済的な面等で厳しい環境に置かれている傾向にあります。また、全国的にひとり親世帯の子どもの貧困率は大人が二人以上の世帯よりも高い水準にあります。貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもたちが夢や希望を持つことができるまちを目指すためには、社会全体で取り組む必要があります。ひとり親家庭など困難な事情を抱えた家庭に対しては、就業継続や、再就職等に向けた相談に応じ、安定した生活が送れるよう細やかな支援が求められています。

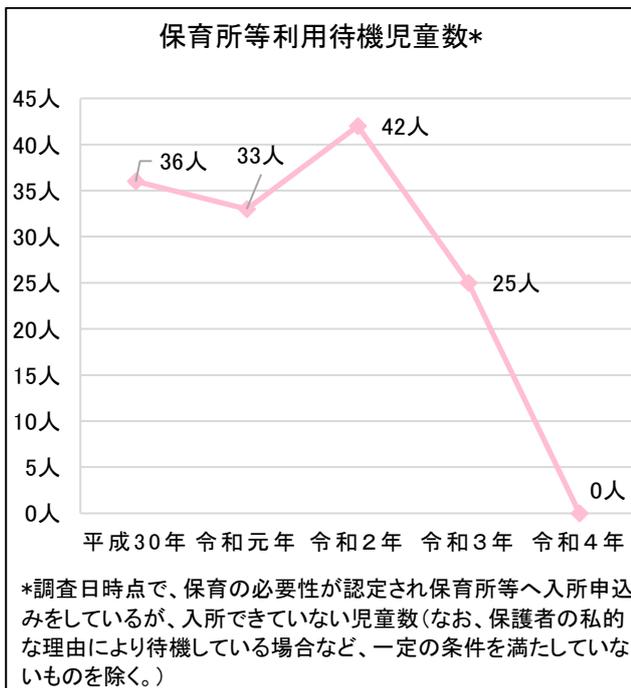


資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

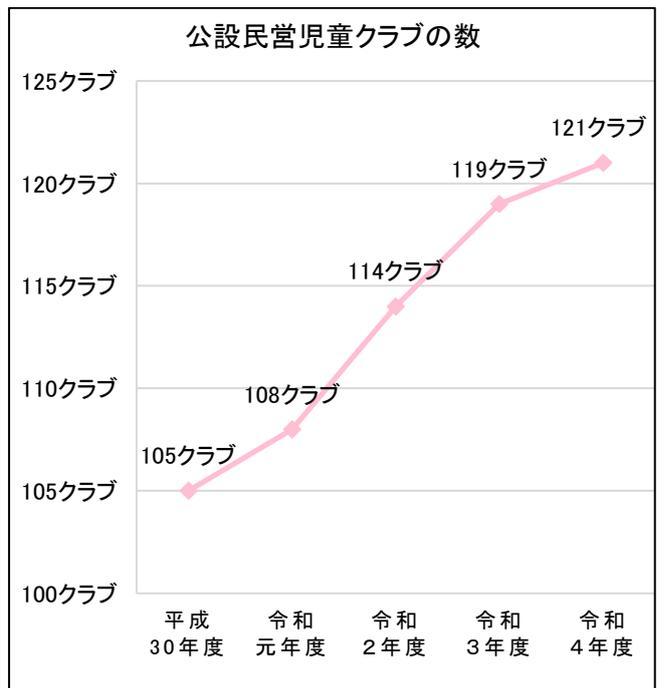
¹ 資料出所:「松山市子どもの貧困対策計画」



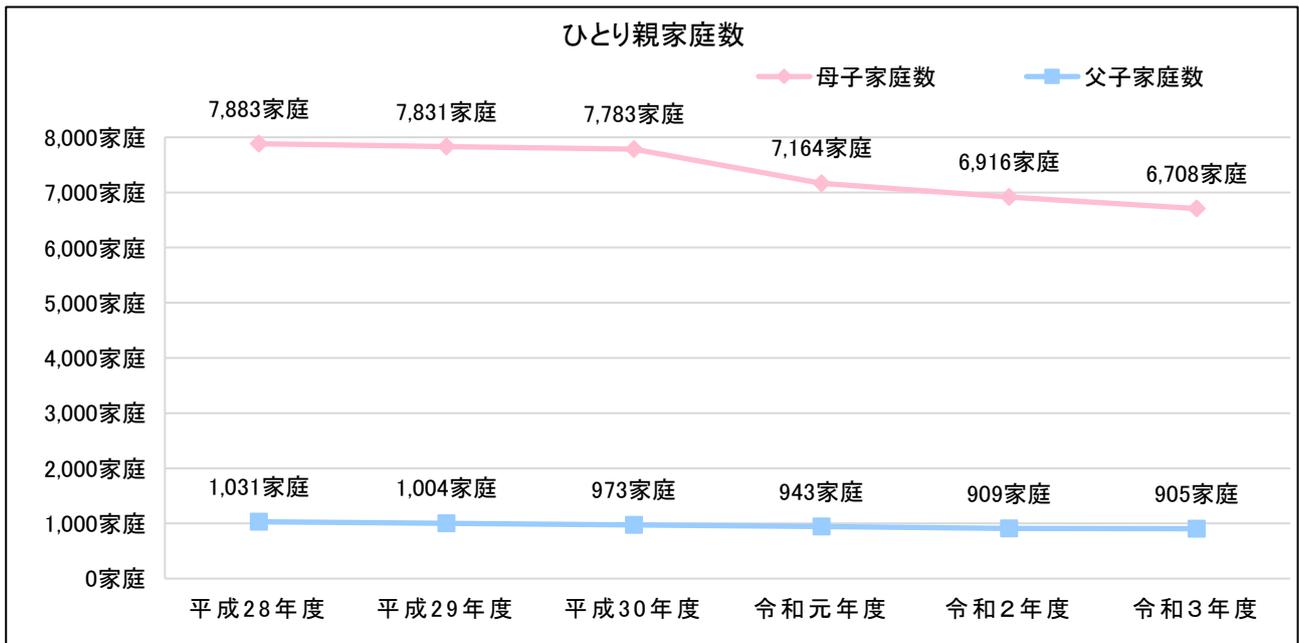
資料出所:松山市保育・幼稚園課



資料出所:松山市保育・幼稚園課



資料出所:松山市子育て支援課



資料出所:松山市子育て支援課

【施策の方向】

【4-3-1】子育て環境の充実

待機児童対策、長期休暇中の預かり、送迎等の支援、医療費の助成、おむつ券の交付、小児救急医療の長期安定的な維持などを通して、子育て環境の一層の充実を図ります。

【4-3-2】妊娠・出産の支援をはじめとした母子保健の充実

妊娠期から子育て期までの様々な時期に応じた母子保健事業を実施し、正しい知識や情報を提供するとともに、不安の軽減や産後うつ予防を図るなど、健やかな妊娠・出産・子育てのスタートを支援します。

【4-3-3】ひとり親家庭等の生活への支援

ひとり親家庭の子どもやその父母の生活の安定や福祉の増進を図るため、様々な事業を実施します。

【4-3-4】相談体制の確立

乳幼児がいる親と子どもが気軽に集う場所やSNSを活用した相談窓口を設置するなど、子育てに関する様々な細やかな支援を行います。

人生100年時代における結婚と家族

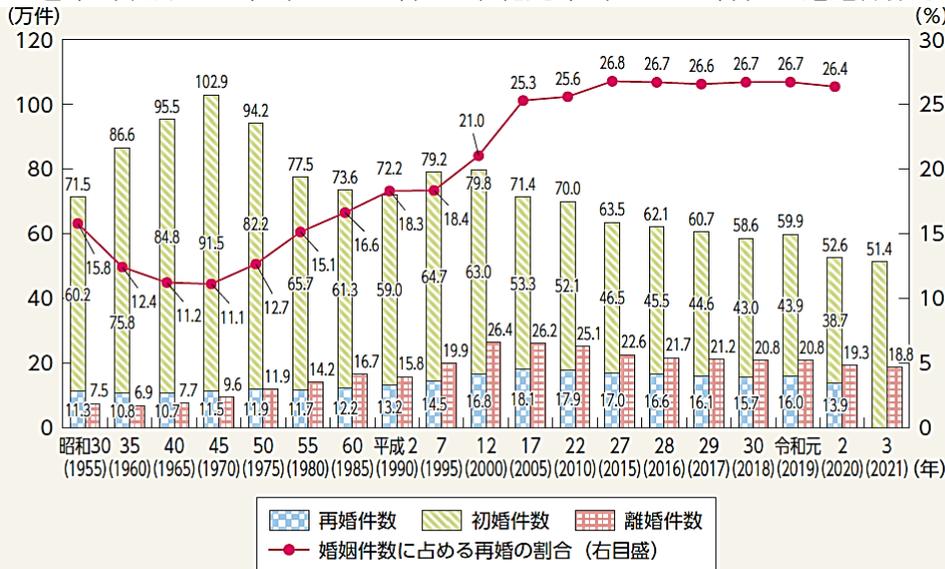
—令和4年版 男女共同参画白書より—

昭和の時代に多く見られたサラリーマンの夫と、専業主婦の妻と子供、または高齢の両親と同居している夫婦と子供という3世代同居は減少し、単独世帯が増加しています。

また、結婚せずに独身でいる人、結婚後、離婚する人、離婚後、再婚する人、結婚（法律婚）という形を取らずに家族を持つ人、親と暮らす人、配偶者や親を看取った後ひとり暮らしをする人等、一人一人の人生も長い歳月の中でさまざまな姿をたどっています。

＜婚姻・離婚・再婚件数の年次推移＞

近年（平成27年（2015年）～令和元年（2019年））の婚姻件数は約60万件で推移してお



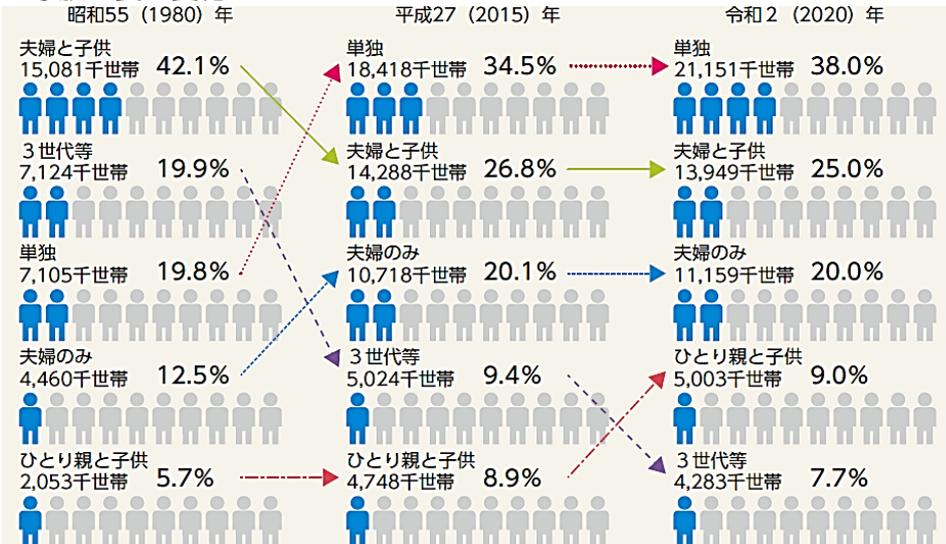
り、離婚件数は約20万件と、婚姻件数の約3分の1で推移しています。

また、コロナ下の令和3年(2021年)の婚姻件数は、戦後最も少ない件数となりました。

(備考) 1. 厚生労働省「人口動態統計」より作成。

2. 令和3(2021)年の数値は、日本における外国人等を含む速報値。令和3(2021)年の婚姻件数は、再婚件数と初婚件数の合計。

＜家族の姿の変化＞



昭和55年(1980年)時点では、全世帯の6割以上を「夫婦と子供」と「3世代等」の家族が占めています。

令和2年(2020年)時点では、「夫婦と子供」と「3世代等」の割合は低下している一方で、「単独」世帯の割合は昭和55年(1980年)時点と比較して2倍近く増加しています。

(備考) 1. 総務省「国勢調査」より作成。

2. 一般世帯に占める比率。施設等に入っている人は含まれない。「3世代等」は、親族のみの世帯のうちの核家族以外の世帯と、非親族を含む世帯の合算。

3. 「子」とは親族内の最も若い「夫婦」からみた「子」にあたる統柄の世帯員であり、成人を含む。

災害時こそ 互いを配慮します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

第16条 何人も、地域における活動の中で、男女共同参画が阻害される制度又は慣行をなくし、ジェンダーにとらわれることなく個人の行動、考え方等が尊重され、意思決定にかかわることができるよう努めなければならない。

【5-1】男女共同参画の視点を取り入れた地域防災力の充実強化

【現状と課題】

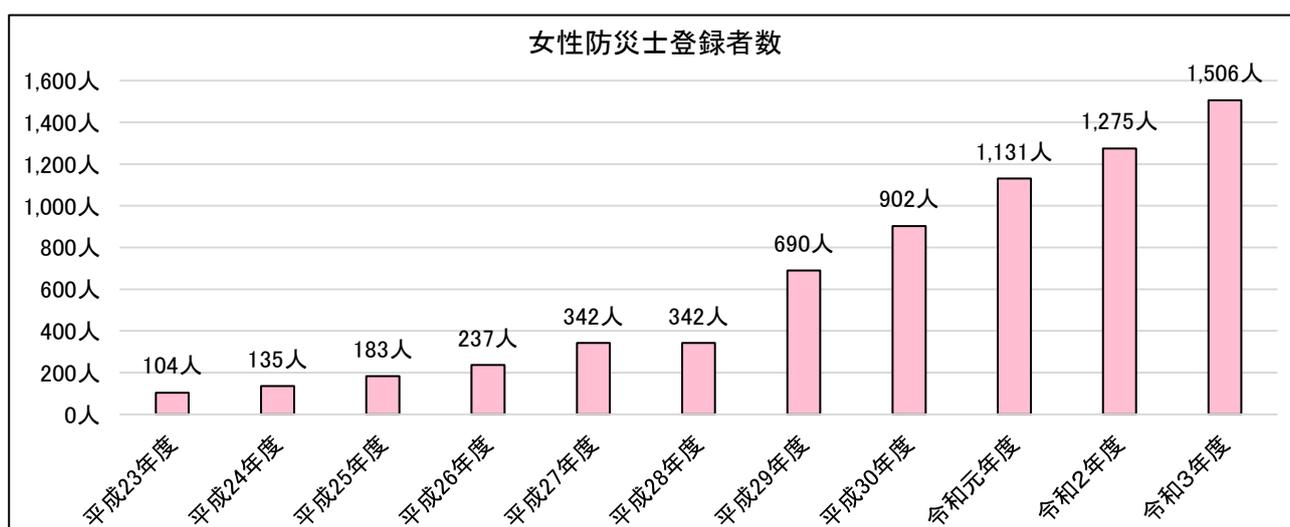
○過去の災害では、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、女性と男性のニーズの差異が考慮されないなどの課題が指摘されており、防災対策に男女共同参画の視点を取り入れることは不可欠です。

○本市の市民意識調査によると、避難所生活で心配なことについて女性と男性で違いがあることが分かり、特に「弱者等の必需品」で大きな差があります。

○女性と男性が災害から受ける影響の違いなどに十分に配慮した対応を行うため、本市では防災会議の女性委員を増やしたり、女性防災士を養成したりするなど、意思決定過程への女性の参画を積極的に進めています。女性防災士は、この10年間で約15倍になりました。

○他にも、平成30年(2018年)7月豪雨や令和元年(2019年)9月台風の教訓から、避難所ごとの運営マニュアルを作成するなど、地域特性に応じた取組を推進しています。

○また、南海トラフ巨大地震の発生も危惧されていることから、子どもからお年寄りまで防災の知識と技術を身につけてもらうため、ジュニア防災リーダークラブ²での活動などを通して、産官民学が連携した切れ目のない全世代型防災教育を実施し、地域防災力の充実強化に努めています。



資料出所:松山市防災・危機管理課

避難所生活で心配なこと

	自分の 体調管理	家族の 体調管理	衛生施設の 充実	水、食料の 確保	弱者等の 必需品	プライバシーの 確保	その他
女性 (n=303)	53.5%	44.6%	82.8%	62.7%	44.6%	40.9%	1.3%
男性 (n=88)	52.3%	50.0%	70.5%	59.1%	25.0%	31.8%	5.7%

資料出所:平成29年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書 地域防災分野での男女共同参画」(公財)松山市男女共同参画推進財団

¹ 弱者等の必需品 女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の必需品

² ジュニア防災リーダークラブ 家庭防災、地域防災、学校防災の先頭に立つ人材育成を目的とした小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒による組織

【施策の方向】

【5-1-1】自主防災組織や防災士などへの支援

女性防災士や、地域の中で活躍できる人材を育成し、災害に強い人づくり・まちづくりを行います。

【5-1-2】産官民学が連携した地域防災力の強化

小学生から高齢者まで切れ目なく防災教育を行い、全世代型の防災リーダーの育成を図るとともに、防災を通じて大学生と地域や地元企業をつなげることで、地域の活性化を目指します。

トピック

ジェンダー・ギャップ指数 (2022)

「ジェンダー・ギャップ指数」とは、世界経済フォーラムが、経済・教育・健康・政治の4分野で男女格差を評価し、国ごとのジェンダー平等の達成度を指数（スコア）にしているものです。「0」が完全不平等、「1」が完全平等を表し、数値が大きいほど男女平等であるということになります。

2022年の日本の順位は、**146カ国中116位**で、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となりました。

各分野の順位は以下のとおりです。

- 経済 121位 (0.564)
- 教育 1位 (1.000) ※同率1位が21カ国
- 健康 63位 (0.973)
- 政治 139位 (0.061)

(参考) 評価基準

経済

- ・労働参加率の男女比
- ・同一労働に対する賃金の男女格差
- ・推定実所得の男女比
- ・管理職・職業従事者の男女比
- ・専門・技術者の男女比

健康

- ・出生性別比
- ・健康寿命の男女比

政治

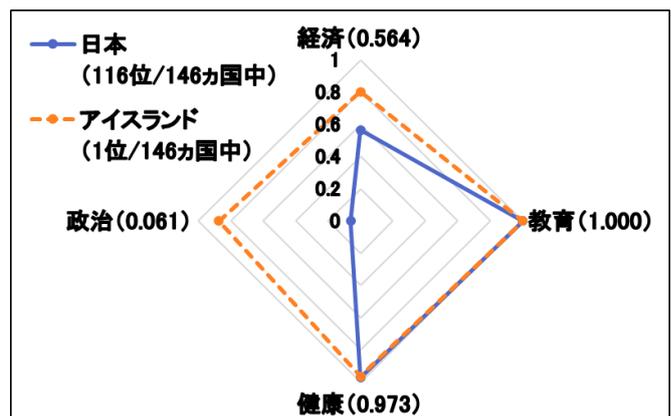
- ・国会議員の男女比
- ・閣僚の男女比
- ・最近50年における行政の長の在任年数の男女比

教育

- ・識字率の男女比
- ・初等教育就業率の男女比
- ・中等教育就業率の男女比
- ・高等教育就業率の男女比

資料出所:内閣府男女共同参画局

順位	国名	スコア
1	アイスランド	0.908
2	フィンランド	0.860
3	ノルウェー	0.845
4	ニュージーランド	0.841
5	スウェーデン	0.822
10	ドイツ	0.801
15	フランス	0.791
22	英国	0.780
25	カナダ	0.772
27	アメリカ	0.769
63	イタリア	0.720
79	タイ	0.709
83	ベトナム	0.705
92	インドネシア	0.697
99	韓国	0.689
102	中国	0.682
115	ブルキナファソ	0.659
116	日本	0.650
117	モルディブ	0.648
145	パキスタン	0.564
146	アフガニスタン	0.435



【5-2】男女共同参画の視点を取り入れた防災・減災・復興体制の確立

【現状と課題】

○災害時には、自然要因だけでなく社会要因も被害の内容や大きさを決める要因となり、平常時の社会の課題が一層顕著になって現れると考えられています。

○平常時に固定的役割分担意識が解消されていない場合、非常時にはそれを反映し、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力といった課題が拡大することが想定されるため、日常的な男女共同参画社会の実現が非常に重要です。

○松山市地域防災計画¹では、松山市男女共同参画推進センター(コムズ)と連携体制を構築し、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階で男女共同参画の視点を取り入れた取組が進められるように努めています。

○また、市民が一体となって行う松山市総合防災訓練等の実施のほか、みんなの消防フェスタなどを通じて防火・防災啓発を推進し、女性や高齢者などのニーズを考慮した災害用備蓄品を導入するなど、多様なニーズに対応できるよう備えを充実させ、総合的な防災力強化に努めています。

【施策の方向】

【5-2-1】避難所運営や仮設住宅での男女共同参画

男女共同参画をはじめ多様な視点で避難所運営や仮設住宅の運営管理に取り組みます。

【5-2-2】防災知識の普及

男女双方の視点に配慮した防災訓練を実施するなど防災意識を普及します。

【5-2-3】災害用物資の支援

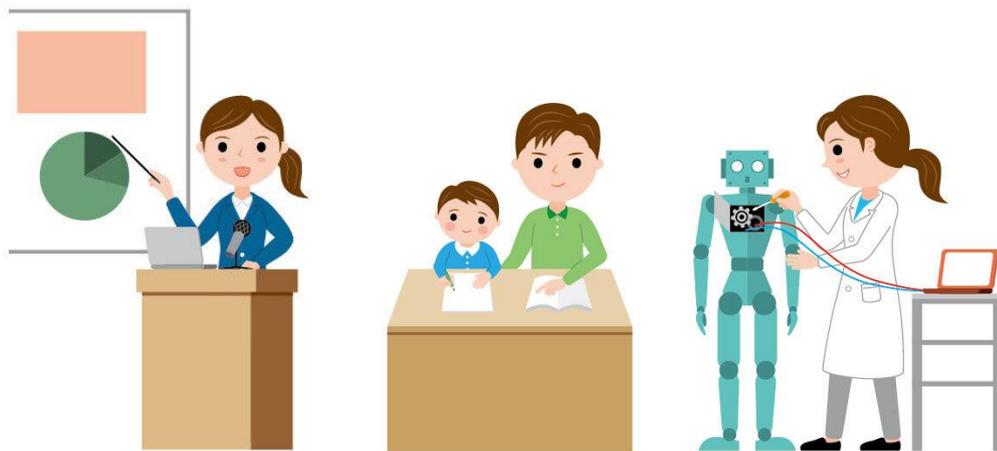
男女のニーズや子育て家庭などのニーズに配慮した災害用物資の備蓄を行います。

【5-2-4】復興への取組での男女共同参画の視点強化

松山市地域防災計画の見直しに合わせ、復興も含めたあらゆる局面で男女共同参画の視点を取り入れられるよう努めます。

¹ 松山市地域防災計画 総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底など、市民運動も誘発しながら、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画

豊かな人間性を 育む教育を 目指します



〈松山市男女共同参画推進条例〉

- 第 8 条 男女共同参画は、家庭教育、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識がはぐくまれるように推進されなければならない。
- 第 17 条 何人も、家庭教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

【6-1】男女平等を推進する教育・学習の充実

【現状と課題】

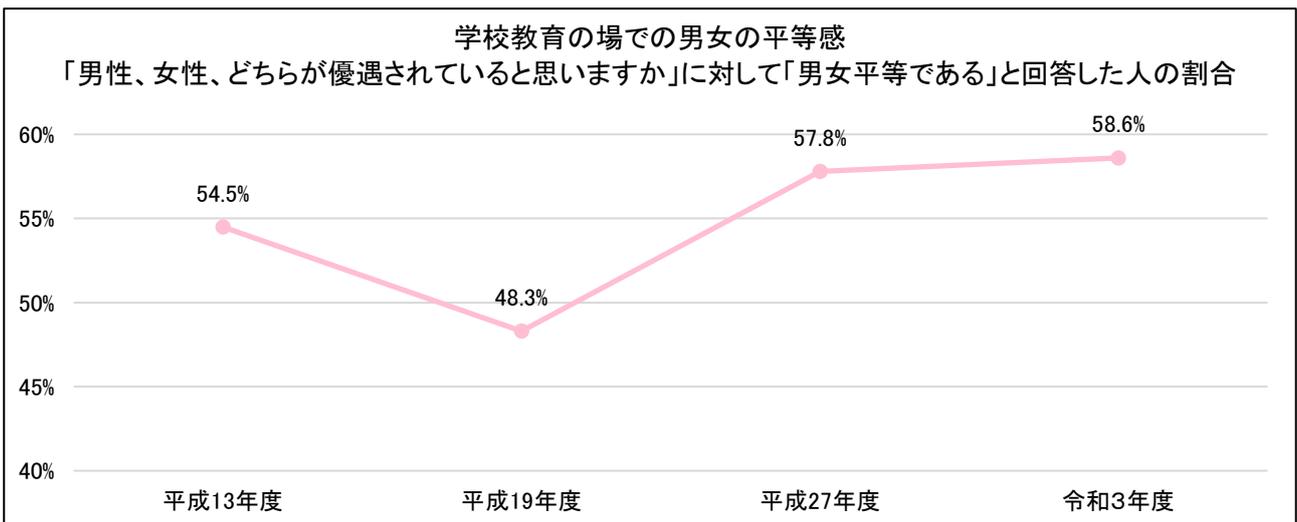
○(公財)松山市男女共同参画推進財団は令和元年(2019年)度に「中学生の男女共同参画に関する意識調査」を実施しました。

○その中で、性別役割分担意識を押し付けられた経験に関する設問では、周りの人から「女の子だから」「男の子だから」ということを「よく言われる」「ときどき言われる」と回答した人は、女子で半数を超えており、言われた相手は、特に母が多く、続いて父、小学校・中学校の先生と、身近な人や接する機会が多い人から影響を受けていることが分かります。

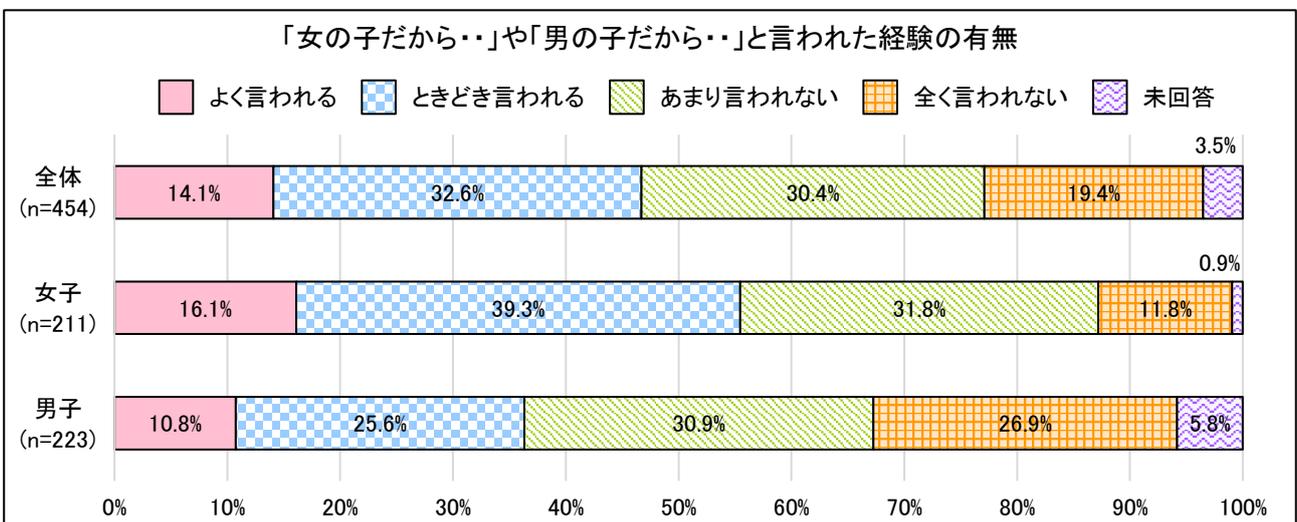
○子どもとの関わりの中では、無意識のうちに性別に基づく固定観念が現れていないか十分留意し、子どもの可能性や個性、多様な進路選択を阻害しないようにする必要があります。

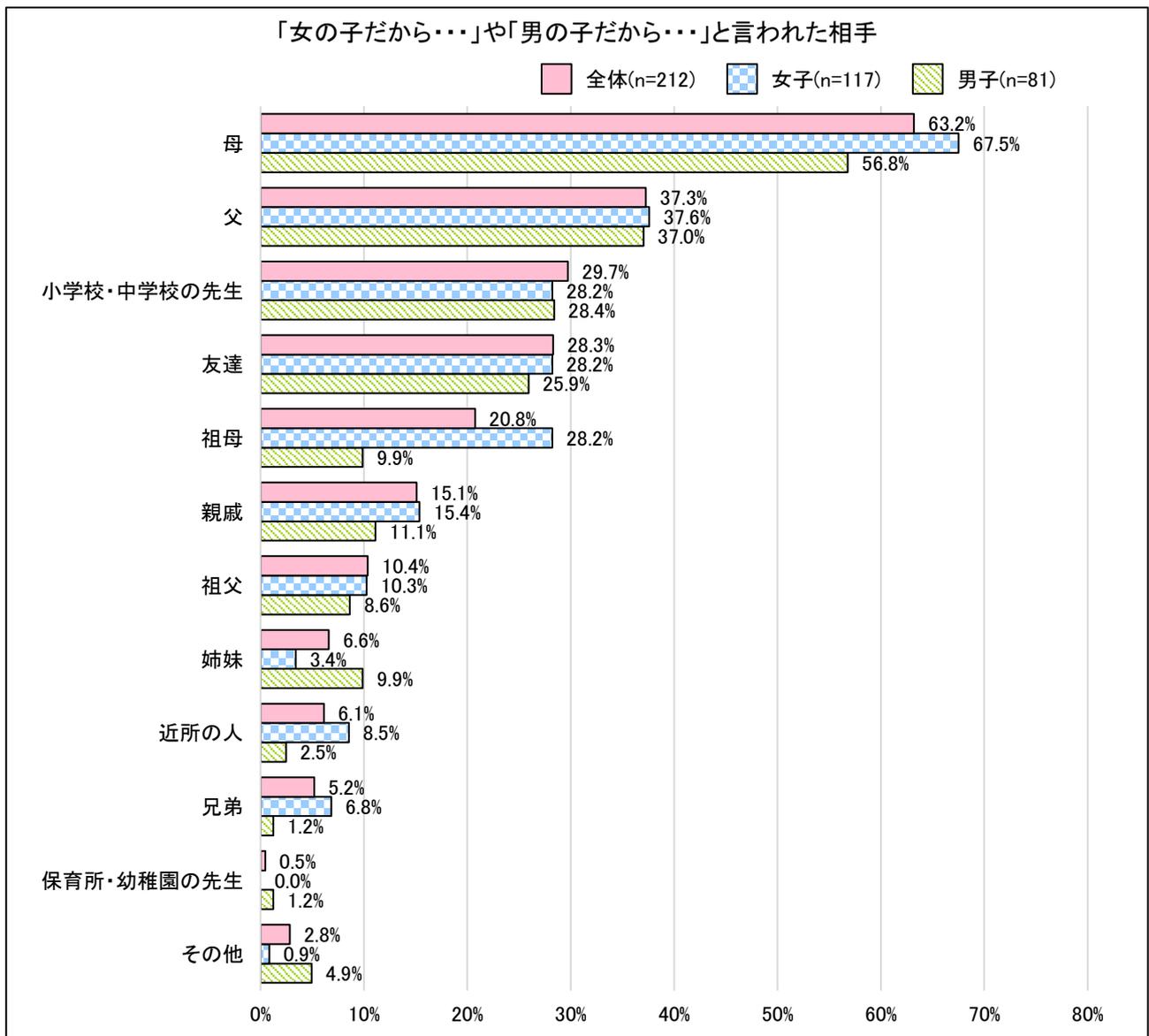
○また、次世代を担う子どもたちが個性と能力を発揮できるよう子どもの頃からの男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができる取組を実施するとともに、家族など身近で関わる人、地域活動に携わる人、指導的立場にある人などの意識も重要です。

○教職員を含め幅広い人が、無意識の偏見(アンコンシャス・バイアス)によって生じる悪影響について理解し、解消していく取組が求められています。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課





以上2点 資料出所: 令和元年度「中学生の男女共同参画に関する意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団

【施策の方向】

【6-1-1】学校教育での男女平等の推進

人権教育など、男女平等の教育を推進するとともに、教育に携わる人が男女共同参画の理念を理解するよう、周知・啓発等を行います。また、(公財)松山市男女共同参画推進財団で作成した「授業にすぐ使える男女共同参画学習資料(中学校編)」の活用を促します。

【6-1-2】家庭・地域での男女平等の教育・学習の推進

地域での学習会の積み重ねを大切にし、あらゆる世代を対象とした男女平等に関する学習機会を充実します。

【6-1-3】子どもにとっての男女共同参画

男女が互いに尊重し合って多様な意見を交わす機会を充実するとともに、キャリア教育¹の支援や、様々な学び・体験の場の提供に取り組みます。

¹ キャリア教育 一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

【6-2】多様な選択を可能にする教育・学習の充実

【現状と課題】

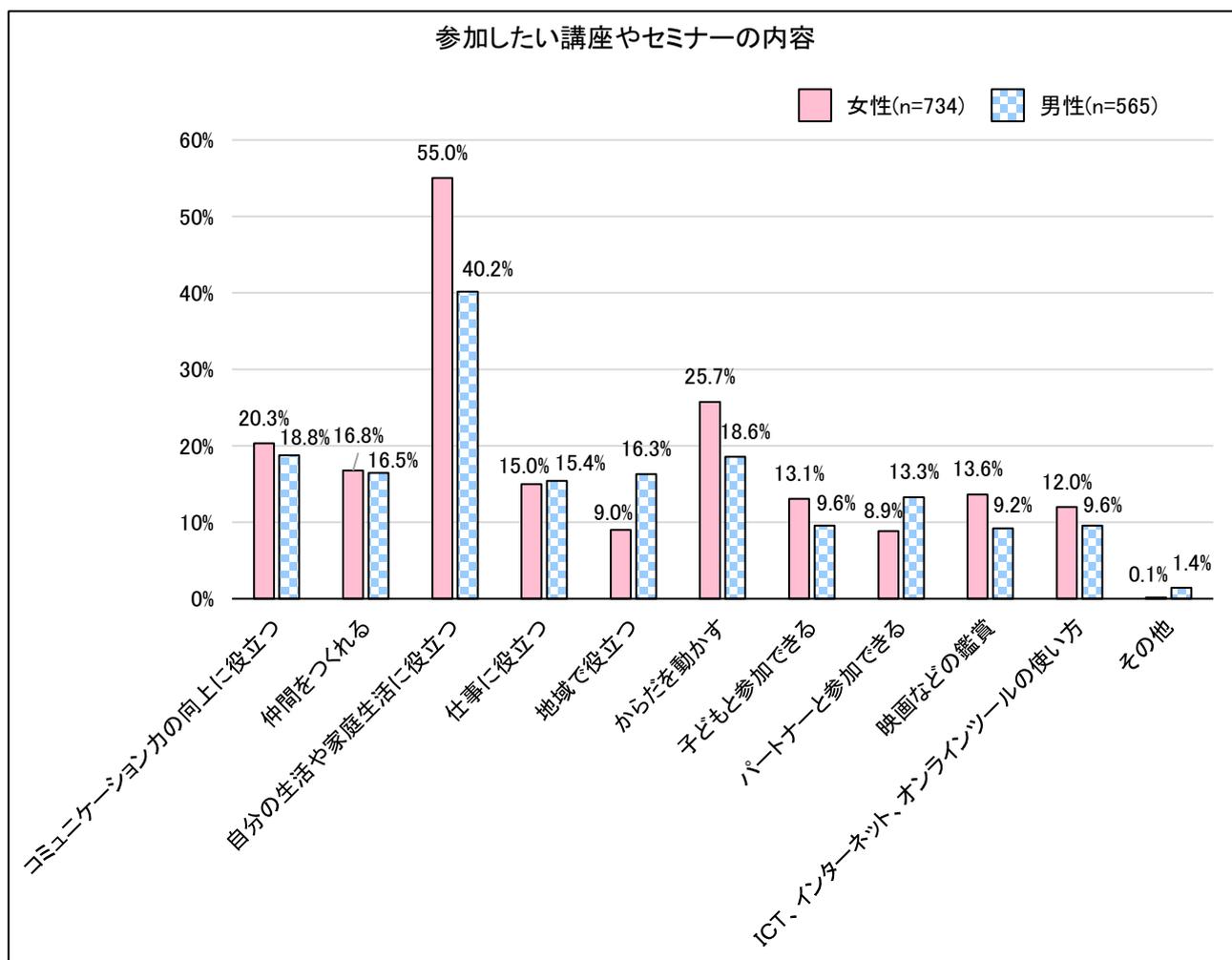
○人生 100 年時代といわれる中、男女が個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野に参画していくためには、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方及び生き方を選べるよう、生涯学習や能力開発を推進する必要があります。

○特に若い世代に対しては、就職・結婚・子育てなど自分が思い描く人生設計(ライフデザイン)を考えることがそれぞれの人生を豊かにすることにつながるため、キャリア教育の一層の充実及び将来の職業選択に資する情報提供を積極的に行うなどの支援が必要です。

○また、全世代の男女が共に主体的で多様な選択ができ、自分らしく生きるため、公民館やふれあいセンターなど地域等でも学習機会を提供する取組を推進します。

○本市では、松山市男女共同参画推進センター(コムズ)を拠点として、男女共同参画を推進するためのセミナー・講座を開催していますが、より多くの人に参加してもらうために、ニーズを調査したところ、自分の生活や家庭生活に役立つ講座であれば参加したいと回答している割合が多いという結果になりました。

○このような結果や社会情勢を参考に、引き続き魅力的なセミナー・講座を開催するとともに、学び直しなど多様な選択を可能にするための講座づくりに取り組むことで、市内に男女共同参画の輪を広げることが必要です。



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【施策の方向】

【6-2-1】生涯学習の推進

男女が共に性別にかかわらず、多様な選択ができるよう生涯にわたる学習を支援します。多様なニーズに対応したメニューの提供や広報の充実等により、松山市男女共同参画推進センター(コムズ)への利用の促進を図ります。

【6-2-2】女性の能力開発(エンパワーメント¹)のための機会の充実

女性が多様な選択ができるための知識などを習得できるよう、多様な学習の機会を充実します。

高校生と一緒に考える男女共同参画

若者に松山市の男女共同参画の歩みを伝えるため、松山東高等学校の生徒と男女共同参画について考える会を開催しました。

松山東高等学校は、令和3年度の中四国高校生会議の開催校として「ジェンダー平等」をテーマに学んだり、令和4年度には松山市の「まちかど講座」を利用して男女共同参画について学んだりするなど、積極的にジェンダー学習を進めています。



会では、松山東雲短期大学教授の桐木陽子氏を講師に迎え、「世界・日本・そして松山市のこれまでの男女共同参画のあゆみ」についてのお話がありました。

その中で、「男女共同参画の推進はまちの魅力に繋がるものと思っています。まちづくりは、行政だけがするものではなく、そこに暮らす市民も責任をもって一緒にするものです。そのためには、知識を身につけ、さらには行動力・他者と協働する力が大事です。」とのメッセージが伝えられました。

これからも、若い世代の意見も取り入れながら、男女共同参画の推進に取り組んでいきます。

¹ エンパワーメント 男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

コムズってどんなところ？

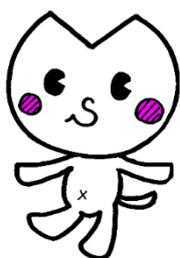
コムズは、平成12年（2000年）2月、松山市三番町にオープンしました。

松山市男女共同参画推進センター・まつやまファミリーサポートセンター・松山市新玉児童館・まつやま国際交流センター・まつやまNPOサポートセンターを含む複合施設です。

松山市男女共同参画推進センターでは、大人の学び直し講座や、男性のためのスキルアップ講座、子育てに役立つ講座など、ここだけの講座をたくさん実施しています。ホームページなどでチェックしてぜひお気軽に参加してみてください♪

そして毎年2月には、コムズ最大のイベント「コムズフェスティバル」を開催しています。著名人の基調講演や、防災・老後の過ごし方、コミュニケーション術などをテーマとした市民団体のみなさんによる市民企画分科会など盛りだくさんの内容となっています！

また、3～5階の各会議室は、貸出を行っています。インターネット環境も完備しており大変便利です。登録団体になると、使用料は約半額になります！詳しくは窓口にお問い合わせください。（貸館利用の方のインターネットの使用は無料です。）



マスコットキャラクター コムズちゃん
コムズホームページ



講座と貸館だけじゃない！

～コムズのおすすめポイント～

① アクセスしやすい！

松山市駅から徒歩5分♪伊予鉄バス「コムズ前」から徒歩30秒！駐車場も27台分あります。

② 図書コーナーが穴場！

男女共同参画の視点のある図書をはじめ、話題の本や様々なジャンルの本を、探しやすいよう配架しています！

キッズコーナーや絵本もありますので、児童館帰りにもどうぞ😊



③ 無料で自習ができる！

調理室の予約が入っていないときは、自習室として無料で開放しています。平日の夜は20時15分まで使えますので、学生さんはもちろん、社会人の方の資格取得・試験勉強にもいかがでしょうか。

④ 各階にファミリートイレ！

小さいお子さんと一緒に入れるファミリートイレを設置しています。お気軽にご利用ください。

<お問合せ> コムズ TEL943-5776

写真で見る松山市の男女共同参画の取組～松山市男女共同参画推進センター（コムズ）の活動～ 若者のライフデザイン支援事業



セミナーとまどんな応援企業との交流会

次世代を担う若者が固定的性別役割分担意識を払拭し、自分が思い描く人生設計(ライフデザイン)を考えるきっかけをつくるため、主に大学生に向けた有名講師による「ライフデザインをテーマとしたセミナー」と女性活躍や男女共に働きやすい職場づくりなどの様々な取組を実施している「まどんな応援企業」との交流会を、市内の大学で令和2年度から開催しています。

講座・啓発イベント



コムズフェスティバル

男女共同参画意識の浸透、国際交流活動の支援、子どもたちの健全育成及び住民主体のまちづくりの向上を目指して、専門的見識を持つ講師による基調講演や市民企画による講演会や学習会等の分科会、パネル展示などを実施しています。



理系女子講座

キャリア教育の支援として理系分野に親しんでもらうため、小学生の女子児童と保護者を対象に、サイエンスのおもしろさを体験し、様々な実験にチャレンジする講座です。

毎回、定員を大幅に上回る申し込みがあり、抽選を行うほど大人気の講座で、理系分野への関心を高めるだけでなく、親子のふれあいの機会ともなる講座となっています。

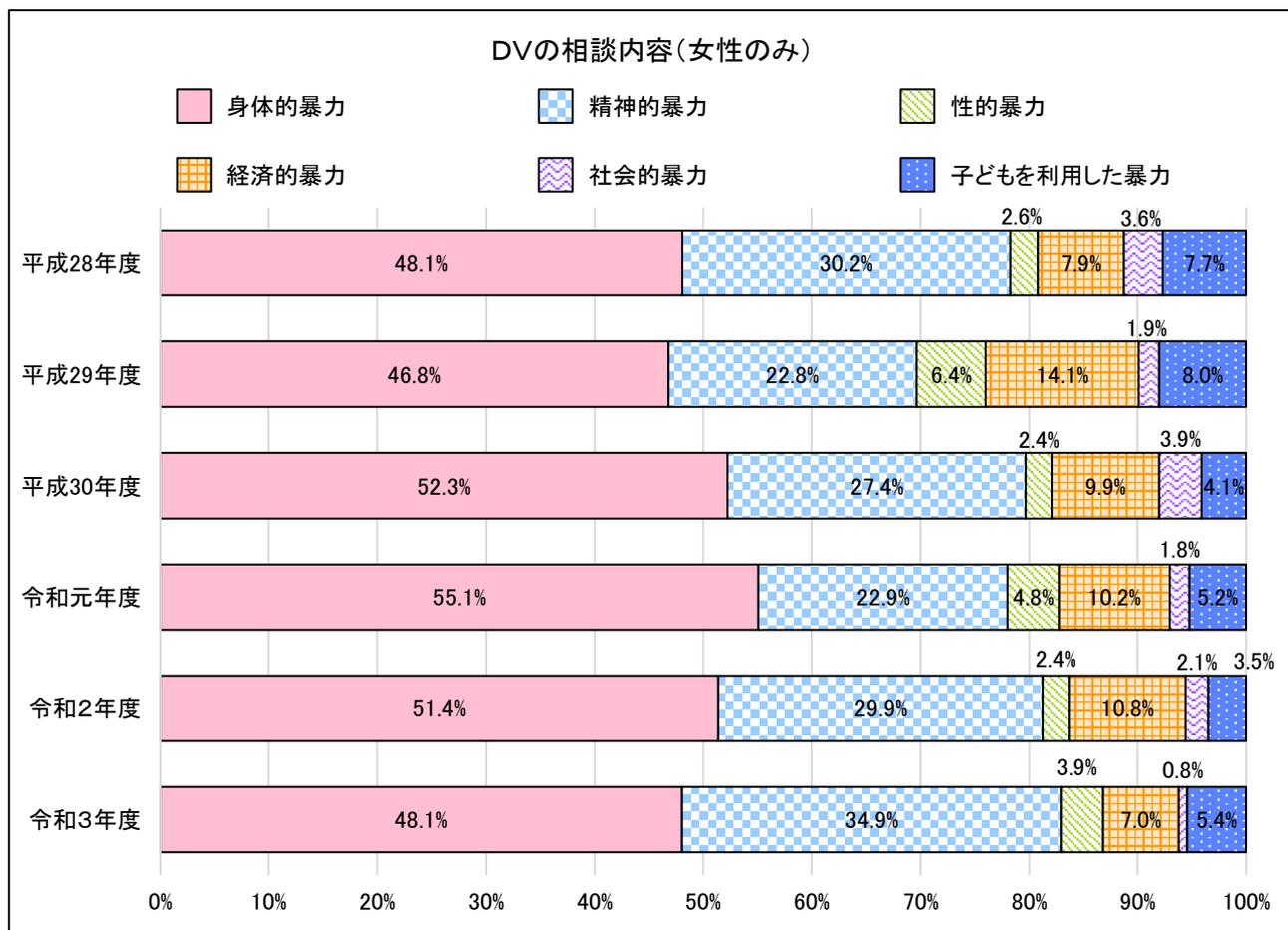


男性のためのスキルアップ講座

男性を対象に、家事・育児等への参画促進のための学習機会となる講座を開催しています。

料理教室では、参加者全員が参加してよかったと回答し、料理の基本を学ぶことができた、家でも実践してみようと思ったとの声を多数いただきました。

関連データ



資料出所:松山市子育て支援課

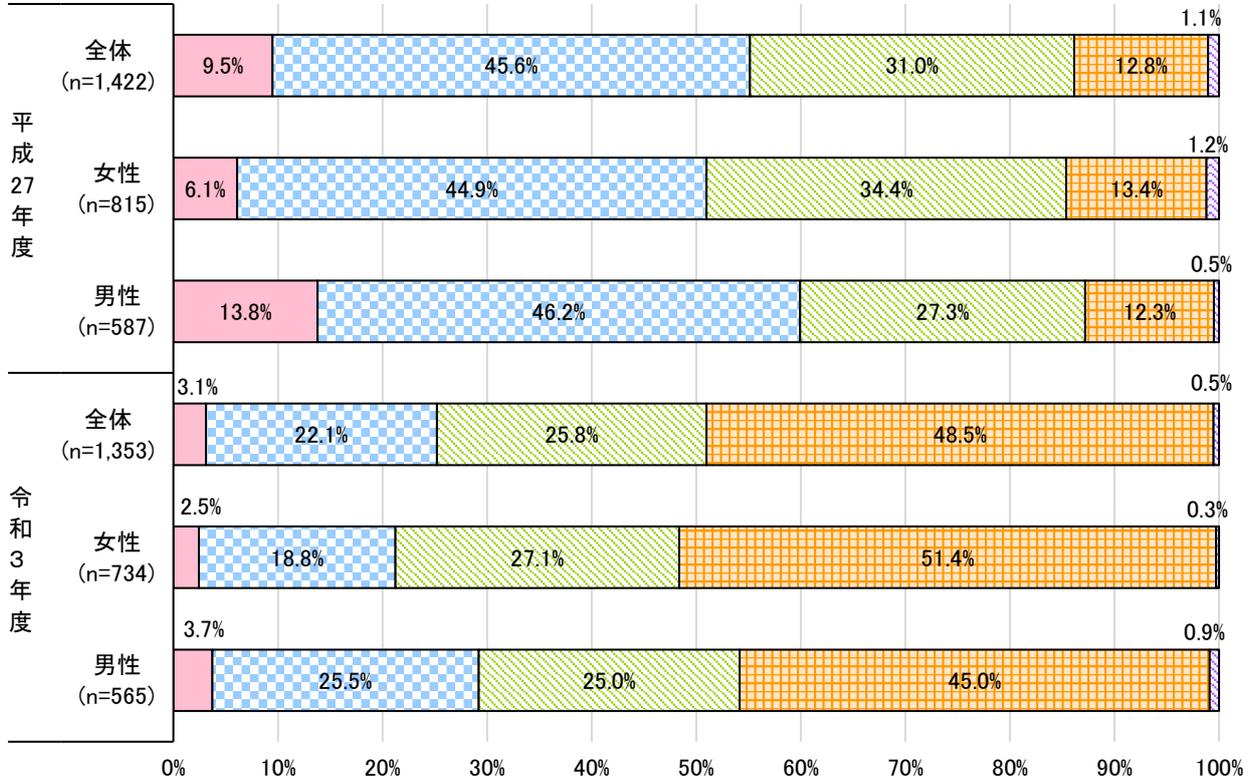
暴力の形態

- 身体的暴力 殴る、蹴るなど、直接何らかの有形力を行使するもの。
- 精神的暴力 大声で怒鳴る、無視するなど、心無い言動により、相手の心を傷つけるもの。
- 性的暴力 性的行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないといったもの。
- 経済的暴力 生活費を渡さない、仕事を制限するといったもの。
- 社会的暴力 交友関係を監視・制限する、電話やメールを細かくチェックするといったもの。
- 子どもを利用した暴力 子どもに暴力を見せる、子どもを危険な目にあわせるといったもの。

「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」という考え方について

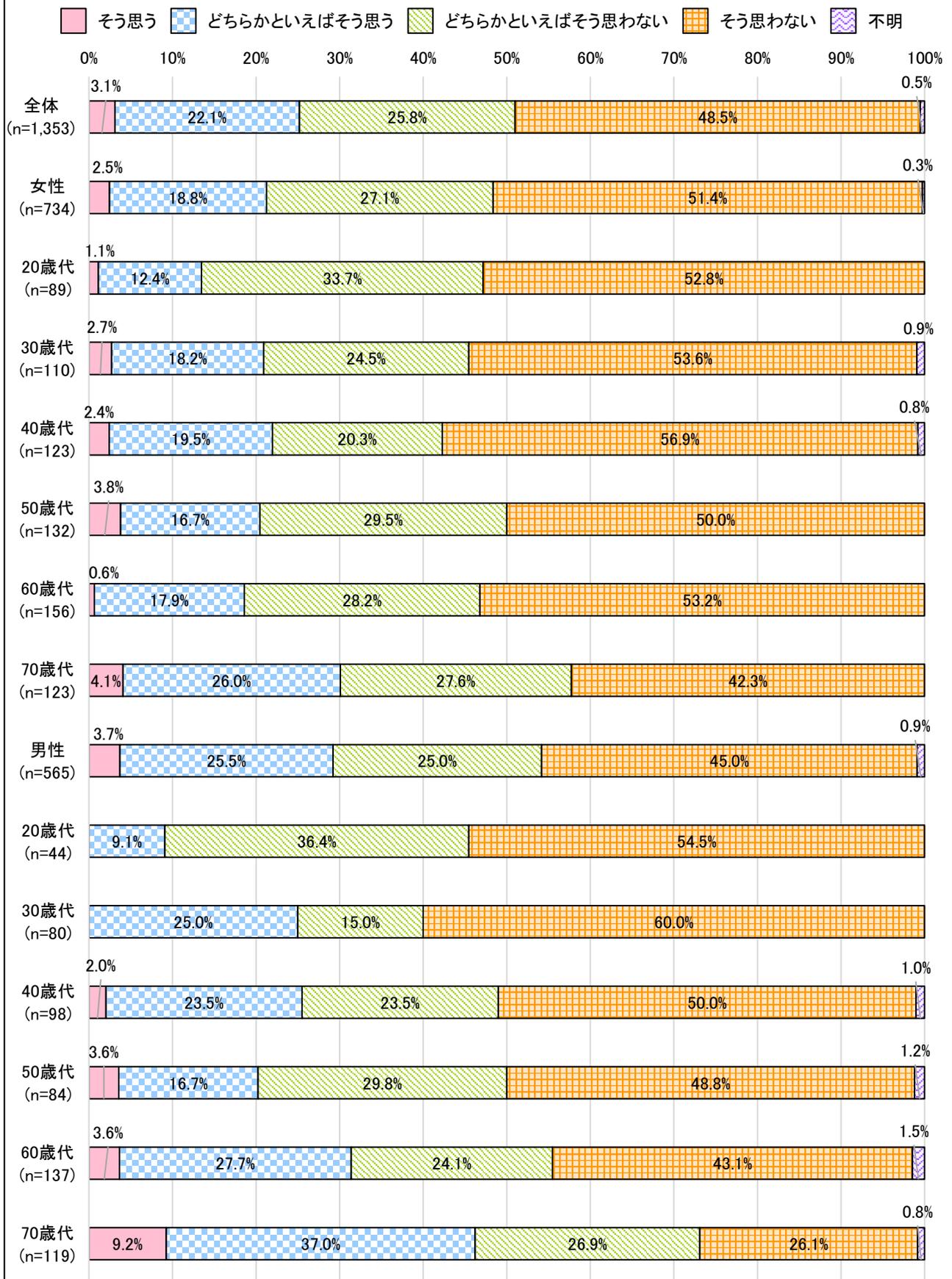
そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 不明

※平成27年度調査：選択肢 賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、不明



資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

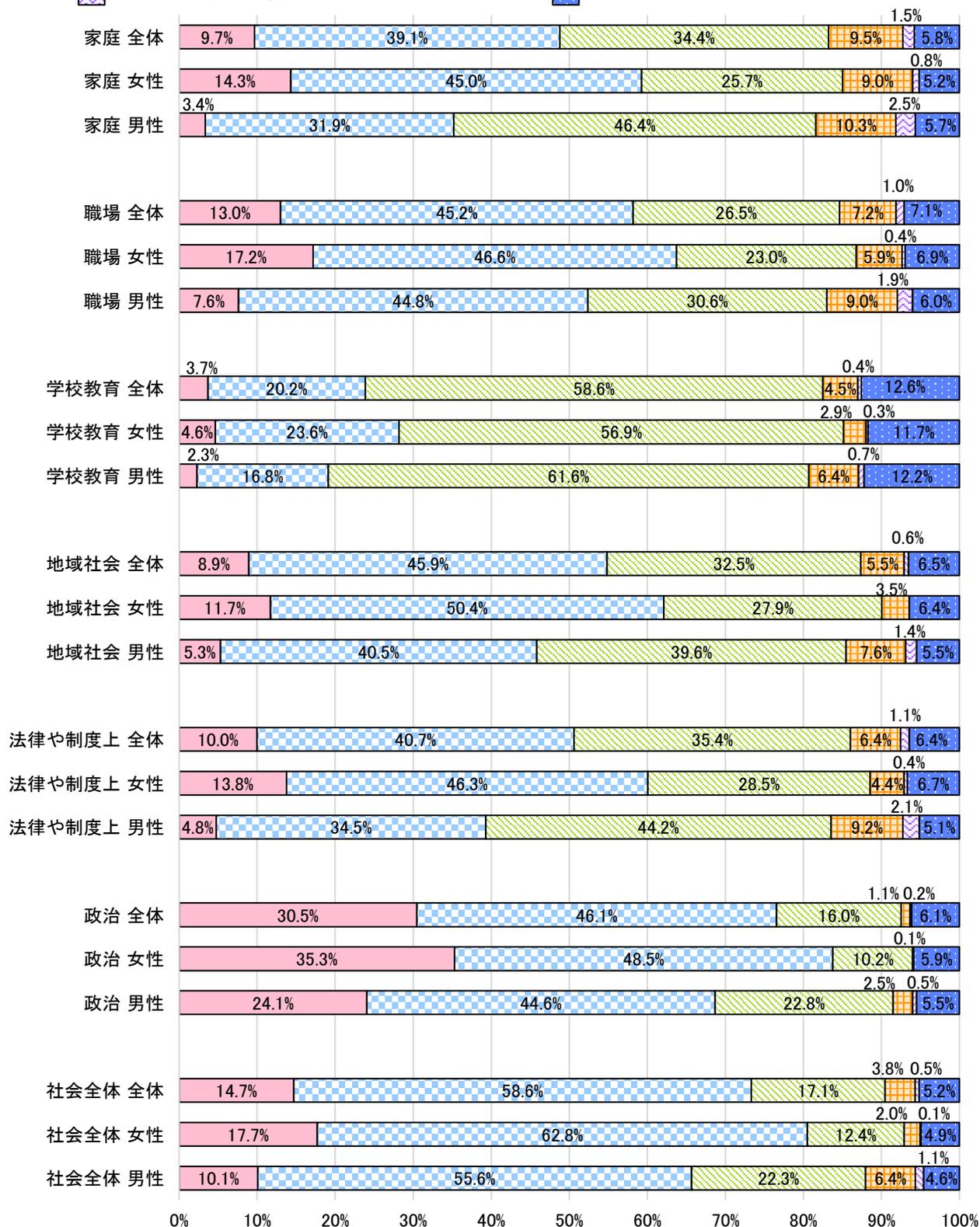
「夫は外で働き、妻は家庭を守った方がよい」という考え方について



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

あらゆる分野での男女の平等感 全体(n=1,353) 女性(n=734) 男性(n=565)

- 男性の方が非常に優遇されている
- 男性の方がやや優遇されている
- 男女平等である
- 女性の方がやや優遇されている
- 女性の方が非常に優遇されている
- 不明

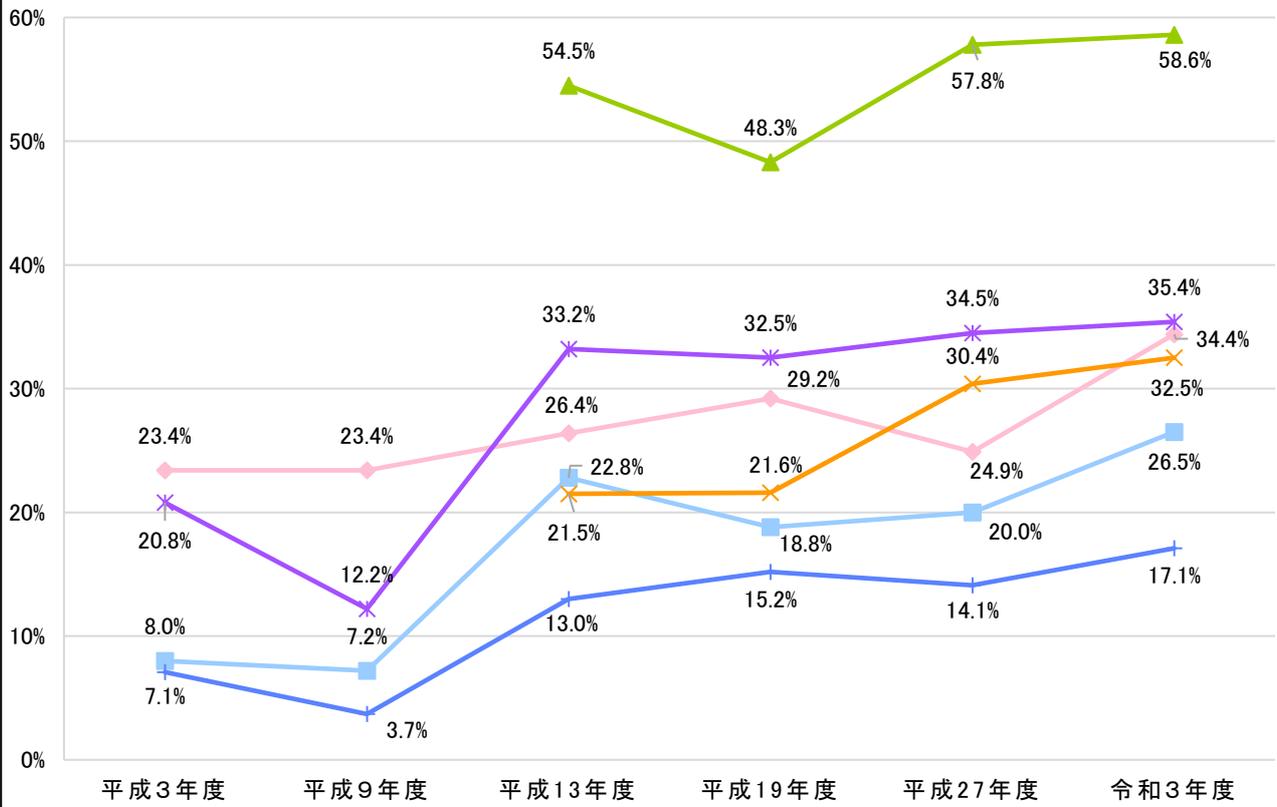


資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

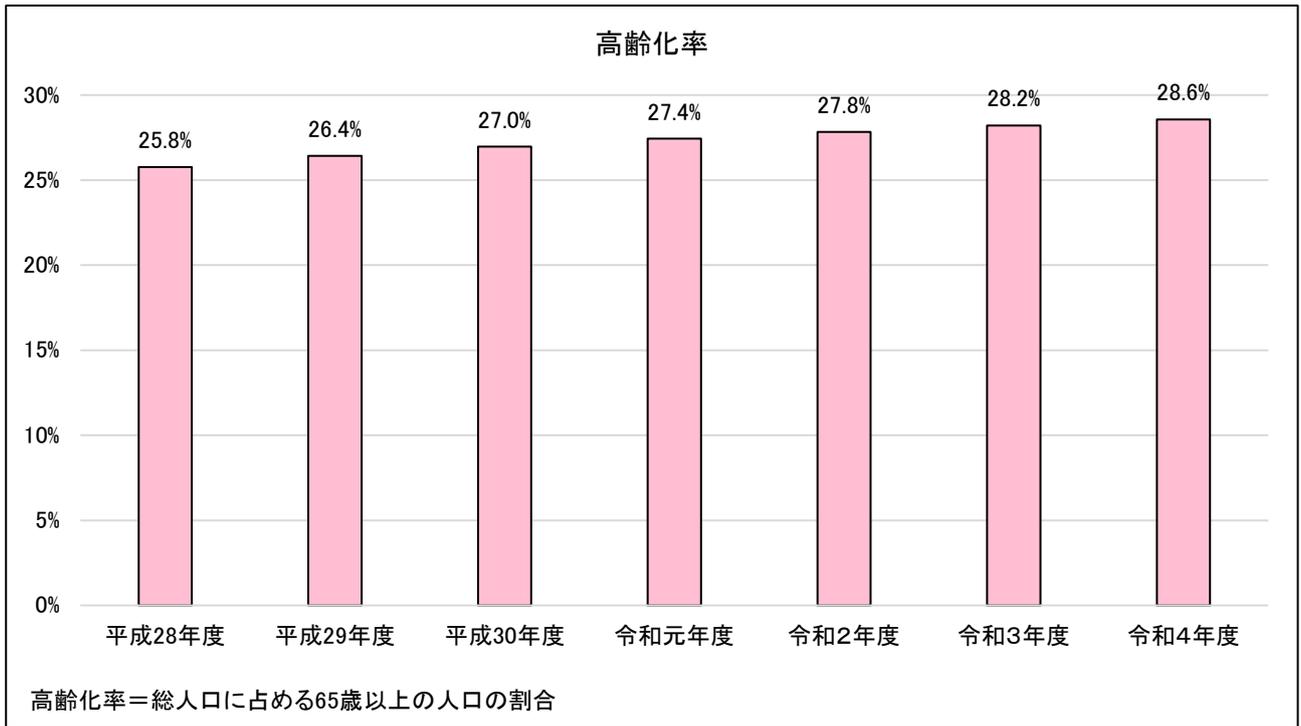
男女の平等感

「男性、女性、どちらが優遇されていると思いますか」に対して「男女平等である」と回答した人の割合

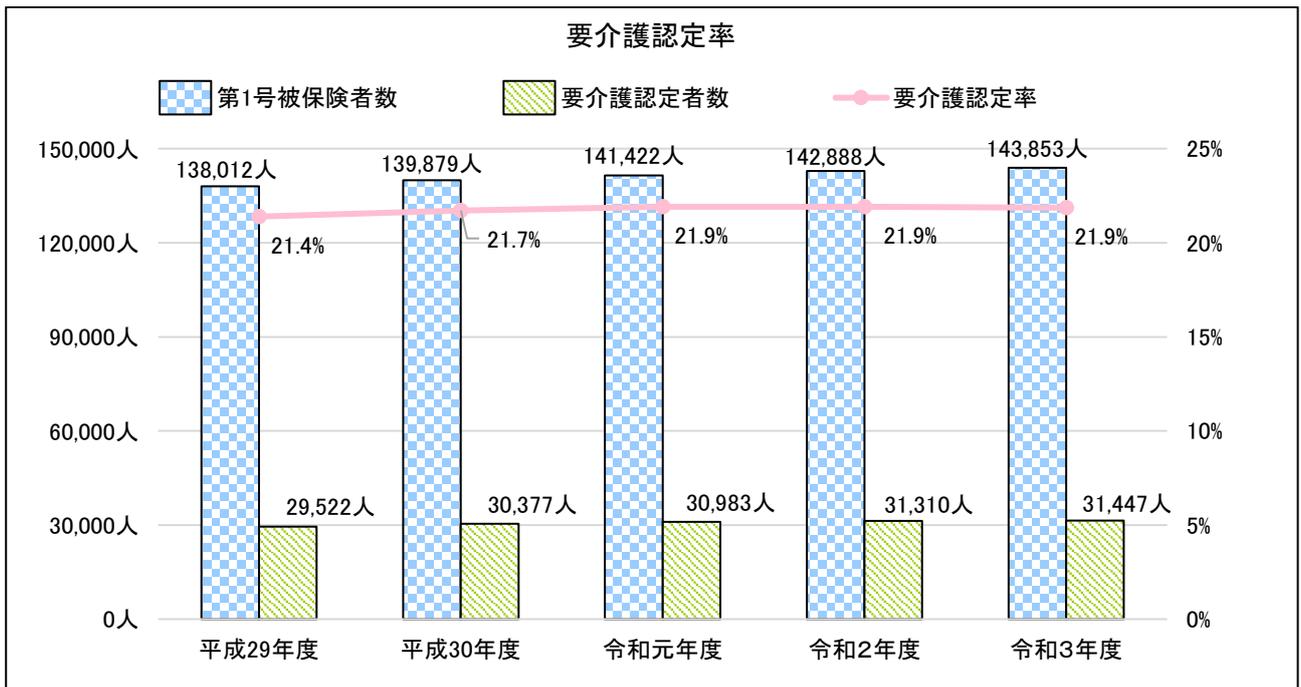
◆ 家庭 ■ 職場 ▲ 学校教育 × 地域社会 * 法律や制度上 — 社会全体※
※H27までは社会通念や風潮



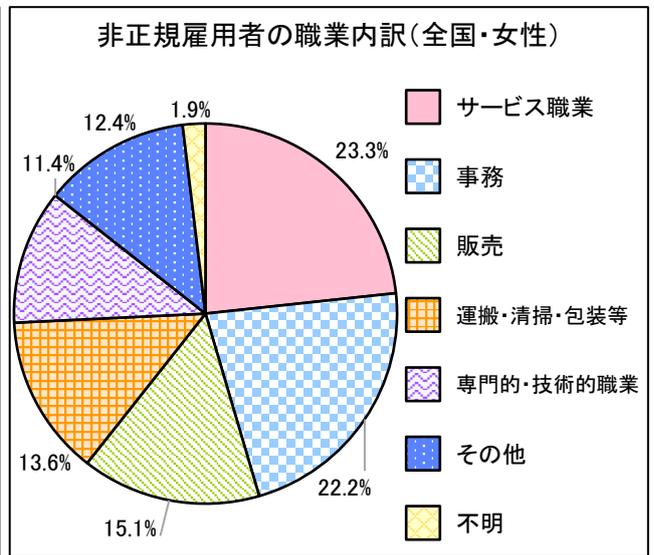
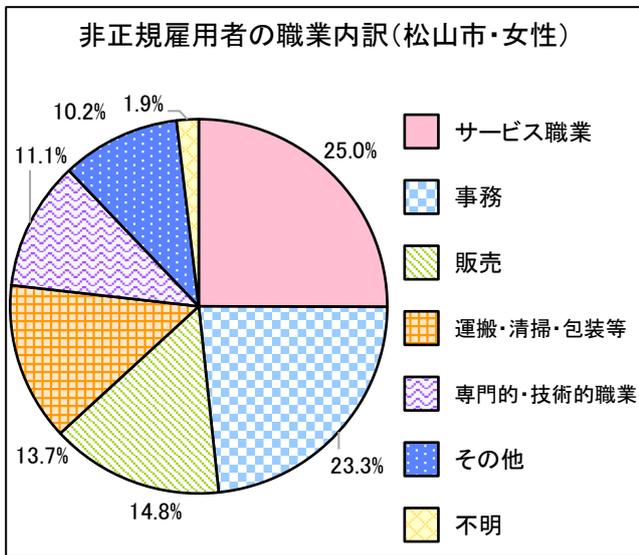
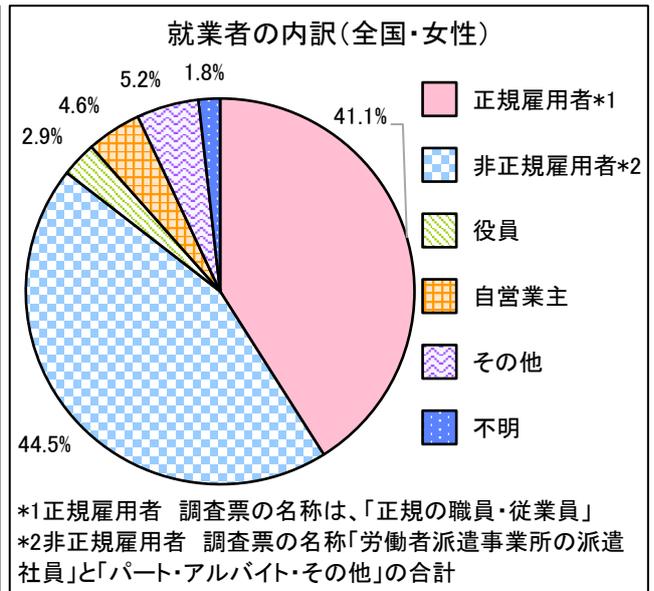
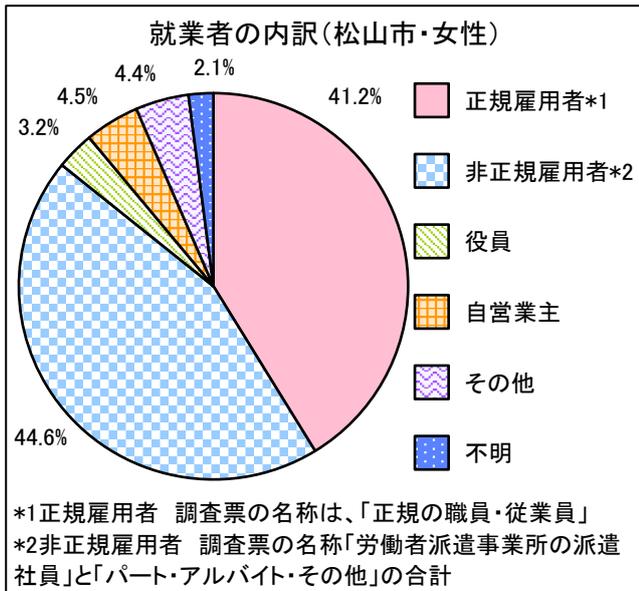
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所:松山市高齢福祉課

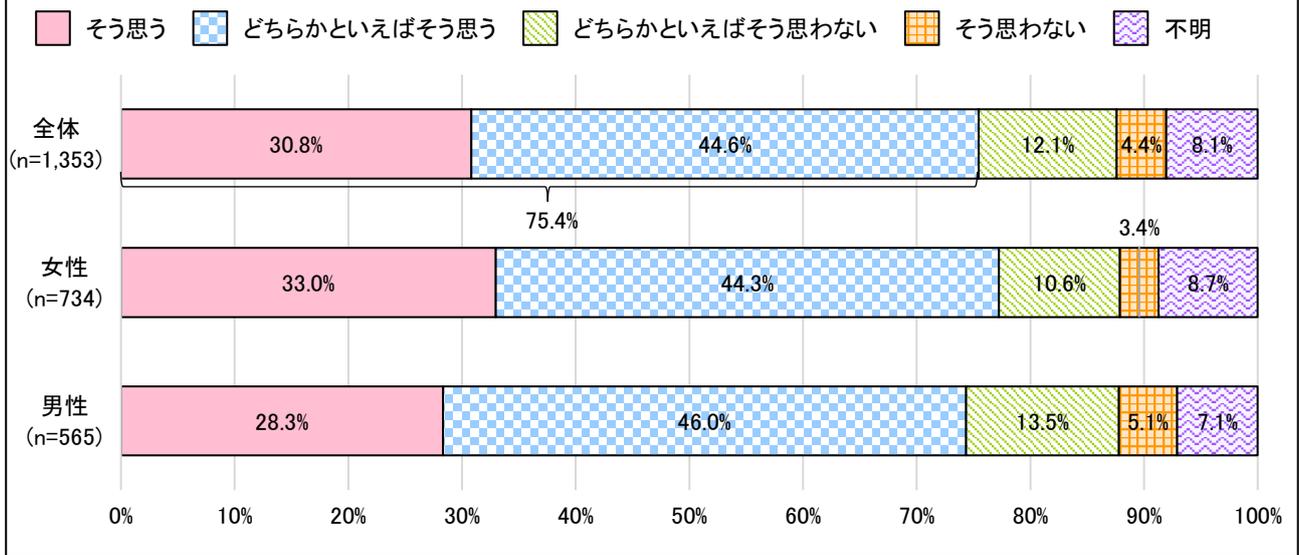


資料出所:松山市介護保険課



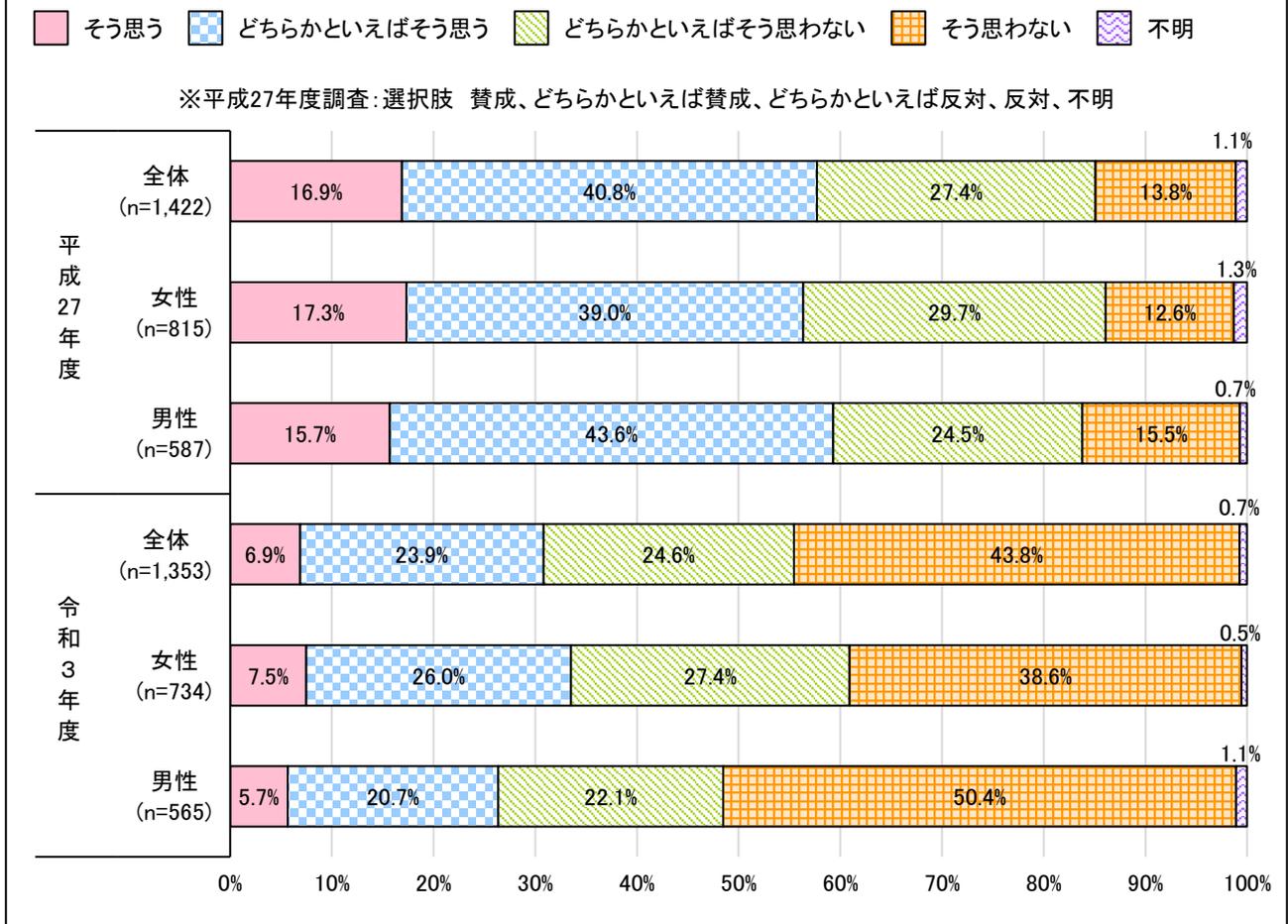
資料出所:「令和2年国勢調査」総務省より作成

「職場で女性の管理職が増えることは必要である」という考え方について



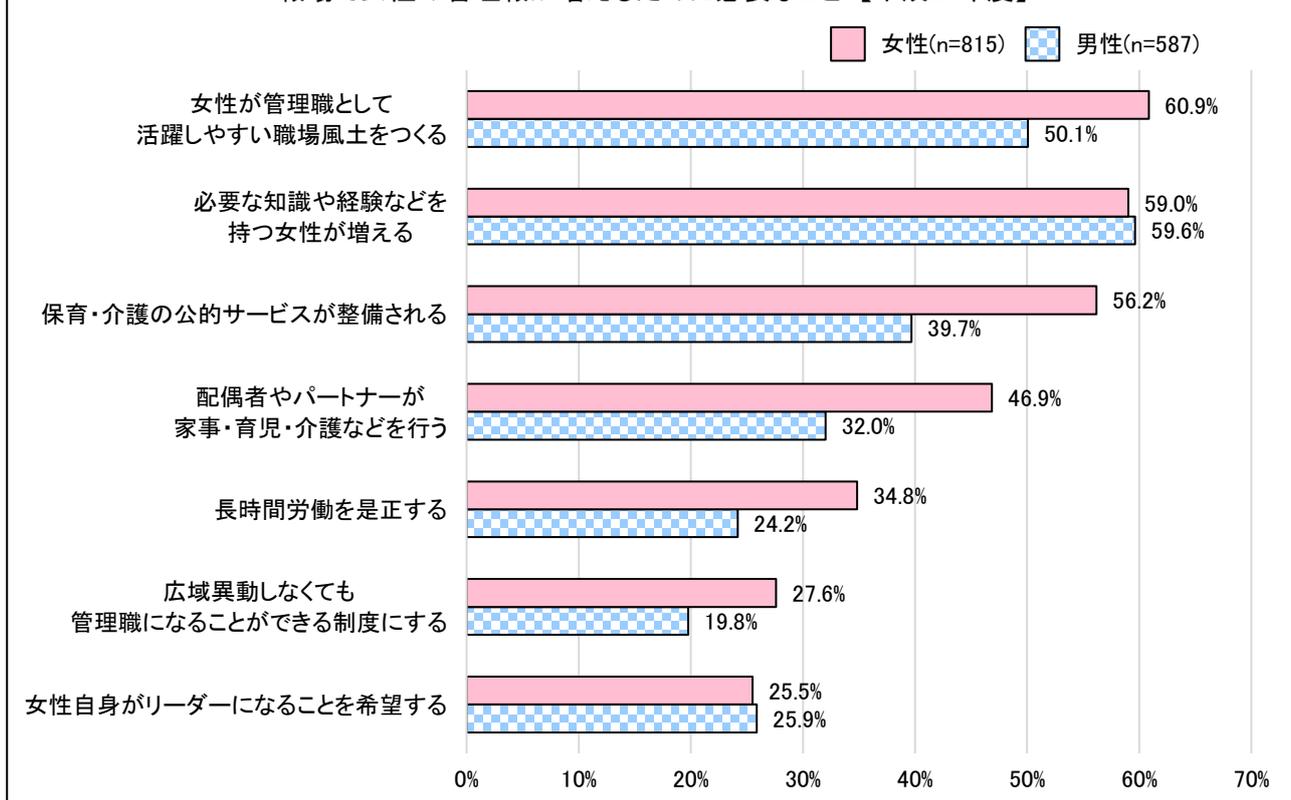
資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

「地域のリーダーは男性の方が向いている」という考え方について



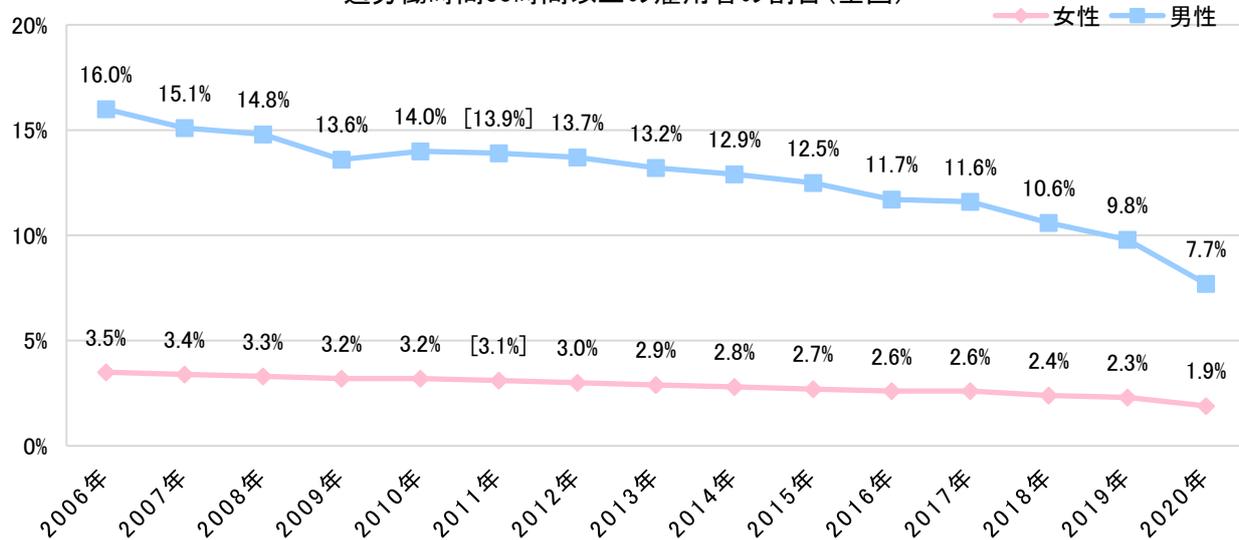
資料出所: 平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

職場で女性の管理職が増えるために必要なこと【平成27年度】



資料出所:平成 28 年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課

週労働時間60時間以上の雇用者の割合(全国)



(備考)

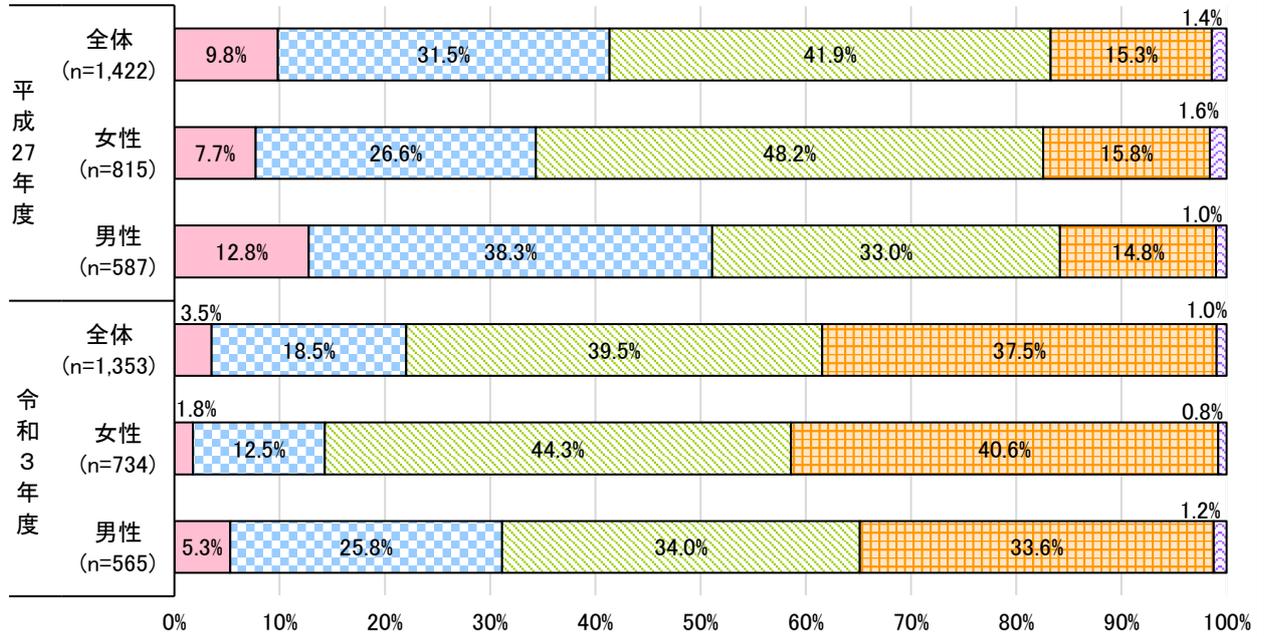
- 総務省「労働力調査(基本集計)」より作成。
- 数値は非農林業雇用者(休業者を除く)総数に占める割合。
- 2011年の[]内の割合は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

資料出所:「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)統括文書-2007~2020-」

「仕事を持っている場合、仕事を家庭生活よりも優先した方がよい」という考え方について

そう思う
 どちらかといえばそう思う
 どちらかといえばそう思わない
 そう思わない
 不明

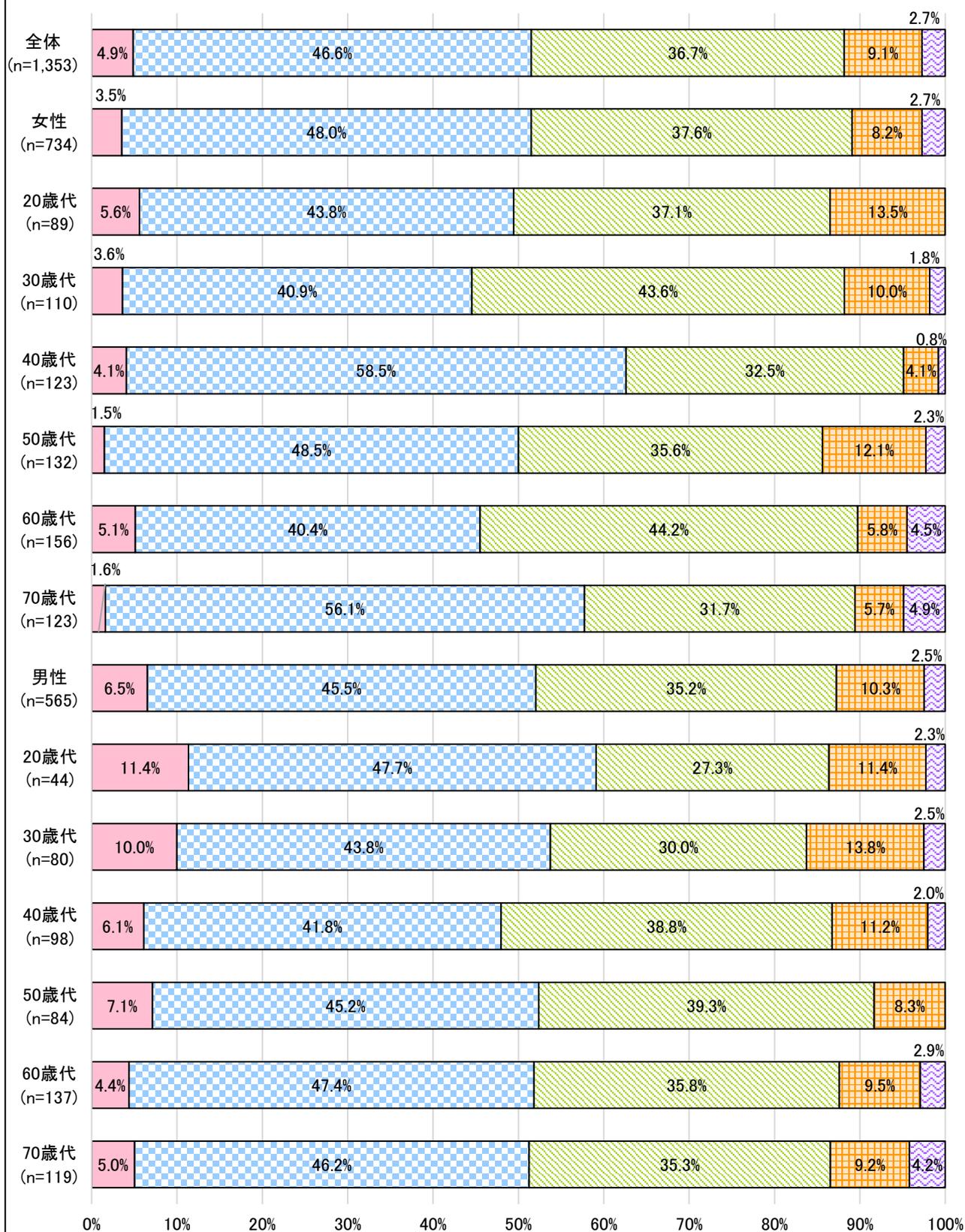
※平成27年度調査：仕事を持っている場合、仕事を家庭生活や地域活動よりも最優先した方がよい
賛成、どちらかといえば賛成、どちらかといえば反対、反対、不明



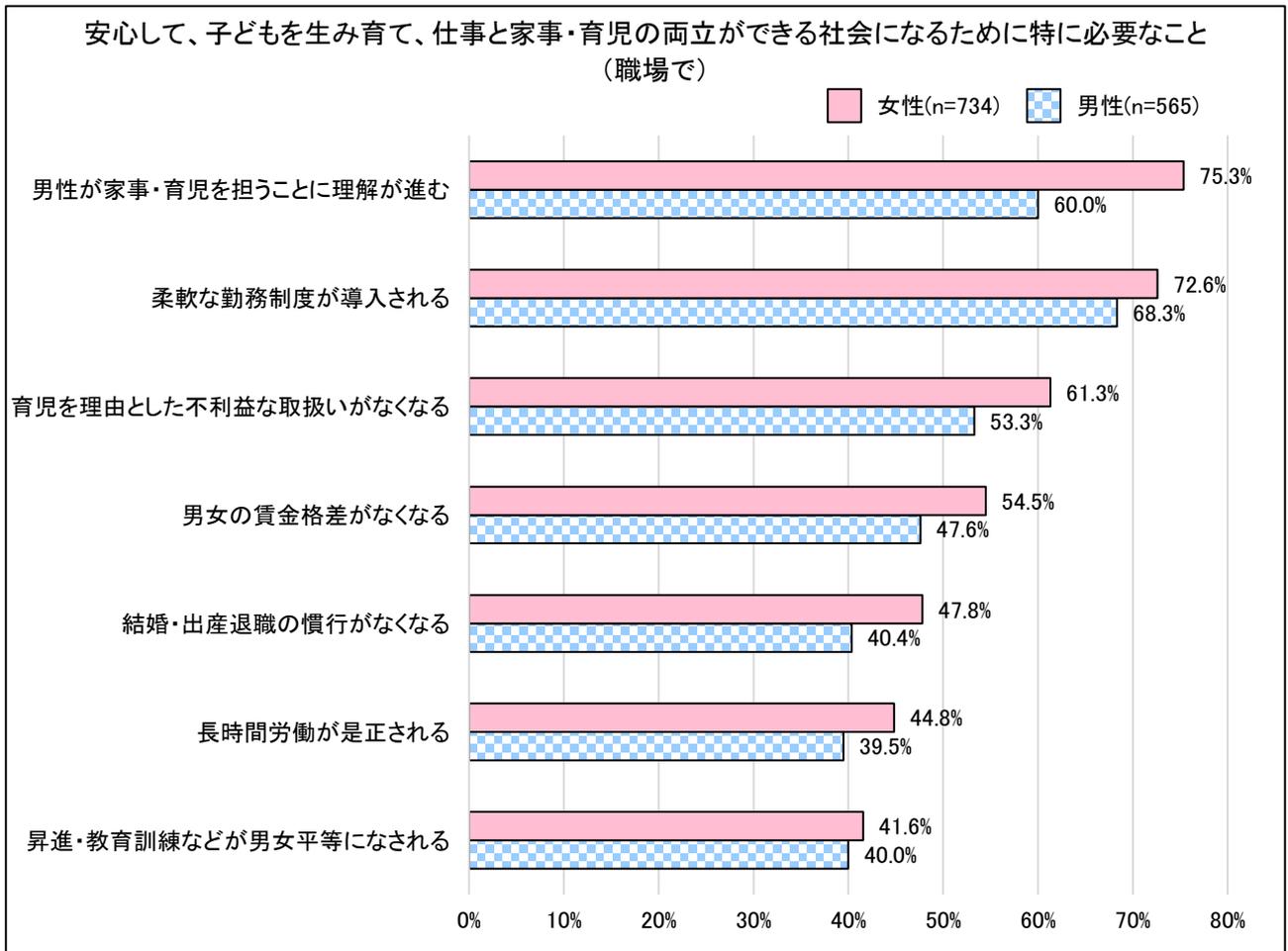
資料出所：平成28年度「男女共同参画に関する市民意識調査報告書」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民参画まちづくり課
令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

時間の使い方の状況
1週間バランスのよい時間の使い方ができた人の割合

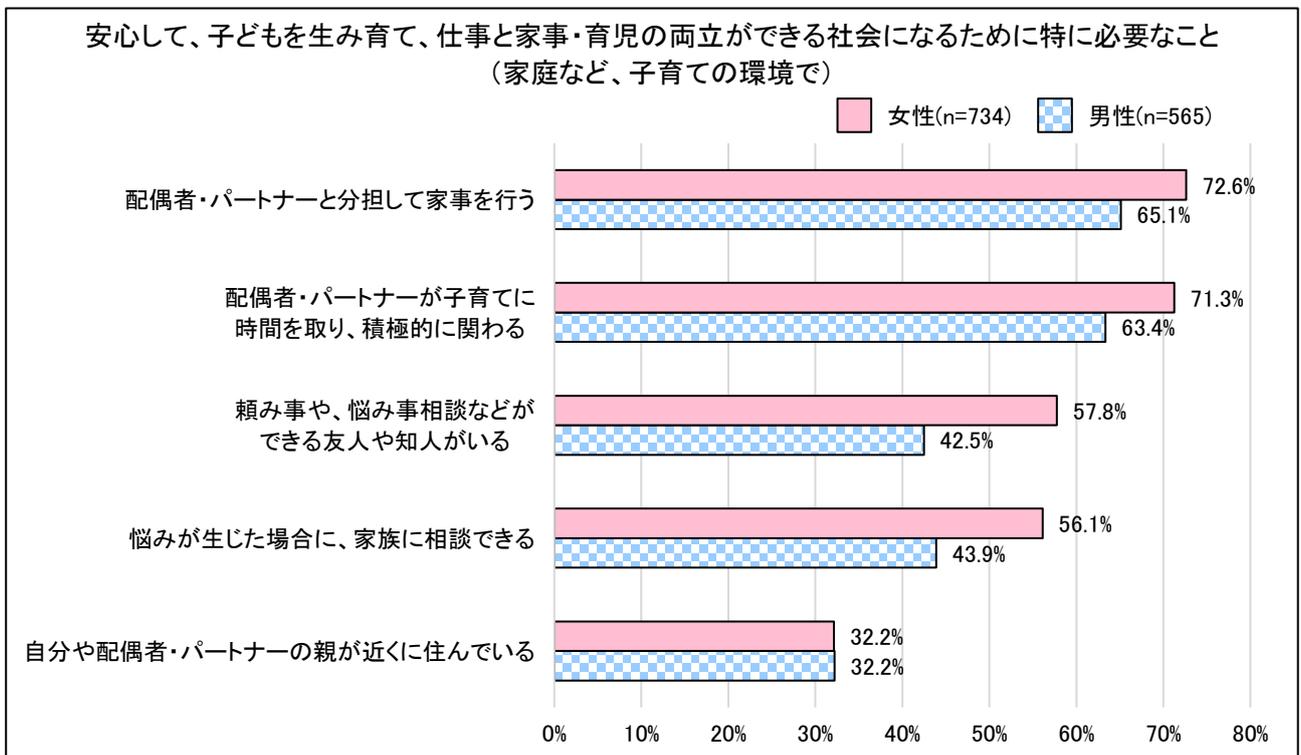
よくできた だいたいできた あまりできなかった 全くできなかった 不明



資料出所:令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課



資料出所: 令和3年度「男女共同参画に関する市民意識調査」(公財)松山市男女共同参画推進財団、松山市市民生活課

【資料1】男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)

(法律第七十八号)

第百四十五回通常国会

小渕内閣

改正 平成十一年七月一六日法律第一〇二号

同十一年一二月二二日同第一六〇号

男女共同参画社会基本法をここに公布する。

男女共同参画社会基本法

目次

前文

第一章 総則(第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する
基本的施策(第十三条—第二十条)第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八
条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある

社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮さ

れなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社

会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同

参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要

があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名され

たものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

【資料2】松山市男女共同参画推進条例

制定 平成15年7月4日条例第23号
改正 平成15年12月26日条例第40号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第17条)

第2章 基本的な男女共同参画推進施策(第18条—
第26条)

第3章 男女共同参画を推進するための体制(第27
条—第29条)

第4章 松山市男女共同参画会議(第30条—第34条)

第5章 雑則(第35条)

付則

すべての人が性別にかかわらず個人として尊重され、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することのできる社会の実現は、私たちの願いである。

世界では、昭和50年の国際婦人年から今日まで、国際連合を中心として、女性に対する差別をなくす目的でつくられた女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約が採択されるなど男女平等の実現に向けた積極的な各種の取組が行われてきた。我が国でも、日本国憲法において個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律や男女共同参画社会基本法が制定されるなど男女平等を実現するための法律・制度が整備されてきた。

21世紀の我が国においては、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、国際化、高度情報化など社会経済情勢が急速に変化し、人の生き方が多様化している。このような状況の下で、我が国が真に豊かな社会を築くためには、男女共同参画社会を実現することが最重要かつ緊急の課題となっている。

私たちのまち松山は、温暖な気候と天災の少ない豊かな自然環境に恵まれ、温かい人情と数多くの文化・伝統・風習がはぐくまれてきた都市である。また一方、これまで男女共同参画の推進のための施策が積極的に展開されてきたものの、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会習慣が依然として存在している。

ここに私たちは、男女共同参画社会を早期に実現することを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進について、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって豊かで活力のある男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) ジェンダー 生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) 市民 本市の区域内(以下「市内」という。)に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内で活動する者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動(非営利活動を含む。)を行う個人又は法人をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける精神的、経済的、身体的又は言動的な暴力及び虐待をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が人としての尊厳が重んじられること、直接又は間接にかかわらず性別により差別した取扱いを受けないこと、個人とし

ての能力を発揮する機会が平等に確保されること、人権侵害である男女間の身体的、精神的、経済的又は性的暴力等あらゆる暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、ジェンダーを反映した社会における制度又は慣行によって、男女の自由な活動の選択を妨げることのないように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画は、男女が社会の対等な構成員として、市、事業者その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共に参画する機会が均等に確保されるように推進されなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活その他の家庭以外の社会のあらゆる分野における活動とを両立して行うことができるように推進されなければならない。

(経済活動の分野での男女共同参画)

第7条 男女共同参画は、経済活動の分野において、男女が均等な就労環境の下で、労働、生産、経営等に協働して取り組むことができるように推進されなければならない。

(教育の分野での男女共同参画)

第8条 男女共同参画は、家庭教育、学校教育及び生涯にわたる社会教育の分野において、主体的に学び、考え、及び行動することのできる自立の精神と男女平等の意識がはぐくまれるように推進されなければならない。

(国際的視野の下での男女共同参画)

第9条 男女共同参画は、すべての国・地域で取り組むべき目標であると認識し、国・地域にとらわれることなく、広い視野の下に積極的に推進されなければならない。

(性の尊重と生涯にわたる健康への配慮)

第10条 男女共同参画は、男女が、互いの性を尊重するとともに、妊娠、出産その他の生殖と性に関し、互いの理解を深め、自らの決定が尊重されること及び生涯にわたる心身の健康に配慮して推進されなければならない。

(市の責務)

第11条 市は、第3条から前条までに定める男女共同参画の推進についての基本理念(以下「基本理念」と

いう。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下「男女共同参画推進施策」という。)を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、県、国等と連携・協力するとともに、市民及び事業者が男女共同参画の推進のために行う活動に対し、積極的な支援に努めるものとする。

(市民の責務)

第12条 市民は、基本理念にのっとり、ジェンダーを反映した社会における制度又は慣行を改善し、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第13条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動において男女共同参画を推進し、就労者の職業生活における活動と家庭生活における活動との両立を支援するための就労環境を整備するよう努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 何人も、あらゆる場において、ジェンダーによる差別した取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、あらゆる場において、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

4 市は、前3項の規定に違反する行為による被害を受けた者に対し、必要に応じた支援を行うものとする。

(情報の公表の表現への配慮)

第15条 何人も、あらゆる情報の公表に当たっては、ジェンダー、セクシュアル・ハラスメント又はドメスティック・バイオレンスを助長する表現その他男女共同参画を妨げるような表現を行わないよう努めなければならない。

(地域における男女共同参画の推進)

第16条 何人も、地域における活動の中で、男女共同参画が阻害される制度又は慣行をなくし、ジェンダーにとらわれることなく個人の行動、考え方等が尊重され、意思決定にかかわることができるよう努めなければならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第17条 何人も、家庭教育、学校教育、社会教育その

他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

第2章 基本的な男女共同参画推進施策 (基本計画)

第18条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、本市における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画として、男女共同参画の推進のための基本計画(以下「基本計画」という。)を策定する。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画推進施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び松山市男女共同参画会議の意見を聴くものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、広く公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第19条 市は、市民及び事業者が積極的改善措置を講じるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行うものとする。

2 市は、審議会等の附属機関その他これに準じるものの構成員を任命し、又は委嘱するに当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女のいずれか一方の構成員の数が構成員の総数の10分の4未満とならないよう努めるものとする。

(家庭生活における活動と他の活動の両立支援)

第20条 市は、男女が家庭生活における活動と職業生活その他の家庭以外の社会における活動とを両立することができるようその支援に努めるものとする。

(農林水産業、自営の商工業等の分野における環境整備)

第21条 市は、農林水産業、自営の商工業等の分野において、男女が主体的に能力を十分に発揮し、対等な構成員として経営その他方針の立案及び決定の場に参画する機会が均等に確保される社会を実現するため、家庭、職域及び地域におけるジェンダーの解消その他の必要な環境整備に努めるものとする。

(情報提供及び広報活動)

第22条 市は、男女共同参画の推進について市民及び事業者の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて、情報を提供するとともに、広報活動の充実を図るものとする。

(研究機関等との連携)

第23条 市は、男女共同参画を推進するため、研究機関、教育機関等と連携・協力するよう努めるものとする。

2 市は、男女共同参画を推進するため、民間の団体と連携・協力するとともに、当該民間の団体が男女共同参画の推進のために行う活動を支援するよう努めるものとする。

(事業者からの報告等)

第24条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する事項について報告を求めるとともに、情報の提供、助言等を行うことができる。

2 市長は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等について公表することができる。

(進ちよく状況等の公表)

第25条 市長は、毎年、基本計画に基づく男女共同参画推進施策の進ちよく状況等を公表するものとする。
(調査研究)

第26条 市は、男女共同参画推進施策を実施するために必要な調査研究を行うものとする。

第3章 男女共同参画を推進するための体制 (財政上の措置等)

第27条 市は、男女共同参画を推進するための財政上の措置その他の必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の設置)

第28条 市は、社会のあらゆる分野で男女が共に参画することができる環境づくりの促進を図り、もって男女共同参画社会の実現に資するための拠点施設を設置するものとする。

(苦情又は意見の申出)

第29条 市民及び事業者は、男女共同参画推進施策その他市が実施する施策であって男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められるものに対して苦情又は意見があるときは、規則で定めるところにより、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による苦情又は意見の申出があったときは、適切に処理するものとする。

3 市長は、前項の規定による苦情又は意見の処理に当たっては、必要に応じて、松山市男女共同参画会議の意見を聴くものとする。

第4章 松山市男女共同参画会議

(設置)

第30条 男女共同参画を円滑に推進するため、松山市男女共同参画会議(以下「参画会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第31条 参画会議は、第18条第3項(同条第5項において準用する場合を含む。)及び第29条第3項に規定する事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する基本的かつ重要な事項について調査審議する。

(組織)

第32条 参画会議は、20人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第33条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 民間企業又は関係団体が推薦する者
- (3) 市民
- (4) その他市長が適当と認める者

2 市長は、前項第3号に掲げる者のうちから委員を選任するときは、公募の方法により行うよう努めるものとする。

3 委員の任期は、2年とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(その他)

第34条 前3条に定めるもののほか、参画会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(規則への委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。

(検討)

2 本市における男女共同参画の推進の在り方については、この条例の施行後5年を目途として、この条例の施行状況等を勘案して検討を加え、その結果に基づいて必要な措置が講じられるべきものとする。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている松山市男女共同参画推進プランは、第18条第1項の規定により策定された基本計画とみなす。

(松山市男女共同参画推進センター条例の一部改正)

4 松山市男女共同参画推進センター条例(平成11年条例第29号)の一部を次のように改正する。

付 則(平成15年12月26日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

【資料3】配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)

(法律第三十一号)

第五十一回通常国会

第二次森内閣

改正 平成一六年六月二日法律第六四号

同一九年七月一日同第一一三号

同二五年七月三日同第七二号

同二六年四月二三日同第二八号

令和元年六月二六日同第四六号

同四年五月二五日同第五二号

同四年六月一七日同第六八号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律をここに公布する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

目次

前文

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府

県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な

指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面につ

いては、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあつては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあつては配偶者から受ける身体に対する暴力

(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪

の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心^{しやうぢしん}を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足る言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場

所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知す

るものとする。

- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
 - 5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
 - 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
 - 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
 - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
 - 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
 - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
 - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に

ついて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
 - 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となつた身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
(事件の記録の閲覧等)
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者

は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の

推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあつては、当該関係にあつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力

を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、

一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
 第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。
 (経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼ

すものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定

める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

【資料4】女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)

(法律第六十四号)

第百八十九回通常国会

第三次安倍内閣

改正 平成二九年三月三十一日法律第一四号

令和元年六月五日同第二四号

同四年三月三十一日同第一二号

同四年六月一七日同第六八号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
をここに公布する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する
法律

目次

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等(第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第二節 一般事業主行動計画等(第八条—第十八条)

第三節 特定事業主行動計画(第十九条)

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表
(第二十条・第二十一条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進する
ための支援措置(第二十二条—第二十九
条)

第五章 雑則(第三十条—第三十三条)

第六章 罰則(第三十四条—第三十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人

権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」と

いう。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活

躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であつて、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項

を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であつて、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基

づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなつたと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第

一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を

行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、

当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二條 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五條 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六條 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。(協議会)

第二十七條 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八條 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九條 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、

三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項(第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号)
抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十

八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「第一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七条の規定

令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号)抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

【資料5】政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(平成三十年五月二十三日)

(法律第二十八号)

第百九十六回通常国会

第四次安倍内閣

改正 令和三年六月一六日法律第六七号

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律をここに公布する。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職(以下「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野にお

ける男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。)にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は

財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。
(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和三年六月一六日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

【資料6】男女共同参画のあゆみ

	世界	国内	愛媛県	松山市
昭和50年 (1975年)	国際婦人年世界会議(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置 「婦人問題企画推進会議」設置		
昭和51年 (1976年)	「国連婦人の10年」(~1985)			
昭和52年 (1977年)		「国内行動計画」策定		
昭和54年 (1979年)	第34回国連総会 「女子差別撤廃条約」採択			
昭和55年 (1980年)	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) 「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択			
昭和56年 (1981年)		「国内行動計画後期重点目標」策定		
昭和58年 (1983年)			「愛媛の婦人対策基本指針」策定 「愛媛県婦人対策推進会議」設置	
昭和59年 (1984年)		「国籍法」改正		
昭和60年 (1985年)	「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「女子差別撤廃条約」批准 「男女雇用機会均等法」公布		
昭和61年 (1986年)		「婦人問題企画推進有識者会議」設置		
昭和62年 (1987年)		「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	「愛媛県婦人総合(現:愛媛県男女共同参画)センター」オープン	
平成元年 (1989年)			「第2次愛媛の婦人対策基本指針」策定 「愛媛婦人問題(女性の課題)検討委員会」設置	
平成2年 (1990年)	国連経済社会理事会 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択			市民生活課に「女性係」設置 「松山市女性行政推進会議」設置
平成3年 (1991年)		「育児休業法」公布	(財)えひめ女性振興団設立	市民生活課に「女性政策室」設置 松山市女性海外派遣事業実施 女性問題に関する市民意識調査実施 「新まつやま女性ふれあい基金条例」制定
平成4年 (1992年)			「愛媛県女性行動計画」策定 「男女共同参画社会づくり推進県民会議」設立	「松山市女性行動計画策定委員会」設置 市民部に「女性政策課」設置 「(仮称)松山市レディカルセンター設置準備委員会」設置

	世界	国内	愛媛県	松山市
平成5年 (1993年)	第48回国連総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」を採択	「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布		「(仮称)松山市レディカルセンター設置に関する報告書」を市長に提出 「松山市女性行動計画」策定 「まつやま女性会議」設置
平成6年 (1994年)		「男女共同参画室」設置 「男女共同参画審議会(政令)」設置 「男女共同参画推進本部」設置		
平成7年 (1995年)	第4回世界女性会議—平等、開発、平和のための行動(北京)「北京宣言及び行動綱領」採択	「ILO第156号条約(家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約)」批准 「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の法制化)		
平成8年 (1996年)		「男女共同参画ビジョン」答申 「男女共同参画2000年プラン」策定		「松山市女性行動計画事業実施計画書」作成
平成9年 (1997年)		「男女共同参画審議会(法律)」設置 「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「愛媛県女性行動計画(改訂版)」策定	「(仮称)松山市レディカルセンター」建設地決定 「(仮称)松山市レディカルセンター整備推進委員会」設置 「(仮称)松山市レディカルセンター基本構想に関する報告書」市長に提出 「(仮称)松山市レディカルセンター基本構想」策定 「(仮称)松山市レディカルセンター事業研究会」設置
平成10年 (1998年)				「(仮称)松山市男女共同参画推進センター」へ名称変更 「松山市女性行動計画」検討委員会設置 「(仮称)松山市男女共同参画推進センター」着工
平成11年 (1999年)		「男女共同参画社会基本法」公布、施行 「育児・介護休業法」改正(介護休業制度の義務化)	「愛媛県男女共同参画会議」設置	松山市女性行動計画(改訂版)「松山市男女共同参画推進プラン」策定
平成12年 (2000年)	国連特別総会「女性2000年会議」(ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定	「愛媛県男女共同参画推進本部」の設置	「松山市男女共同参画推進センター(コムズ)」開館 「まつやま女性会議」から「まつやま男女共同参画会議」へ名称変更 「松山市女性行政推進会議」から「松山市男女共同参画行政推進会議」へ名称変更 「松山市男女共同参画推進プラン事業実施計画」策定
平成13年 (2001年)		「男女共同参画会議」設置 内閣府に「男女共同参画局」設置 「配偶者暴力防止法」施行	「愛媛県男女共同参画計画～パートナーシップえひめ21～」策定	

	世 界	国 内	愛媛県	松山市
平成14年 (2002年)			「愛媛県男女共同参画推進条例」施行 「愛媛県男女共同参画推進委員」設置	
平成15年 (2003年)		男女共同参画推進本部決定「女性のチャレンジ支援策の推進について」 「次世代育成支援対策推進法」公布(平成17年4月完全施行)		「松山市男女共同参画推進条例」制定 「松山市男女共同参画推進条例」一部改正
平成16年 (2004年)		「配偶者暴力防止法」改正及び基本方針の策定		「松山市男女共同参画会議」設置 「日本女性会議 2004 まつやま」開催
平成17年 (2005年)	第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	「第2次男女共同参画基本計画」策定 「女性の再チャレンジ支援プラン」策定		「松山市男女共同参画基本計画」及び「松山市男女共同参画事業実施計画」策定
平成18年 (2006年)		「男女雇用機会均等法」改正	「愛媛県男女共同参画計画～パートナートナリシップえひめ 21～」中間改定 「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定	
平成19年 (2007年)		「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		
平成20年 (2008年)		男女共同参画推進本部決定「女性の参画加速プログラム」 女子差別撤廃条約実施状況「第6回報告書」提出		
平成21年 (2009年)	国連女子差別撤廃委員会「第6回報告書」最終見解		「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	
平成22年 (2010年)	第54回国連婦人の地位委員会(国連「北京+15」記念会合)(ニューヨーク)	「第3次男女共同参画基本計画」策定		「市内ワーキング・グループ」発足
平成23年 (2011年)	UN Women(国連女性機関)正式に活動開始		「第2次愛媛県男女共同参画計画」策定	「第2次松山市男女共同参画基本計画」策定
平成24年 (2012年)	第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択		「男女共同参画フォーラム 2012 in えひめ」開催	
平成25年 (2013年)		「配偶者暴力防止法」改正		
平成26年 (2014年)	第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	すべての女性が輝く社会づくり本部の設置 国連女子差別撤廃委員会「第7回及び8回報告書」提出	「愛媛県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定	

	世界	国内	愛媛県	松山市
平成27年 (2015年)	第59回国連婦人の地位委員会 (国連「北京+20」記念会合)(ニューヨーク) 「持続可能な開発のための2030アジェンダ」(SDGs)採択	「女性活躍推進法」公布 「第4次男女共同参画基本計画」策定		
平成28年 (2016年)	国連女子差別撤廃委員会「第7回及び8回合同報告書」最終見解	「男女雇用機会均等法」改正 (妊娠・出産等に関するハラスメントの防止措置の義務化等) 「育児・介護休業法」改正 (育児休業・介護休業等に関するハラスメントの防止措置の義務化等)	「第2次愛媛県男女共同参画計画」の中間改訂	松山イクボス合同宣言式開催
平成29年 (2017年)			知事と県内20市町長の合同ひめボス宣言	「第3次松山市男女共同参画基本計画」策定
平成30年 (2018年)		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布	えひめ性暴力被害者支援センター 「ひめここ」開設	
平成31年 令和元年 (2019年)	G20大阪首脳宣言			「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会行動宣言」に市長が賛同
令和2年 (2020年)	第64回国連女性の地位委員会 (国連「北京+25」記念会合)(ニューヨーク)	「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」決定 「第5次男女共同参画基本計画」策定		
令和3年 (2021年)			「第3次愛媛県男女共同参画計画」策定	
令和4年 (2022年)				
令和5年 (2023年)				「第4次松山市男女共同参画基本計画」策定

用語解説

あ行

アンコンシャス・バイアス

日本語で「無意識の偏ったモノの見方」のことで、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」等と表現されることもある。

育児・介護休業法(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)

育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇及び介護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため所定労働時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的としている法律(平成3年法律第76号)

M字カーブ問題

女性の労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られている。近年、M字カーブは浅くなっており、M字の底となる年齢階級も上昇、M字の谷となる期間も短くなっている。

エンパワーメント

男女共同参画社会の実現のために、女性が自らの意識と能力を高め、社会のあらゆる分野で、政治的、経済的、社会的及び文化的に力を持った存在となり、力を発揮し、行動していくこと。

か行

キャリア教育

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育

固定的性別役割分担意識

男性、女性の役割を性別だけを理由に決めつけること。

さ行

ジェンダー

生物学的な性別とは異なる男女の役割を固定的にとらえる社会的又は文化的に形成された性別(松山市男女共同参画推進条例第2条第2号)

ジェンダーギャップ

男女の違いにより生じる格差

死亡年齢最頻値

死亡者数が最も多い年齢

弱者等の必需品

女性・乳幼児・高齢者・障がい者等の必需品

ジュニア防災リーダークラブ

家庭防災、地域防災、学校防災の先頭に立つ人材育成を目的とした小学校5年生から高校3年生までの児童・生徒による組織

女性活躍推進法(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律)

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とした法律(平成 27 年法律第 64 号)

審議会等

政策の立案、運営に当たり専門知識を導入し、各種の意見を反映させるため、行政機関に設置される諮問のための合議制の機関

性自認

自分の性をどのように認識しているか。

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等になることを目指すことなどを基本原則とし、国・地方公共団体の責務や、政党等が所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努めることなどを定めている法律(平成 30 年法律第 28 号)

性的指向

どのような性別の人を好きになるか。

セクシュアル・ハラスメント

性的な言動により相手方を不快にさせ、若しくはその者の生活環境を害し、又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えること。(松山市男女共同参画推進条例第2条第6号)

た行

第6次松山市総合計画

市政での最上位の計画として位置付けられるもので、将来のまちのあるべき姿(将来都市像)を描くとともに、その実現に向けて、まちづくりの方向性を総合的かつ体系的にまとめた計画

男女共同参画社会

男女が性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野の活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会

男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的としている法律(昭和 47 年法律第 113 号)

男性中心型労働慣行

長時間勤務や転勤が当然とされている男性中心の働き方等を前提とする労働慣行

DV

ドメスティック・バイオレンス(domestic violence)の略で、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)から受ける精神的、経済的、身体的又は言語的な暴力及び虐待

は行

配偶者暴力防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律)

配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、通報、相談、保護、自立支援等の体制の整備について定めている法律(平成 13 年法律第 31 号)

働き方改革関連法(働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律)

労働者がそれぞれの事情に応じた多様な働き方を選択できる社会を実現する働き方改革を総合的に推進するため、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保等のための措置を講ずる法律(平成 30 年法律第 71 号)

ヘルスリテラシー

健康についての正しい知識・情報を入手し、理解して活用する能力

ま行

松山市地域防災計画

総合的かつ計画的な防災対策を推進するとともに、住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底など、市民運動も誘発しながら、災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えを一層充実し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした計画

メディア・リテラシー

次の3つを構成要素とする、複合的な能力のこと。 1. メディアを主体的に読み解く能力 2. メディアにアクセスし、活用する能力 3. メディアを通じコミュニケーションする能力。特に、情報の読み手との相互作用的(インタラクティブ)コミュニケーション能力

や行

要介護認定率

第1号被保険者数(介護保険の 65 歳以上の被保険者)に占める要介護認定者数の割合

“共に次のステップへ 一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち”に向けて

松山市が初めて男女共同参画基本計画を策定してから、18年が経過しました。前回の第3次計画からは、「一人ひとりが自分らしく笑顔で暮らせるまち」をサブタイトルに掲げ、様々な取組を行ってきた結果、「固定的性別役割分担意識」は大幅に改善されるなど、男女共同参画社会の実現に向けて、着実に歩みを進めています。しかし、男女の平等感や、家事・育児の負担にはいまだ性別による偏りがあり、取組をさらに強化させる必要があります。

近年、少子高齢化や核家族化が進み、地域や家族の有り様など社会情勢は急速に変化しています。そのような中、個性や多様性を尊重する社会の実現を目指しながら、経済社会を持続的に発展させるためには、男女共同参画は欠かせない要素となっています。

女性活躍推進法の改正などにより、地方や中小企業にも女性活躍を推進する意識や取組が徐々に波及してきました。また、働く場だけでなく、地域社会、政治分野、防災分野での女性活躍も求められています。一方男性は、これまで、長時間労働が当たり前とされる就労環境など、積極的に育児等に参画しにくい慣行がありましたが、育児・介護休業法の改正により、男性が仕事と家事・育児・介護等を両立できる土壌づくりも進められています。

男女共同参画というと、これまで、どこか「女性の問題」と捉えられてきたのではないのでしょうか。男性もまた、男女共同参画社会の主演です。女性の社会での活躍と歩調を合わせて、男性も地域や家庭に活躍の場を広げ、ワーク・ライフ・バランスを充実させることが、のびのびと生きやすい社会の実現につながります。その視点を改めて男女が共に意識し、一人ひとりがさらに自分らしく笑顔で暮らせるまちを目指し、第4次松山市男女共同参画基本計画を礎として、次のステップへ歩みを加速させたいと思います。

第4次 松山市男女共同参画基本計画

発行日 令和5年3月

発行 松山市 市民部 人権・共生社会推進課
〒790-8571

愛媛県松山市二番町四丁目7番地2

TEL 089-948-6449 FAX 089-934-1742

E-mail jinkenkyousei@city.matsuyama.ehime.jp

